整理番号　第　号

仁木町地域防災計画

（一般災害対策編）

仁木町防災会議

仁木町地域防災計画追録加除整理一覧表

追録を加除整理されましたときは、必ず、その追録号数、内容現在年月日及び加除整理年月日をこの表に記入し、押印してください。

台本　平成23年10月24日現在

追録号数	内　容　現　在	加　除　整　理	整理者印
第　１　号	平成２５年　３月１２日	平成　年　月　日	
第　２　号	平成２５年　７月１７日	平成　年　月　日	
第　３　号	平成２６年　７月３１日	平成　年　月　日	
第　４　号	平成２７年１２月２４日	平成　年　月　日	
第　５　号	平成２９年　２月２４日	平成　年　月　日	
第　６　号	平成３０年　３月２３日	平成　年　月　日	
第　７　号	令和 元 年　６月２４日	令和　年　月　日	
第　８　号	令和 ３ 年　３月２２日	令和　年　月　日	
第　９　号	令和 ４ 年　３月２２日	令和　年　月　日	
第　１０　号	令和 ５ 年　３月２２日	令和　年　月　日	
第　１１　号	令和 ６ 年　３月２５日	令和　年　月　日	
第　１２　号	令和 ７ 年　３月１９日	令和　年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	

追録号数	内　容　現　在	加　除　整　理	整理者印
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	
第　　号	年　月　日	年　月　日	

目　　次

用語例

第1章　総　則

第１節　計画策定の目的・・・　１
第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
第３節　住民及び事業所の基本的責務等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
第４節　仁木町の地勢と災害の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

第2章　防災組織

第１節　仁木町防災会議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
第２節　応急活動体制 ・・・　１４
第３節　住民組織等の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
（２６頁は空白）

第3章　災害情報通信計画

第１節　気象情報等の伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
第２節　災害情報通信計画・・・　３９
第３節　災害情報等の収集及び伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
（５５～６０頁は空白）

第4章　災害予防計画

第１節　重要警戒区域及び整備区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１
第２節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画・・・・　６２
第３節　水害予防計画 ・・・　６４
第４節　風害予防計画 ・・・　６４
第５節　雪害予防計画 ・・・　６５
第６節　融雪災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
第７節　土砂災害予防計画・・・　６９
第８節　建築物災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
第９節　消防計画 ・・・　７３
第10節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・　７５
第11節　防災訓練計画 ・・・　７６
第12節　避難体制整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
第13節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８５
第14節　自主防災組織の育成等に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
第15節　複合災害に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６
（１２２～１３０頁は空白）

目　　次

第5章　地震防災計画

第１節　地震に強いまちづくり推進計画 ･････････････････････････････ １３１
第２節　地震に関する防災知識の普及・啓発･････････････････････････ １３３
第３節　住民の心構え･･･ １３５
第４節　防災訓練計画･･･ １３７
第５節　地震災害予防計画･･･ １３８
第６節　要配慮者対策計画･･･ １４０
第７節　自主防災組織の育成等に関する計画･････････････････････････ １４１
第８節　地震災害対策計画･･･ １４２
第９節　災害復旧・被災者援護計画･････････････････････････････････ １４９

（１５０頁は空白）

第6章　水防計画 ･･･ １５１

（１５２～１６０頁は空白）

第7章　災害応急対策計画

第１節　動員計画･･･ １６１
第２節　災害広報・情報提供計画･････････････････････････････････････ １６４
第３節　避難対策計画･･･ １６７
第４節　救助救出計画･･･ １８３
第５節　食料供給計画･･･ １８４
第６節　給水計画･･･ １８６
第７節　衣料、生活必需品等物資供給計画･････････････････････････････ １８９
第８節　石油類燃料供給計画･･････････････････････････････････････ １９１
第９節　医療救護計画･･･ １９２
第10節　防疫計画･･･ １９５
第11節　廃棄物等処理計画･･･ １９７
第12節　災害廃棄物処理等計画･････････････････････････････････････ １９９
第13節　障害物除去計画･･ ２００
第14節　応急土木対策計画･･･ ２０１
第15節　労務供給計画･･･ ２０２
第16節　交通応急対策計画･･･ ２０３
第17節　輸送計画･･･ ２０８
第18節　消防防災ヘリコプター活用計画･････････････････････････････ ２１１
第19節　文教対策計画･･･ ２１３
第20節　住宅対策計画･･･ ２１５
第21節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画･･････････････ ２１９
第22節　災害警備計画･･･ ２２１

第23節　災害応急金融計画・・　２２３
第24節　広域応援計画・・・　２２４
第25節　職員応援派遣計画・・　２２５
第26節　災害義援金募集（配分）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２６
第27節　災害ボランティアセンターとの連携計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２７
第28節　自衛隊災害派遣要請計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２９
第29節　災害救助法の適用・・　２３３
（２３７～２５０頁は空白）

第8章　事故災害対策計画
第１節　航空災害対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５１
第２節　鉄道災害対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５４
第３節　道路災害対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５７
第４節　危険物等災害対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６１
第５節　大規模な火事災害対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６４
第６節　林野火災対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６８
第７節　大規模停電災害対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７３
（２７８～２８０頁は空白）

第9章　災害復旧･被災者援護計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８１
（２８４～２９０頁は空白）

第10章　備蓄計画 ・・　２９１

参　考　資　料

資料１　仁木町防災会議条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
資料２　仁木町防災会議運営規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
資料３　仁木町災害対策本部条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
資料４　仁木町災害対策本部運営規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
資料５　災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 ・・・・・・・　7
資料６　災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目　１０
資料７　災害時における仁木町と仁木郵便局の協力に関する協定 ・・・・・・・・・　１４
資料８　災害時の医療救護活動に関する協定書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
資料９　北海道広域消防相互応援協定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
資料10　北海道広域消防相互応援協定覚書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
資料11　北海道消防防災ヘリコプター応援協定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
資料12　後志管内災害発生時応援協力覚書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
資料13　小樽市と北後志消防組合の北海道広域消防相互応援協定に基づく申合

目　　次

わせ事項･･･　２９
資料14　災害時における被災車両等の移動に関する協力協定･･･････････････　３０
資料15　災害時等における応急対策活動に関する協定書（仁木建設協会）･･　３２
資料16　災害時等協力協定書（北海道電気保安協会）･･･････････････････　３５
資料17　災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書････････････　３７
資料18　災害対応型自動販売機による協同事業に関する協定書の一部変更に係る協定書･･･　３９
資料19　災害時に住民の避難施設として民間社会福祉施設等に受け入れることに関する協定書･･･　４１
資料20　災害等の発生時における仁木町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定･･････････････････････････　４３
資料21　災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書･･････････････　４５
資料22　災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書･･････････････　４７
資料23　災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書････････････　４９
資料24　災害時等におけるバス輸送の協力に関する協定書････････････････　５１
資料25　大規模災害時等の連携に関する協定書･････････････････････････　５３
資料26　災害時等における情報発信等に関する協定書････････････････････　５５
資料27　災害時等における応急生活物資供給の協力に関する協定書････････　５７
資料28　災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書････････････････　５９
資料29　災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書･･････････　６１
資料30　災害時における協力に関する協定書･･･････････････････････････　６３
資料31　災害及び感染症発生時における防疫活動業務の協力に関する協定書･　６５
資料32　緊急時飲料提供ベンダー利用細則（サントリービバレッジサービス）　６７
資料33　大規模災害時における相互協力に関する基本協定････････････････　６９
資料34　大規模災害時における停電復旧作業の支援に関する覚書･･････････　７１
資料35　災害時等におけるレンタル機材の供給に関する協定書････････････　７４
資料36　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書････････････････････････　７５
資料37　北後志広域防災連携に係る協定･･･････････････････････････････　７７
資料38　災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書　７９
資料39　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書･･････････････　８１
資料40　災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書･･･　９０

本計画書の後に仁木町地域防災計画（原子力防災計画編）、仁木町備蓄計画及び仁木町水防計画を合冊しています。

用語例

本計画で使用する用語等は、次による。

標記	説明
基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
町防災会議	仁木町防災会議
本部長	仁木町災害対策本部長
町防災計画	仁木町地域防災計画
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいい、本計画では仁木町長
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第１章　　総　　則

第１節　　計画策定の目的

１　計画の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する計画であり、仁木町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関がその機能の全てを挙げて町民をはじめ観光客や外国人等仁木町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護するため、基本法第１条の趣旨を達成するよう、仁木町の防災に万全を期することを目的とする。

《国、道及び仁木町の防災会議並びに防災計画の体系》

国	北　海　道	仁　木　町
中央防災会議	北海道防災会議	仁木町防災会議
防災基本計画	北海道地域防災計画	仁木町地域防災計画

２　計画の構成

町防災計画は、一般災害対策編の他、原子力防災計画編、原子力防災計画資料編から構成する。

３　計画の効果的推進

（１）　災害の発生を完全に防ぐのは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

（２）　自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

（３）　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であるから、「自らの命は自ら守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

（４）　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障害者な

どの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

（５）　災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

（６）　東日本大震災や令和６年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本町の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。

（７）　効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

４　計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより、町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。ただし､軽微な変更は除くものとする。

（１）　社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき

（２）　防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき

（３）　新たな計画を必要とするとき

（４）　防災基本計画の修正が行われたとき

（５）　その他仁木町防災会議会長が必要と認めたとき

第２節　　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

仁木町防災会議の構成機関、防災に関する国等の行政機関及び公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

１　仁木町

（１）　仁木町

ア　町防災会議に関すること。

イ　仁木町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。

ウ　防災に関する組織の整備を図り､物資及び資材の備蓄その他災害予防応急に関すること。

エ　自主防災組織の充実を図ること。

オ　住民の自発的な防災活動の促進を図ること。

カ　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。

キ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。

（２）　仁木町教育委員会

ア　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。

イ　文教施設及び文化財の保全対策に関すること。
ウ　町立学校における防災教育に関すること。

２　北後志消防組合（仁木支署、仁木消防団）
ア　災害時における消防及び水防活動に関すること。
イ　災害時における救助活動に関すること。

３　指定地方行政機関
（１）　小樽開発建設部（小樽道路事務所）
ア　災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
イ　国道の維持補修及び災害復旧等に関すること。
ウ　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。
エ　災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
（２）　石狩森林管理署銀山森林事務所
ア　林野火災の予防対策の計画及び実施に関すること。
イ　治山対策の実施に関すること。
ウ　災害時における緊急対策及び復旧資材の供給に関すること。
（３）　札幌管区気象台
ア　気象、地象、地動及び水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
イ　気象業、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
エ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
（４）　北海道農政事務所
農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。

４　陸上自衛隊北部方面隊（第11旅団第11特科隊）
ア　災害派遣出動による救援活動及び応急復旧活動に関すること。
イ　災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
ウ　災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。

５　北海道
（１）　後志総合振興局
ア　後志総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること。
イ　防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。
ウ　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
エ　町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。
オ　災害予防及び災害応急対策並びに災害復旧対策の実施に関すること。
カ　自衛隊の災害派遣要請に関すること。

キ　災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。

（２）　後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所

ア　関係公共土木施設の維持、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。

イ　関係河川の水位及び雨量の情報収集に関すること。

ウ　被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。

エ　水防技術等の指導に関すること。

オ　道道の維持、災害復旧に関すること。

（３）　保健環境部余市地域保健支所

ア　災害時における防疫措置に関すること。

イ　災害時における応急医療に関すること。

６　北海道警察

（１）　札幌方面余市警察署（仁木、銀山駐在所）

ア　災害時において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制に関すること。

イ　気象警報等の伝達、災害情報の収集及び人心安定のための広報活動の実施に関すること。

ウ　防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

７　指定公共機関

（１）　東日本電信電話株式会社北海道事業部

ア　通信設備等の防災対策に関すること。

イ　重要通信の確保に関すること。

ウ　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。

（２）　北海道電力ネットワーク株式会社余市ネットワークセンター

災害時における電力の円滑な供給に関すること。

（３）　日本放送協会札幌放送局

ア　防災に係る知識の普及に関すること。

イ　気象予報及び被害状況等に関する報道を実施すること。

ウ　災害時における公共放送の確保に関すること。

（４）　北海道旅客鉄道株式会社（余市駅）

ア　災害時における鉄道輸送の確保に関すること。

イ　災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の支援に関すること。

（５）　日本郵便株式会社仁木郵便局・銀山郵便局

郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。

（６）　日本赤十字社北海道支部（仁木町分区）

ア　災害時における医療、助産等の救助、救援に関すること。

イ　民間団体及び個人が行う救助活動の連絡調整に関すること。

ウ　災害義援金品の募集に関すること。

８　指定地方公共機関

（１）　一般社団法人余市医師会

災害時における救急医療の実施に関すること。
（２）　余市川土地改良区
ア　土地改良施設の防災対策を行うこと。
イ　農地農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
（３）　一般社団法人北海道薬剤師会
災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
（４）　公益社団法人北海道獣医師会
ア　災害時における産業用動物の保護に関すること。
イ　災害時におけるペットの保護に関すること。
（５）　一般社団法人北海道バス協会及び公益社団法人北海道トラック協会
災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。

９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
（１）　新おたる農業協同組合
ア　気象警報等の広報に関すること。
イ　共同利用施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。
ウ　被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。
（２）　ようてい森林組合北後志事業所
災害時における森林災害の予防、応急対策に関すること。
（３）　仁木町商工会
ア　災害時における物価の安定及び救助物資の確保の協力に関すること。
イ　被災事業主に対する融資及びその斡旋に関すること。
（４）　仁木町建設協会
防災協定による応急対策への協力に関ること。
（５）　北後志衛生施設組合
し尿に係る清掃に関すること。
（６）　病院・診療所
災害時における医療防疫対策の協力に関すること。
（７）　運送事業者
災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
（８）　危険物関係施設の管理者
ア　災害時における危険物の保安の確保に関すること。
イ　暖房用燃料等の安定供給に関すること。
ウ　ＬＰガスの保全及び供給に関すること。

第３節　　住民及び事業所の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や身近なコミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

第１章　総　則

１　住民の責務

住民は「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

（１）　平常時の備え

ア　避難の方法（避難路、避難所等）及び家族との連絡方法の確認

イ　「最低３日間、推奨１週間分」の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

ウ　隣近所との相互協力関係のかん養

エ　災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

オ　防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

カ　町内会における要配慮者への配慮

キ　自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

ク　ＳＮＳ等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

（２）　災害時の対策

ア　地域における被災状況の把握

イ　近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援

ウ　初期消火活動等の応急対策

エ　避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築

オ　道・町・防災関係機関の活動への協力

カ　自主防災組織の活動

（３）　災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく非常緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

２　事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災体制の整備

や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

（１）　平常時の備え
　ア　災害時行動マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用
　イ　防災体制の整備
　ウ　事業所の耐震化・耐浪化の促進
　エ　予想被害からの復旧計画策定
　オ　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
　カ　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
　キ　取引先とのサプライチェーンの確保
（２）　災害時の対策
　ア　事業所の被災状況の把握
　イ　従業員及び施設利用者への災害情報の提供
　ウ　施設利用者の避難誘導
　エ　従業員及び施設利用者の救助
　オ　初期消火活動等の応急対策
　カ　事業の継続又は早期再開・復旧
　キ　ボランティア活動への支援等、地域への貢献

３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（１）　町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
（２）　地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として仁木町防災会議に提案するなど、当該地区の町の連携に努めるものとする。
（３）　仁木町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて、仁木町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、仁木町地域防災計画に地区防災計画を定める。
（４）　町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

４　町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第４節　　仁木町の地勢と災害の概要

１　自然的条件

第１章　総　則

（１）　位置及び面積

仁木町は、北海道の西部、後志管内北部にあって、北緯43度10分、東経140度50分に位置し、北は余市町に隣接し、東は南走する頂白山系をもって赤井川村と、また西南は八内岳から稲穂嶺、三角山に至る山嶺を隔てて古平町、共和町及び倶知安町とそれぞれ境を画しており、その総面積は東西約16km、南北19kmの167.96km^2 である。

（２）　地勢

本町の地形は、東南方にそびえる余市岳（1,488m）に源を発した余市川が、町の中央部を南東から北西に流れ途中、土木沢、鳥居沢、上山道で大きく湾曲して北東し、大黒川、然別川、砥の川などの支流をのんで日本海にそそいでいる。

この余市川の流域に25kmにわたって細長く帯状に平坦地が形成され、南部は銀山地域、中央部は大江地域、北部は仁木地域に分かれ、各地域とも東部の山間の傾斜地を合わせ農耕地が形成されている。

（３）　気象

本町は、積丹半島の付け根に位置し、役場庁舎1階部分の海抜が9.9m、日本海までの距離が５kmと近いため、対馬暖流の影響を受け海洋性の西南風が多く、平均気温約８度、年間雨量約1,100mmと、道内にあっては比較的温暖多湿の気候となっている。積雪量は、平年１．５m前後で、根雪が12月上旬から４月中旬までの期間で、豪雪地帯の指定を受けている。

２　社会的条件

（１）　人口構造

本町の人口動態は、国勢調査で見るとピークは昭和３５年の８,３２６人で、その後毎年減少を続け、令和２年では３，１８０人とピーク時の約４割まで減少し、著しい過疎化が進行している。６５歳以上の高齢者比率は、人口の減少に伴い増加し、昭和３５年の４.６％から令和２年の４０．３％と激増し、全道平均３２．１％、全国平均２８．６％に比べ著しく高い。

（２）　土地利用状況

土地の利用状況では、余市川流域沿いに南北２５kmにわたり細長く形成される平坦部の面積は４６．９８k㎡・２８％と少なく、この内、約２，０００haが農用地として利用されている。残りの７２％は、カルデラで生成された丘陵部で国有林野などの森林が大部分を占め、防災上の重要な役割を果たしている。

３　災害の概要

本町の災害発生状況は、８月から10月にかけての低気圧、台風等による暴風雨災害が最も多く、又、冬季は、異常降雪による豪雪災害が発生し、春先にはこの積雪と降雨が重なり、融雪災害が発生する。

被害は、営農施設や果樹木等農作物の農業被害と、大小河川の河岸決壊等の土木被害が主なものである。

４　過去の主な災害による被害発生状況

年月日（西暦）	種　別	被害地域	被　害　状　況
平成２年４月７日 (1990)　～９日	強　風	全　域	最大瞬間風速35mの強風により野菜・果樹のビニールハウスなどに被害。 ・農業施設被害　165か所 ・非住家被害　６棟 ・公立文教被害　１件 被害総額　1,886万円
平成５年５月上旬 (1993)～９月上旬	低　温	全　域	異常低温、日照不足により農作物特に水稲に被害。 ・被害面積　1,390ha 被害金額　113,864万円
平成５年11月13日 (1993)　～14日	強　風	全　域	最大瞬間風速34.4mの強風により野菜のビニールハウスなどに被害。 ・住家被害　２棟、非住家被害　２棟 ・農業施設被害　18か所 ・商工被害　１件 ・公立文教被害　２件 ・社会福祉施設　３件 被害総額　931万円
平成10年５月２日 (1998)	大　雨	全　域	２日未明から降り続いた雨により、家屋の浸水、田畑の冠水、河岸決壊などの被害。 ・床下浸水　１棟 ・農業施設被害　３か所 ・土木被害　13か所 被害総額　6,080万円
平成10年９月15日 (1998)	台　風 （５号）	全　域	138mmの降雨と、瞬間風速20m以上の強風により農作物などに被害。 ・床下浸水　１棟 ・農業被害　141ha 被害総額　7,445万円
平成11年７月28日 (1999)　～29日	大　雨	大江地区	大雨による河川の増水で民有林が崩壊。 ・林業被害　0.7ha 被害総額　8,000万円
平成14年10月２日 (2002)	台　風 (21号)	全　域	瞬間風速20m以上の強風により農作物や家屋に被害。 ・住家被害　１棟（一部破損） ・農業被害　7.1ha 被害総額　817万円

平成16年９月８日 (2004)	台　風 (18号)	全　域	最大瞬間風速45.7mの強風により家屋や農作物、農業施設（倉庫、ビニールハウス、ぶどう棚等）に被害、災害対策本部設置（9月8日）。 ・人的被害　２名（重傷） ・住家被害　半壊２棟 ・非住家被害　全壊12棟、半壊２棟 ・農作物被害　368.9ha ・営農施設被害　1,086件 ・樹体被害　716ha 被害総額　222,144万円
平成16年11月16日 (2004)	豪　雪	全　域	累計降雪量794cm、最大積雪深183cm、日最大降雪量48cm(1月21日) ・死亡２名(落雪)
平成17年４月24日 (2005)			・営農施設（雨避ハウス等）　8,786万円 ・果樹木　65,153万円 被害総額 73,939万円
平成17年11月30日 (2005) ～ 平成18年4月23日 (2006)	豪　雪 （平成18年豪雪災害）	全　域	累計降雪量907cm、最大積雪深207cm、日最大降雪量72cm(12月11日)、災害対策本部設置（1月11日） ・重傷２名、軽傷３名 ・住家被害　一部破損１棟　18万円 ・非住家被害　全壊１棟　2,564万円 ・小学校屋体　一部破損１棟　625万円 ・教員住宅　一部破損１棟　49万円 ・公営住宅　一部破損２棟　69万円 ・農業施設（倉庫等）602.9㎡　2,831万円 ・営農施設（雨避ハウス等）91.8ha　4,687万円 ・果樹木　204ha　28,264万円 被害総額　39,107万円
平成22年７月29日 (2010)	大　雨	全　域	140mmの降雨により、家屋の浸水、田畑の冠水、護岸決壊などの被害。 ・床上浸水　１棟 ・農業施設被害　14か所 ・土木被害　5か所 ・水道被害　1か所 ・社会教育施設被害　2か所 被害総額　3,374万円
平成23年９月２日 (2011)　～６日	大　雨	全　域	5日間250mm以上の降雨により、家屋の浸水、田畑の冠水などの被害。 ・床下浸水　１棟 ・農作物被害　36ha 被害総額　4,000万円

平成27年10月２日 （2015）　～３日	強　風 大　雨	全　　域	最大瞬間風速32.8mの強風、降り始めからの累計雨量72mmの降雨により農作物、農業施設などに被害。 ・農業施設被害　120か所 ・果樹木被害　70本 ・農作物被害　25ha ・土木被害　35か所 被害総額　3,363万円
平成27年10月８日 （2015）　～９日	台　風 (23号)	全　域	最大瞬間風速26.3mの強風により家屋、農業施設などに被害。 ・住家被害　３棟（一部破損） ・非住家被害　１棟（一部破損） ・農業施設被害　68か所 ・農作物被害　1,122ha ・土木被害　25か所 被害総額　3,207万円
平成30年７月５日 (2018)	大　雨	全　　域	5日間累計125mm以上の降雨により護岸浸食、田畑の冠水、グラウンド陥没等の被害。 ・土木被害　25か所　1,454万円 ・公立文教施設被害　2か所　16万円 被害総額　1,470万円
平成30年９月４日 (2018)	台　風 (21号)	全　　域	最大瞬間風速34.1mの強風により家屋や農作物、農業施設（ビニールハウス、ぶどう棚等）などに被害。災害警戒本部設置（9月4日～9月5日）。 ・住家被害　1棟（一部破損）178万円 ・農作物被害　5.6ha　2,218万円 ・営農施設被害　731か所　5,130万円 ・樹体被害　207か所　2,070万円 ・土木被害　15か所　45万円 ・公立文教施設被　1か所　3万円 被害総額　9,644万円
平成30年９月６日 (2018)	地　震	全　　域	6日未明に発生した北海道胆振東部地震により約21時間にわたり町内全域で停電が発生（震度3）。6日付で本町を含む道内179市町村が災害救助法適用地域に指定。災害警戒本部設置（9月6日～9月7日）。 ・商工被害　18か所（宿泊取消）　28万円 ・公立文教施設被害　1か所　17万円 被害総額　45万円

第２章　　防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営に関する事項を、次のとおり定める。

第１節　　仁木町防災会議

１　防災会議の組織

仁木町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第６項の規定に基づき仁木町防災会議条例（昭和37年条例第16号）第３条第５項に定める者をもって組織する。

所掌事務は、仁木町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、防災関係機関相互間の連絡調整、並びに水防法（昭和24年法律第193号）第32条の水防計画の調査審議等を行うことを任務とする。

２　防災会議の運営

仁木町防災会議条例及び仁木町防災会議運営規程（昭和44年３月28日仁木町防災会議議決）の定めるところによる。

防災会議の組織図

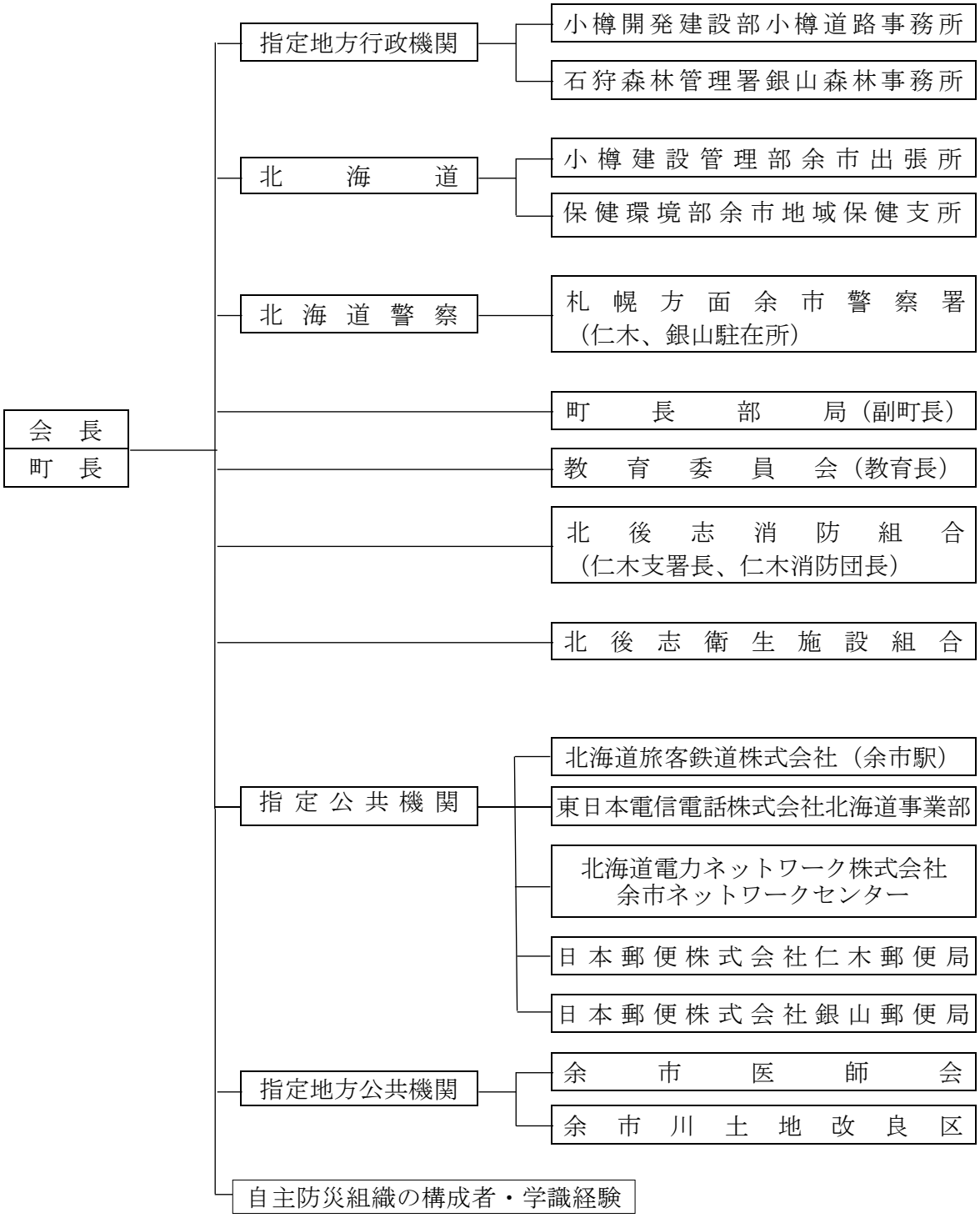
会　長
町　長
指定地方行政機関
小樽開発建設部小樽道路事務所
石狩森林管理署銀山森林事務所
北　海　道
小樽建設管理部余市出張所
保健環境部余市地域保健支所
北海道警察
札幌方面余市警察署
（仁木、銀山駐在所）
町　長　部　局（副町長）
教育委員会（教育長）
北後志消防組合
（仁木支署長、仁木消防団長）
北後志衛生施設組合
指定公共機関
北海道旅客鉄道株式会社（余市駅）
東日本電信電話株式会社北海道事業部
北海道電力ネットワーク株式会社
余市ネットワークセンター
日本郵便株式会社仁木郵便局
日本郵便株式会社銀山郵便局
指定地方公共機関
余市医師会
余市川土地改良区
自主防災組織の構成者・学識経験

第２節　　応急活動体制

町長は、災害･事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要と認めるときは、緊急幹部会議を招集し､初動体制に万全を期するものとする。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

１　第１非常配備（連絡体制の整備）

（１）　配備

町長は、気象、地象及び水象に関する情報又は警報に関する情報を受け、かつ、災害の発生について警戒が必要と認めた場合は、特に関係のある課等の少数人員による連絡体制を整備する。

２　第２非常配備（災害警戒本部の設置）

（１）　設置

町長は、災害に伴う被害が発生し、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害警戒本部設置基準	
風　水　害	・大型台風の接近等で被害が発生したとき ・住家の浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき ・孤立地域、避難者の発生等により応急対策が必要なとき ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき ・自主避難、高齢者等避難の発令等により避難所の開設等が必要なとき
雪　　害	・住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき ・孤立地域、避難者の発生により応急対策が必要なとき ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
大事故等	
航空災害	・航空機の墜落等で対策が必要なとき
鉄道災害	・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
道路災害	・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
危険物等災害	・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき
大規模火災	・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき
林野火災	・消火活動の難航が予想されるとき ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき
大規模停電災害	・人命の救助・救出案件が発生し、交通・通信網などへの影響拡大が予想されるとき
冷（湿）害	・広範囲の冷（湿）害被害が発生したとき
地　　震	・仁木町内で震度４以上の地震が発生し、被害が発生したとき

（２）　設置場所

災害警戒本部の設置場所は、役場本庁舎とする。

なお、被災状況等により役場本庁舎に設置することができない場合は、被災状況を確認し公共施設等に設置する。

（３）　組織等

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

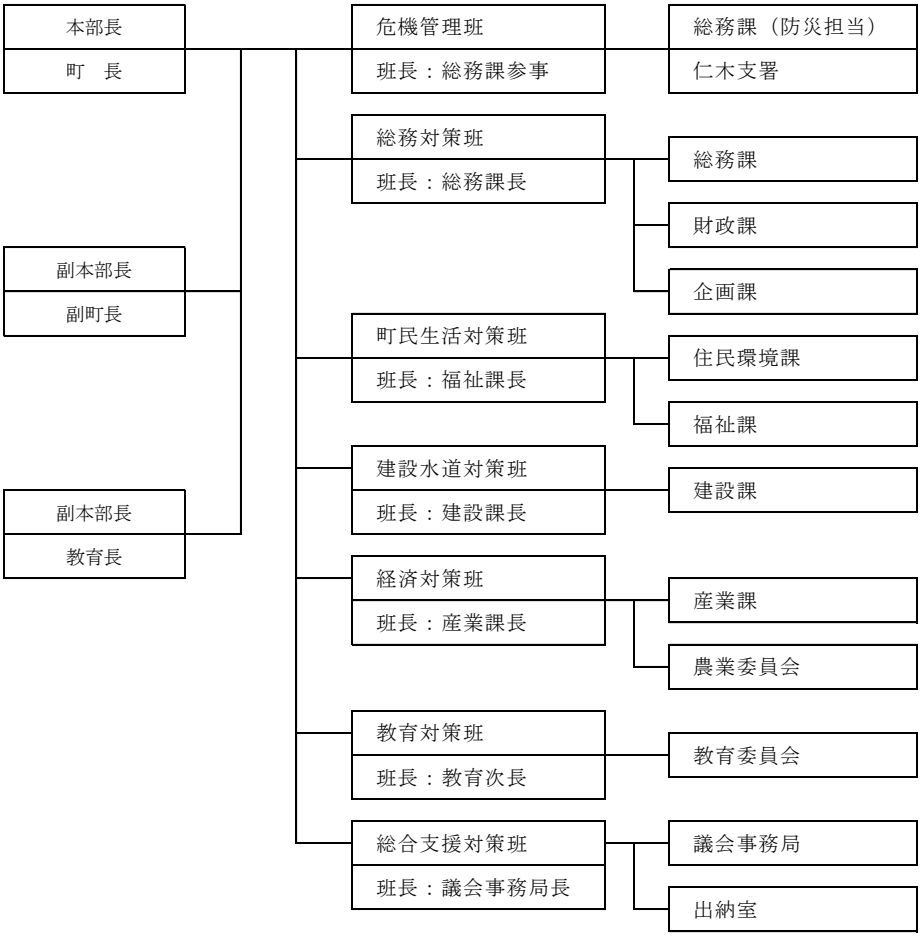

※本部員会議は、本部長、副本部長、教育長、各課長等（課長、局長、室長、次長、参事、所長、支署長）で行う。

（４）　動員配備体制

配備体制は、「非常配備に関する基準」の第２非常配備とし、職員の動員体制は、災害対応に必要な関係対策班の職員数を配備する。

（５）　所掌等

災害警戒本部は、次の掲げる事務を処理するものとし、庶務は総務課（防災担当）において処理する。また、各班の所掌事務は、災害対策本部各班の所掌事務に準ずる。

ア　気象情報の収集

イ　気象情報の広報伝達

ウ　被害情報の収集

エ　被害情報に基づく応急対策活動方針の決定

オ　救助救急活動等の対応方法

カ　職員(町及び仁木支署)の参集体制等

キ　連携すべき防災関係機関の活動方法

（６）　廃止

町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害警戒本部を廃止する。

また、町長は、災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を廃止する。

３　第３非常配備（災害対策本部の設置）

（１）　設置

災害対策本部は、基本法第23条の２の規定により、災害･事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準		
風　水　害		・特別警報（大雨・暴風）が発表され、被害が予想されるとき ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
土砂災害		・特別警報（大雨）が発表され、被害が予想されるとき ・土砂災害警戒情報が発表され、被害が予想されるとき ・被害が大規模で、広域にわたるとき
雪　害		・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
大事故等		
	航空災害	・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	鉄道災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	道路災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	危険物等災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	大規模火災	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	大規模停電災害	・人命の救助・救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき
冷（湿）害		※第１非常配備体制又は第２非常配備体制での対応とする
地　震		・仁木町内で震度４以上の地震が発生し、被害が大規模なとき

（２）　設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場本庁舎とする。

なお、被災状況等により役場本庁舎に設置することができない場合は、被災状況を確認し公共施設等に設置する。

（３）　組織等

災害対策本部の組織は、災害警戒本部と同じものとする。

※本部員会議は、本部長、副本部長、教育長、各課長等（課長、局長、室長、次長、参事、所長、支署長）で行う。

※必要があるときは、現地災害対策本部を設けるものとする。

（４）　動員配備体制

配備体制は、「非常配備に関する基準」の第３非常配備とし、職員の動員体制は、全職員を配備する。

（５）　所掌等

仁木町災害対策本部の所掌事務

部（班）名	所掌内容	担当職員
本部員会議	1　災害の予防、応急・復旧対策上の重要事項を協議決定する。 2　高齢者等避難及び避難指示の決定に関すること。 3　その他災害対策上の重要事項を協議決定する。	本部員 総務課 （防災担当）
危機管理班	1　災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2　災害対策本部の運営及び本部員会議に関すること。 3　本部長命令及び指示の伝達に関すること。 4　防災会議その他防災関係機関に対する要請及び連絡調整に関すること。 5　気象等に関する特別警報、警報、注意報及び情報等の受理伝達に関すること。 6　各班所管の予防対策、被害状況、応急対策等の実施状況、その他災害対策活動に必要な情報の取りまとめに関すること。 7　防災行政無線及び緊急速報メールの運用に関すること。 8　災害に関する各種情報の収集や広報に関すること。 9　仁木支署及び仁木消防団との連絡調整に関すること。 10　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 11　防災ヘリの要請に関すること。	総務課 （防災担当） 仁木支署
総務対策班	1　職員（本部員を除く。）の招集に関すること。 2　各班の連絡調整に関すること。 3　各班の配備人員の把握及び調整に関すること。 4　災害情報及び被害状況の取りまとめ並びに罹災証明に関すること。 5　災害気象情報の住民への広報に関すること。 6　緊急避難等の周知に関すること。 7　災害予算の編成及び経理に関すること。 8　応急・復旧対策の調整に関すること。 9　応急資材の調達に関すること。 10　町有車両(建設機械を除く。）の総括に関すること。 11　災害活動従事者に対する食糧の調達に関すること。 12　救援活動の記録に関すること。 13　災害救助法適用に必要な災害調査に関すること。 14　被災世帯名簿の作成に関すること。 15　安否情報の提供に関すること。 16　災害地の交通対策に関すること。 17　家屋等資産の被害状況の把握及び税減免等に関すること。 18　所管する公有財産の災害応急対策に関すること。 19　災害活動に関する町内会との連絡調整に関すること。 20　市町村間の職員の派遣等に関すること。 21　その他各班に属さないこと。	総務課 財政課 企画課

町民生活対策班	1　避難所・福祉避難所の開設・運営に関すること。 2　被災者の援護に関すること。 3　住民の避難誘導に関すること。 4　要配慮者の避難支援に関すること。 5　災害救助活動に関する日赤との連絡調整に関すること。 6　応援救援金品等生活必需品の需給等の調整に関すること。 7　被災者への食糧供給に関すること。 8　被災者の輸送に関すること。 9　救護所及び被災者相談所の開設に関すること。 10　被災者の生活保護に関すること。 11　高齢者世帯等要保護者の確認に関すること。 12　被災者の健康管理に関すること。 13　被災者の医療及び助産の確保に関すること。 14　医療機関との連絡調整に関すること。 15　災害時の医薬品・その他衛生材料の供給調達に関すること。 16　被災者及び被災地域の防疫等環境衛生保持に関すること。 17　人的被害の調査に関すること。 18　傷病者の収容、手当、その他医療全般に関すること。 19　被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること。 20　遺体の収容、安置、その他衛生材料の供給調達に関すること。 21　災害時の公害調査及び公害情報の収集に関すること。 22　災害時のごみ及びし尿の清掃並びに災害廃棄物処理に関すること。 23　社会福祉施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 24　医療施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 25　介護被災納付者の調査及び減免等に関すること。 26　国保被災納税者の調査及び減免等に関すること。 27　ペットに関すること。 28　所管する公有財産の災害応急対策に関すること。 29　物資（食糧、水、生活必需品等）の輸送等に係る物資輸送支援チームとの調整に関すること。	住民環境課 福祉課
建設水道対策班	1　交通不能個所の調査及び交通の確保に関すること。 2　土木関係施設災害の予防、応急･復旧対策及び被害調査に関すること。 3　水道施設災害の予防、応急・復旧対策及び被害調査に関すること。 4　災害時における応急給水に関すること。 5　応急対策に必要な資機材の確保に関すること。 6　災害時における建設用機械等の運用に関すること。 7　災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関すること。 8　災害時における危険障害物の除去に関すること。 9　建築物の被害調査(応急危険度判定等)及び災害応急対策に関すること。 10　応急仮設住宅の設置に関すること。 11　仮設避難施設の設営に関すること。 12　被害住宅復興資金に関すること。 13　災害復旧対策工事に関すること。 14　所管する公有財産の災害応急対策に関すること。	建設課
経済対策班	1　農地、営農施設、農作物、林野、家畜及び畜産施設の災害に関する予防、応急･復旧対策及び被害調査に関すること。 2　被災農家の援護対策に関すること。 3　被災農畜産物･家畜及び被災林野の病害虫発生における防疫に関すること。 4　種苗及び家畜飼料の確保に関すること。	産業課 農業委員会

	5　林野災害に関する予防、応急･復旧対策及び被害調査に関すること。 6　商工業の被害調査及び災害応急対策に関すること。 7　被災商工業者の援護対策に関すること。 8　観光施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 9　災害用食糧の確保に関すること。 10　物価対策に関すること。 11　内水面の被害調査に関すること。 12　所管する公有財産の災害応急対策に関すること。	
教育対策班	1　文教施設（文化財含む。）の災害の予防、応急･復旧対策及び被害調査に関すること。 2　被災時における教職員の動員に関すること。 3　児童･生徒に対する避難準備･勧告・指示の伝達に関すること。 4　災害時の応急教育に関すること。 5　災害時における学用品の支給に関すること。 6　災害時における学校給食の確保に関すること。 7　災害活動に協力する女性団体、青年団等との連絡調整に関すること。	教育委員会
総合支援対策班	1　災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）とのボランティア活動の状況把握、連絡調整に関すること。 2　災害予防及び応急対策実施のための各対策班への応援･支援等に関すること。	議会事務局 出納室

（６）　廃止

町長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策活動がおおむね終了したと認めた場合は、災害対策本部を廃止する。

（７）　公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示するものとする。

なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずるものとする。

（８）　設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場本庁舎とする。

（９）　運営

災害対策本部の運営は、仁木町災害対策本部条例（昭和37年条例第17号）及び仁木町災害対策本部運営規程に定めるところによる。

４　現地災害対策本部

（１）　設置

町長は、災害対策本部を設置した場合において、迅速･的確な災害応急対策を実施するため必要と認める時は、被災現地に現地災害対策本部を設置することができる。

（２）　組織

ア　現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員をもって組織する。

イ　現地災害対策本部長は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

ウ　現地災害対策本部員及びその他の職員は、災害対策本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

（３）　廃止

町長は、被災現地における災害応急対策活動がおおむね完了したと認めたときは、現地災害対策本部を廃止する。

５　災害（事故）対策現地合同本部

（１）　設置

災害(事故)対策現地合同本部は、大規模な災害(事故)が発生した際に、防災機関が相互に協議し現地において災害対策を連携して行なう必要があると認める時に設置する。

（２）　廃止

災害(事故)対策現地合同本部は、災害(事故) 応急対策がおおむね完了したときに防災関係機関相互に協議し廃止する。

災害（事故）対策現地合同本部設置に関する情報伝達系統

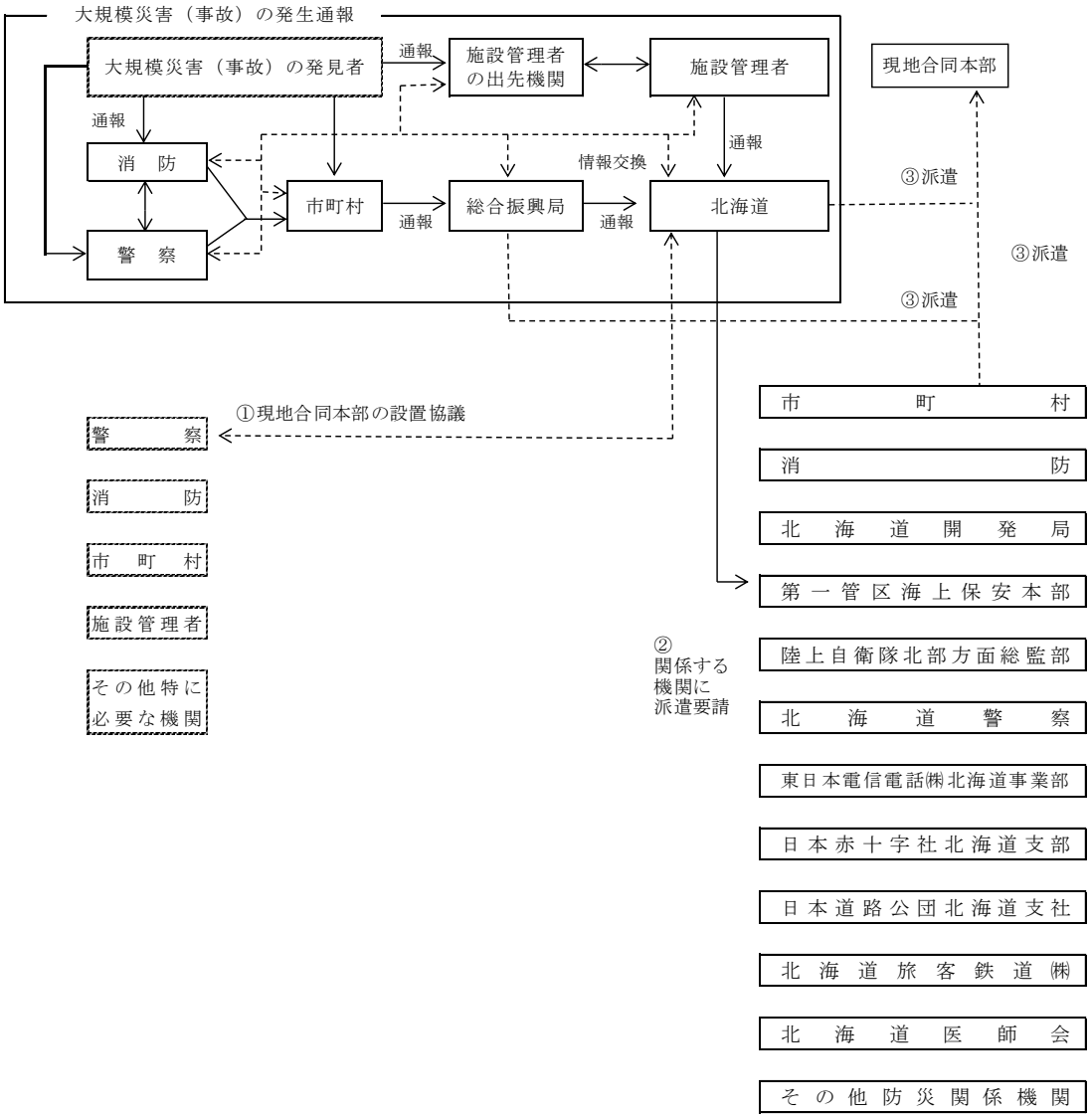

６　動員配備体制

（１）　配５体制

ア　被害の防御及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ的確な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。

イ　非常配備体制は次のとおりとし、配備体制の決定は、本部長が行う。

ウ　各対策班長は、その所掌する事務内容についての配備計画を定めて、平常時から班員にこれを周知徹底しておくものとする。

非常配備に関する基準

種　　別	配備時期	主な対策活動	配備内容
第1非常配備 (連絡体制)	1　気象､地象及び水象に関する情報又は警報等を受けたとき。 2　仁木町内で震度４以上の地震が発生したとき。 3　水防計画に基づく氾濫注意水位への到達が予想されるとき。 4　その他本部長が必要と認めたとき。	情報収集 広報活動	特に関係のある対策班の少数人員で、情報収集及び連絡調整等が円滑に行える体制とする。 次の配備体制に移行できる体制とする。
第2非常配備 (災害警戒本部)	1　局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2　仁木町内で震度５弱以上の地震が発生し、被害が発生したとき。 3　水防計画に基づく避難判断水位への到達が予想され、高齢者等避難の発令等により指定避難所の開設等が必要なとき。 4　大雨警報(土砂災害)が発表され、高齢者等避難の発令等により指定避難所の開設等が必要なとき。 5　その他本部長が必要と認めたとき。	情報収集 広報活動 自主避難 避難準備 要配慮者避難	関係対策班の必要人員をもってあたるもので、直ちに非常活動が開始できる体制とする。
第3非常配備 (災害対策本部)	1　広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大であると予想される場合において 本部長が当該非常配備を指令したとき。 2　特別警報が発表され、被害が予想されるとき。 3　仁木町内で震度５強以上の地震が発生し、被害が大規模なとき。 4　水防計画に基づく氾濫危険水位への到達が予想され、避難指示の発令等の避難・応急対策が必要なとき。 5　土砂災害警戒情報が発表され、被害が予想されるとき。 6　予想されない重大な災害が発生したとき。	全ての対策	災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

（備考）　災害の規模及び特性に応じ上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。

（２）　動員体制

町長の配備決定に基づき、職員の動員を行う。また、町長が出張しているとき、又は事故等により不在のときは、その職務を代理する者が配備決定を行なうものとする。

ア　配備人員は、各対策班長が定めた配備体制ごとの人員とする。

イ　災害対策には、初動時の対応が最も重要であることから、休日や勤務時間外等においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡が取れない場合を想定し、あらかじめ自主参集基準などについて定めておくものとする。

自主参集基準

配　備　体　制	勤　務　時　間　内	勤　務　時　間　外
第１非常配備 （連絡体制）	平常業務から第１非常配備の体制に切り替える。 庁舎外で勤務している該当職員は直ちに帰庁し警戒体制に入るものとする。	関係対策班員は、情報の収集に努めるとともに、家族の安全を確保後速やかに登庁し、配備体制の構築を図る。 その他の職員は、情報の収集に努めるとともに、出動指示に備えるものとする。
第２非常配備 （災害警戒本部）	平常業務から第２非常配備の体制に切り替える。 庁舎外で勤務している該当職員は直ちに帰庁し配備体制に入るものとする。	関係対策班員は、家族の安全を確保後速やかに登庁し、災害の予防軽減活動を実施する。 その他の職員は家族の安全を確保し、情報の収集に努めるとともに、出動指示に備えるものとする。
第３非常配備 （災害対策本部）	平常業務から第３非常配備体制に切り替える。 庁舎外で勤務している全ての職員は直ちに帰庁し、速やかに応急対策活動を実施する。 工事現場にいる職員は、現場の安全対策を講じた後、帰庁し応急対策活動を実施する。	各対策班員は、速やかに応急対策活動を実施する。 交通遮断等やむを得ない事由により、所定の場所へ参集できない職員は最寄りの指定避難所へ参集するものとする。

※　関係対策班員（該当職員）及び連絡体制は、各班長があらかじめ定める（指定する）ものとする。

ウ　町職員は、状況に応じた適切な初動体制を確立するため、伝達を受けた後、３０分以内に参集するものとする。また、交通途絶等に備え、あらかじめ交通手段を確保しておくものとする。

エ　動員系統

職員の配備指令等の動員伝達系統は、次により行う。

動員伝達系統図

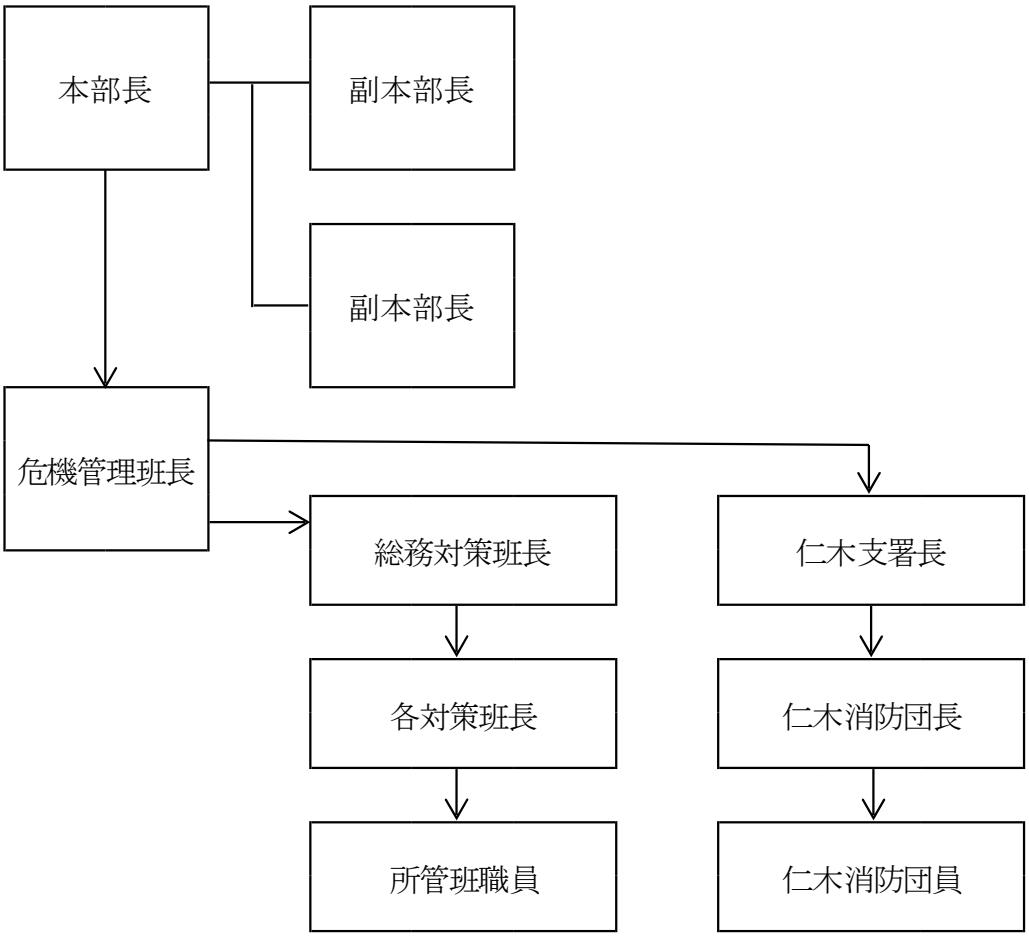

７　町長の職務の代理

災害対応に係る町長の職務に関して、町長に事故等があるときには、仁木町長の職務を代理する職員の順序を定める規則（昭和 35 年規則第 30 号）に定めるところによる。

第３節　　住民組織等の活用

災害時における情報連絡、応急活動等を迅速かつ的確に実施するため、人員に不足を生じた場合、町長は、町内会、女性団体等の住民組織に対し、主に次の事項について協力を要請するものとする。

１　避難所内の奉仕及び被害者の世話
２　応急炊き出し
３　義援金品の募集及び整理
４　救助物資の支給、清掃及び防疫の奉仕
５　その他救助活動で、町長が協力を求めた事項

団体名	事務局
仁木町町内会連絡協議会	仁木町西町１丁目36番地１　　仁木町総務課内
銀山女性の会	会長宅
仁木町青年団体協議会	仁木町西町１丁目36番地１　　仁木町教育委員会内
仁木町赤十字奉仕団	仁木町西町１丁目36番地１　　仁木町福祉課内

第３章　　災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、本章に定めるところによる。

第１節　　気象警報等の伝達計画

災害を未然に防止し、またその被害を軽減するため、気象特別警報・警報・注意報並びに気象情報等(以下「気象警報等」という。）の伝達については､本計画によるものとする。

１　伝達を要する気象警報等の種類

伝達を要する気象警報等は次のとおりとするが、伝達は、あくまでも影響を及ぼす地域及び関係先のみ行なうものとする。

（１）　気象予警報等

ア　特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

（ア）特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こる可能性が著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。（一部の市町村は分割）

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

（イ）気象警報（発表基準の数値は表１参照）

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

（ウ）気象注意報（発表基準の数値は表１参照）

大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通傷害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温０℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

イ　洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

ウ　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、後志総合振興局と札幌管区気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land）。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

エ　防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報の関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報（避難情報等）
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保 必ず発令されるものではない
～＜警戒レベル４までに必ず避難！＞～			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (従来の避難勧告のタイミングで発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	大雨、洪水注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

町は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報		
	洪水等に関する情報		土砂災害に関する情報
	河川氾濫に関する情報	内水氾濫に関する情報	
5相当	**大雨特別警報（浸水害）**		**大雨特別警報（土砂災害）**
4相当	危険度分布：紫 (非常に危険)		**土砂災害警戒情報** 危険度分布：紫 (非常に危険)
3相当	**洪水警報** 危険度分布：赤 (警戒)		**大雨警報（土砂災害）** 危険度分布：赤 (警戒)
2相当	危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)
1相当			

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）

下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）より抜粋

オ　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

カ　火災に関するもの

火災気象通報及び火災警報（林野火災気象通報及び林野火災気象警報を兼ねる）

府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

火災気象通　　報	定義	札幌管区気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認める時に消防法第22条に基づいて行なう通報
	通報基準	実効湿度６０％以下で最小湿度３０％以下の場合、若しくは平均風速が陸上で１３m/ｓ以上予想される場合とする。ただし、平均風速が１３m/ｓ以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行なわない場合がある。
火災警報	定義	後志総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条及び北後志消防組合事務取規程第36条に基づいて行なう警報
	発令条件	実行湿度６０％以下にして、最小湿度４０％以下となり、最大風速１４m/ｓ以上が予想される場合とする。

キ　地震動警報等

①　地震動特別警報及び地震動予報

警報・予報の種類	発　表　名　称	内　容　等
地震動特別警　　報	緊急地震速報（警報）又は緊急地震速報	最大震度５弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して発表する緊急地震速報。 このうち、震度６弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度３以上又は、マグネチュード３．５以上等と予想されたときに発表する緊急地震速報。

②　地震動警報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達するとともに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）に伝達する。また、市町村は全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を経由して受領した緊急地震速報を防災行政無線等を通して住民に伝達する。

ク　気象情報等

①　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（後志地方など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

②　地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

③　台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される。

④　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

土砂災害（危険度分布）https://www.jma.go.jp/jp/bosai/risk/#elements:land

浸水災害（危険度分布）https://www.jma.go.jp/jp/bosai/risk/#elements:inund

洪水災害（危険度分布）https://www.jma.go.jp/jp/bosai/risk/#elements:flood

⑤　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

※雨雲の動き(降水・雷・竜巻ナウキャスト)：

https://www.jma.go.jp/jp/bosai/nowc

表１　警報・注意報発表基準一覧表

令和６年５月２３日現在　発表官署　札幌管区気象台

仁木町	府県予報区		石狩・空知・後志地方	
	一時細分区域		後志地方	
	市町村等をまとめた区域		後志北部	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	11
		土砂災害	土壌雨量指数基準	134
	洪水		流域雨量指数基準	余市川流域=30.2、 後志種川流域＝8.7
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	6
			土壌雨量指数基準	81
	洪水		流域雨量指数基準	余市川流域＝23.5、 後志種川流域＝6.9
			複合基準※1	後志種川流域＝（6,5.5）
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		70mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧		視程	200m
	乾燥		最小湿度 30%　実効湿度 60%	
	なだれ		①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
	低音		5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い	
	霜		最低気温 3℃以下	
	着氷		気温－5℃以下で風速 8m/s 以上	
	着雪		気温 0℃くらいで、強度並み以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	80mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（注）表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被服状況や地質、地形勾配などを考慮して、降雨がどれだけ地表面に溜まっているかを数値化したものです。
（注）土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数で、解析雨量、降水短時間予報をもとに、５㎞四方の領域ごとに算出されます。
（注）流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数で、解析雨量、洪水短時間予報をもとに、５㎞四方の領域ごとに算出されます。

（２）　地震情報

ア　地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について 以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

イ　地震に用いる地域名

仁木町は、「後志地方北部」に位置する。

２　気象警報等の伝達系統及び方法

（１）　伝達の方法及び系統

気象警報等の伝達は、次に示す「気象警報等伝達系統図」に基づき、電話、広報車、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通知、伝達するものとする。

（２）　受領伝達責任者

気象警報等の受領伝達責任者は、総務課参事とし、不在の場合は、総務課（防災担当）の職員があたるものとする。

（３）　受領及び伝達の処理

ア　執務時間中の場合

a　気象警報等の伝達を受けた場合は、受領伝達責任者は、遅滞なく関係各課長等に通知し、通知を受けた各課長等は、防災上必要があると認めたとき、直ちに関係機関及び住民に周知するものとする。

b　受領伝達責任者は、通知・伝達を行った場合、その旨を「気象警報等伝達確認票」（様式2）により記録するものとする。

イ　夜間、休日の場合

夜間、休日等の気象警報等の取扱は、日直者又は北後志消防組合仁木支署が受理し、直ちに受領伝達責任者へ連絡する等、適切な措置を講ずることとする。

気象警報等伝達系統図

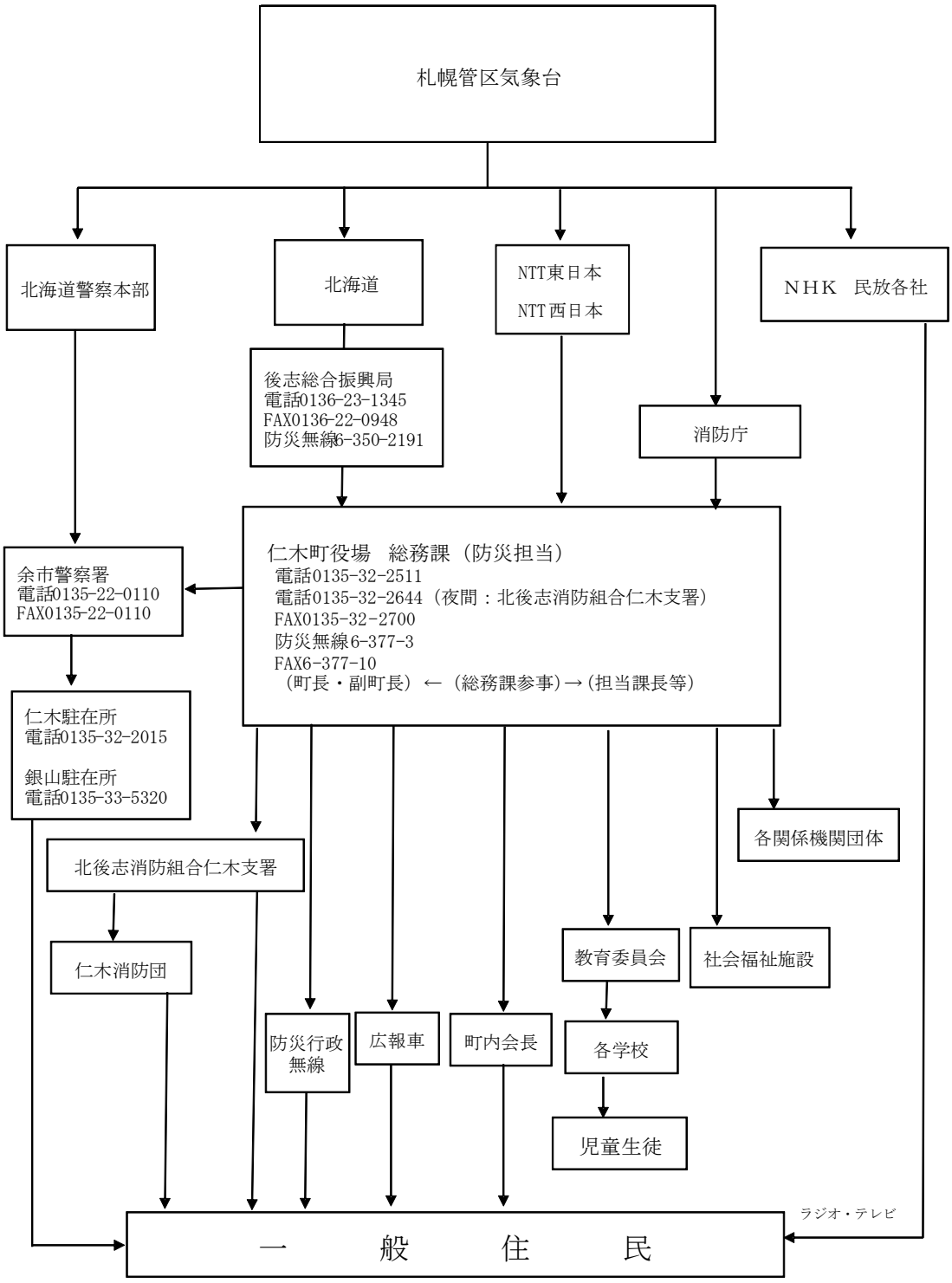
札幌管区気象台
北海道警察本部
北海道
NTT東日本
NTT西日本
ＮＨＫ　民放各社
後志総合振興局
電話0136-23-1345
FAX0136-22-0948
防災無線6-350-2191
消防庁
仁木町役場　総務課（防災担当）
電話0135-32-2511
電話0135-32-2644（夜間：北後志消防組合仁木支署）
FAX0135-32-2700
防災無線6-377-3
FAX6-377-10
（町長・副町長）←（総務課参事）→（担当課長等）
余市警察署
電話0135-22-0110
FAX0135-22-0110
仁木駐在所
電話0135-32-2015
銀山駐在所
電話0135-33-5320
北後志消防組合仁木支署
仁木消防団
各関係機関団体
教育委員会
社会福祉施設
防災行政無線
広報車
町内会長
各学校
児童生徒
ラジオ・テレビ
一　般　住　民

（様式1）

<table>
<tr><td colspan="8">気 象 警 報 等 受 理 票</td></tr>
<tr><td>保存年限</td><td>永・10・５・３・１</td><td>文書公開区分</td><td colspan="5">□公開　□非公開　□一部公開　□時限（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">決
裁
欄</td><td>町　長</td><td>副町長</td><td>課　長</td><td>主　幹</td><td>係　長</td><td>係</td><td>合　　議</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="8">年　　月　　日　　時　　分受理
ア　防災無線電話　　ウ　ＦＡＸ
イ　一 般 電 話</td></tr>
<tr><td colspan="2">発　　信　　者</td><td></td><td colspan="2">受　　信　　者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">気象警報等の種類</td><td></td><td colspan="2">発　表　時　刻</td><td colspan="3">時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">受
理
事
項</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">処
理
事
項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

（様式2）

気象警報等伝達確認票			
伝　　達　　先	伝達先受理者	伝　達　時　刻	摘　　要
		時　　分	伝達者
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	

第２節　　災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については本計画に定めるところによる。

１　情報伝達体制の整備

要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害により孤立する危険のある地域の被害者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

２　情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

３　災害通信の連絡方法

（１）　災害対策本部に対する連絡方法

ア　NTT一般加入電話利用(携帯電話を含む。)

イ　無線通信施設利用（仁木町防災行政無線）

ウ　車両

エ　徒歩

（２）　災害対策本部から後志総合振興局に対する連絡

ア　NTT一般加入電話利用（携帯電話を含む。）

イ　北海道総合行政情報ネットワーク（道防災無線）

ウ　ＩＰ電話

５　普通電話、電報以外による通信

普通電話、電報以外により通信を行う場合は、下記の通信施設を利用するものとし、必要に応じて他の防災関係機関の通信設備の応援を求め、通信の確保を図るものとする。

（１）　専用通信施設

設置場所	施設の種類	通信範囲	利用手続
余市警察署仁木、銀山駐在所	警察電話	全国警察機関相互	口頭申請

（２）　無線通信施設

設置場所	施設の種類	通信範囲	利用手続
仁木町役場	北海道防災行政無線電話	全道各市町村、道庁並びに道出先機関	なし
	仁木町防災行政無線（同報系）	町内区域	なし
	仁木町防災行政無線（MCA無線）	NTTドコモ3G・LTE圏内及び800MHz帯デジタルMCA無線サービスエリア	なし
余市警察署仁木、銀山駐在所	移動無線(車載)	余市警察署管内	口頭申請
北後志消防組合仁木支署	業務用無線(車載)	町内区域	口頭申請

仁木町防災行政無線（同報系）設置状況

名称	種別	設置場所	備考
親局	親局	西町1丁目36番地1	
遠隔局	遠隔局	西町1丁目5番地	
北町１	屋外拡声子局	北町12丁目1番地	
北町２	屋外拡声子局	北町8丁目25番地1	
東町１	屋外拡声子局	東町9丁目45番地1	
東町２	屋外拡声子局	東町10丁目43番地1	
ﾌﾙｰﾂﾊﾟｰｸ仁木	屋外拡声子局	東町10丁目66番地	アンサーバック対応
東町３	屋外拡声子局	東町6丁目11番地1	
東町４	屋外拡声子局	東町3丁目24番地	
北町３	屋外拡声子局	北町6丁目34番地1	
旭台１	屋外拡声子局	旭台2番地1	
旭台２	屋外拡声子局	旭台148番地1	
西町１	屋外拡声子局	西町1丁目5番地	
南町１	屋外拡声子局	南町1丁目30番地1	
南町２	屋外拡声子局	南町10丁目1番地1	

西町２	屋外拡声子局	西町5丁目2番地1	
西町３	屋外拡声子局	西町10丁目7番地1	
西町４	屋外拡声子局	西町11丁目37番地	
砥の川	屋外拡声子局	砥の川55番地1	
南町３	屋外拡声子局	南町8丁目43番地1	
然別１	屋外拡声子局	然別105番地1	アンサーバック対応
然別２	屋外拡声子局	然別449番地2	
大江１	屋外拡声子局	大江1丁目69番地	
大江２	屋外拡声子局	大江1丁目160番地	
大江３	屋外拡声子局	大江1丁目341番地	アンサーバック対応
大江４	屋外拡声子局	大江2丁目152番地	
大江５	屋外拡声子局	大江3丁目129番地2	
大江６	屋外拡声子局	大江3丁目266番地1	
銀山１	屋外拡声子局	銀山1丁目246番地2	
銀山２	屋外拡声子局	銀山2丁目1番地1	
銀山３	屋外拡声子局	銀山1丁目920番地4	
銀山４	屋外拡声子局	銀山2丁目388番地3	アンサーバック対応
銀山５	屋外拡声子局	銀山3丁目163番地	
銀山６	屋外拡声子局	銀山3丁目368番地	
長沢南	屋外拡声子局	長沢南464番地	
尾根内１	屋外拡声子局	尾根内886番地	
尾根内２	屋外拡声子局	尾根内260番地1	アンサーバック対応

仁木町防災行政無線（ＭＣＡ無線）設置状況

名　　称	種　　別	設　置　場　所	備　　考
仁木役場１	陸上移動局	西町1丁目36番地1	
仁木役場２	陸上移動局	西町1丁目36番地1	
仁木役場３	陸上移動局	西町1丁目36番地1	
仁木役場４	陸上移動局	西町1丁目36番地1	
仁木役場５	陸上移動局	西町1丁目36番地1	

北後志消防組合仁木支署消防無線電話設置状況

名　　称	種　　別	設　置　場　所	備　　考
にきしょうぼう	基地局	仁木支署 庁舎内	アナログ・デジタル
にきしょうぼうひがし1	固定局	東町10丁目	アナログ

にきしょうぼうきた1	固定局	北町8丁目	アナログ
にきしょうぼうにし1	固定局	西町10丁目	アナログ
にしまちしょうぼう	固定局	ハッタリ線道路用地	アナログ
しかりべつしょうぼう	固定局	然別ｺﾐｭﾆﾃｨ消防ｾﾝﾀｰ	アナログ
おおえしょうぼう	固定局	大江ｺﾐｭﾆﾃｨ消防ｾﾝﾀｰ	アナログ
おおえしょうぼうだい2	固定局	大江さわやか４	アナログ
おおえしょうぼうだい3	固定局	ふれあい遊トピア	アナログ
にしうましょうぼう	固定局	西馬機械器具置場	アナログ
ぎんざんしょうぼう	固定局	銀山ｺﾐｭﾆﾃｨ消防ｾﾝﾀｰ	アナログ
がくえんしょうぼう	固定局	銀山学園入口町有地	アナログ
こうとくじしょうぼう	固定局	浄孝線道路用地	アナログ
おねないしょうぼう	固定局	仁木消防団尾根内器具置場	アナログ
ながさわしょうぼう	固定局	長沢生活館内	アナログ
にきしょうぼう	陸上移動局	仁木支署 庁舎内	デジタル
にきしょうぼう１	陸上移動局	仁木支署消防1号車	アナログ・デジタル
にきしょうぼう２	陸上移動局	仁木支署消防2号車	アナログ・デジタル
にきしょうぼう３	陸上移動局	仁木消防団仁木積載車	アナログ・デジタル
にききゅうきゅう	陸上移動局	仁木支署救急車	アナログ・デジタル
にききゅうきゅう１	陸上移動局	仁木支署救急車	アナログ
にきれんらくしゃ	陸上移動局	仁木連絡車	アナログ・デジタル
にきしょうぼう21	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう22	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう23	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう24	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう25	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう26	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう27	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう28	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう29	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう30	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう31	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう32	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう33	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう34	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ
にきしょうぼう35	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	アナログ

にきけいたい１	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	デジタル
にきけいたい２	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	デジタル
にきけいたい３	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	デジタル
にきけいたい４	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	デジタル
にきけいたい５	陸上移動局	仁木支署車両積載携帯用	デジタル

※　アナログは組合波・全国共通波、デジタルは統制波。

６　通信途絶の連絡方法

有線・無線の使用が不能な場合は、車両等により連絡員を派遣するなど臨機の措置を講ずるものとする。

第３節　　災害情報等の収集及び伝達計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び通報等については、本計画に定めるところによる。

１　異常現象発見時における通報及び伝達

災害が発生する恐れがある異常気象を発見した者は､遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは消防支署へ通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

異常な現象を発見した場合、あるいは住民から通報を受けた町職員、警察官又は消防支署職員は、その旨を速やかに町長へ通報しなければならない。

また、異常現象発見者の通報及びその伝達方法は、次によるものとする。

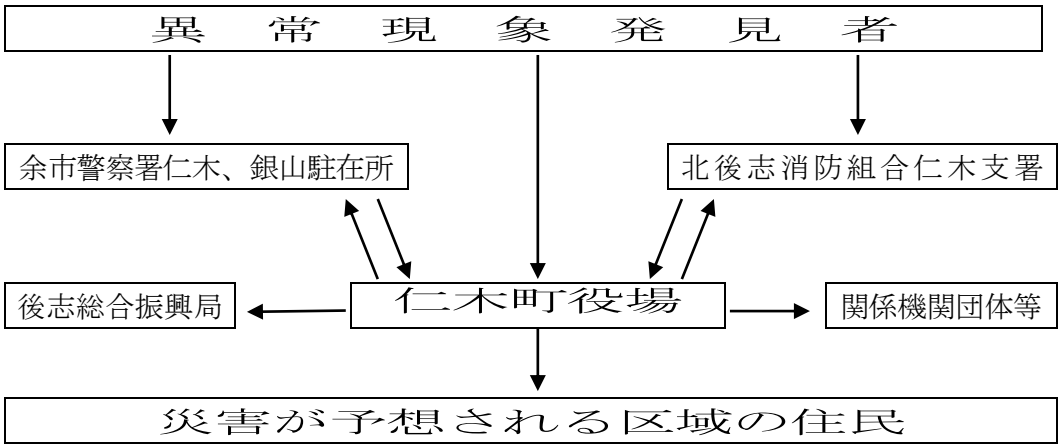

２ 住民に対する周知徹底

異常現象により災害が予想される住民に対する周知は、本章第１節｢気象警報等の伝達計画」に準じて行うものとする。

３　災害情報の収集

（１）　町は、災害情報の収集責任者に総務課参事、その代理者に総務課主幹をもって充てるものとする。

（２）　町は、地区別情報収集連絡員（町内会長）から、町内各地域の情報を収集する。
また、テレビ・ラジオや下記のホームページ等から情報を収集する。
※国土交通省（川の防災情報）https://www.river.go.jp

（３）　防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、速やかにその情報を把握して町に報告するものとする。

４　被害状況の調査

（１）　応急対策実施のための被害状況調査は、各対策班長が行うものとし、その分掌は、第２章第２節「応急活動体制」に定める「仁木町災害対策本部の所掌事務」のとおりとする。

（２）　防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、町が行う調査に協力するものとする。

（３）　各対策班が調査、集計した被害状況は、危機管理班が取りまとめるものとする。

５　災害情報等の報告

災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、後志総合振興局長に報告するものとする。災害情報等の報告責任者は総務課参事とする。

また、別表３－２に定める即報基準に該当する事故を覚知したときは、直ちに第一報を消防庁に報告するものとする。消防庁長官から要請があった場合、第一報後の報告についても消防庁へ報告することとする。

※消防庁応急対策室連絡先　　電話　　０３－５２５３－７５２７
　　ＦＡＸ　０３－５２５３－７５３７

災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を、後志総合振興局長に報告するものとする。

１　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

（１）　人的被害、住家被害が発生したもの。

（２）　災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。

（３）　災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。

（４）　災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本町が軽微であっても管内全体から判断して報告を要すると認められるもの。

（５）　地震が発生し、震度４以上を記録したもの。

（６）　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。

（７）　その他特に指示があった災害。

２　報告の種類及び内容

（１）　災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表１の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

（２）　被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については、除くものとする。

ア　速　　報：被害発生後直ちに、別表２の様式により件数のみ報告すること。

イ　中間報告：被害状況が判明次第、別表２の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ　最終報告：応急措置が完了した後、15日以内に別表２の様式により報告すること。

（３）　その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

３　報告の方法

（１）　災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

（２）　被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

４　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表３のとおりとする。

別表１

※　災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること

<table>
<tr><td colspan="5">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td>報告日時</td><td>月　日　時現在</td><td>発受信日時</td><td colspan="2">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>発信機関
（町名）</td><td></td><td>受信機関
（振興局名等）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>発信者
（職・氏名）</td><td></td><td>受信者
（職・氏名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>発生場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>発生日時</td><td>月　日　時　分</td><td>災害の原因</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">気象等の状況</td><td>雨量
河川水位
潮位波高
風速
その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>ライフライン関係の状況</td><td>道路
鉄道
電話
水道
(飲料水)
電気
その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">(1)災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="3">（名　称）
（設置日時）　月　日　時　分　設　置

（名　称）
（設置日時）　月　日　時　分　設　置</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">(2)災害救助法の適用状況</td><td>地区名</td><td>被害棟数</td><td>り災世帯</td><td>り災人員</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（救助実施内容）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="10">応急措置の状況</td><td rowspan="3">(3)
避難の状況</td><td></td><td>地区名</td><td>避難場所</td><td>人員</td><td>日時</td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>高齢者等避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4)
自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(5)
その他措置の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">(6)
応急対策出動人員</td><td colspan="2">(ｱ)出動人員</td><td colspan="3">(ｲ)主な活動状況</td></tr>
<tr><td>市町村職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他（住民等）</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>計</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td colspan="6">（今後の見通し等）</td></tr>
</table>

注）欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表２

被 害 状 況 報 告（ 速報　中間　最終 ）

月　　日　　時現在

災害発生日時	月　　日　　時　　分	災害の原因	
災害発生場所			
発信 機関(市町村)名		受信 機関(市町村)名	
職・氏名		職・氏名	
発信日時	月　　日　　時　　分	受信日時	月　　日　　時　　分

項目			件数等	被害金額(千円)
①人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告
	うち災害関連死者	人		
	行方不明	人		
	重傷	人		
	軽傷	人		
	計	人		
②住家被害	全壊	棟		
		世帯		
		人		
	半壊	棟		
		世帯		
		人		
	一部破損	棟		
		世帯		
		人		
	床上浸水	棟		
		世帯		
		人		
	床下浸水	棟		
		世帯		
		人		
	計	棟		
		世帯		
		人		
③非住家被害	全壊 公共建物	棟		
	全壊 その他	棟		
	半壊 公共建物	棟		
	半壊 その他	棟		
	計 公共建物	棟		
	計 その他	棟		
④農業被害	農地 田 流失・埋没等	ha		
	農地 田 浸冠水	ha		
	農地 畑 流失・埋没等	ha		
	農地 畑 浸冠水	ha		
	農作物 田	ha		
	農作物 畑	ha		
	農業用施設	箇所		
	共同利用施設	箇所		
	営農施設	箇所		
	畜産被害	箇所		
	その他	箇所		
	計			

項目			件数等	被害金額(千円)
⑤土木被害	道工事	河川	箇所	
		海岸	箇所	
		砂防設備	箇所	
		地すべり	箇所	
		急傾斜地	箇所	
		道路	箇所	
		橋梁	箇所	
		小計	箇所	
	市町村工事	河川	箇所	
		道路	箇所	
		橋梁	箇所	
		小計	箇所	
	港湾		箇所	
	漁港		箇所	
	下水道		箇所	
	公園		箇所	
	崖くずれ		箇所	
	計		箇所	
⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻	
		破損	隻	
		計	隻	
	漁港施設		箇所	
	共同利用施設		箇所	
	その他施設		箇所	
	漁具（網）		件	
	水産製品		件	
	その他		件	
	計			
⑦林業被害	道有林	林地	箇所	
		治山施設	箇所	
		林道	箇所	
		林産物	箇所	
		その他	箇所	
		小計	箇所	
	一般民有林	林地	箇所	
		治山施設	箇所	
		林道	箇所	
		林産物	箇所	
		その他	箇所	
		小計	箇所	
	計		箇所	

項目				件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水道		箇所		
	病院	公立	箇所		
		個人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		
		し尿処理	箇所		
	火葬場		箇所		
	計		箇所		
⑨商工被害	商業		件		
	工業		件		
	その他		件		
	計		件		
⑩公立学校施設被害	小学校		箇所		
	中学校		箇所		
	高校		箇所		
	その他文教施設		箇所		
	計		箇所		

項目			件数等	被害金額(千円)
⑪社会教育施設被害		箇所		
⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
	法人	箇所		
	計	箇所		
⑬その他	鉄道不通	箇所		－
	鉄道施設	箇所		
	被害船舶(漁船除く)	隻		
	空港	箇所		
	水道	戸		－
	電話	回線		－
	電気	戸		－
	ガス	戸		－
	ブロック塀等	箇所		－
	都市施設	箇所		
被害総額				

公共施設被害市町村数	団体		
り災世帯数	世帯		
り災者数	人		
消防職員出動延人数	人		

火災発生	建物	件	
	危険物	件	
	その他	件	
消防団員出動延人数		人	

災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）			
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時

災害救助法適用市町村名	

補足資料（※別葉で報告）

○災害発生場所

○災害発生年月日

○災害の種類概況

○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意

○応急対策の状況

・避難情報の発令状況

・避難所の設置状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

・災害ボランティアの活動状況　　ほか

別表３

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
①人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。） (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調書が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、１ヵ月以上医師の治療（入院、通院、自宅療養等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、１ヵ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅療養等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
②住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊１、商工被害１として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部損壊	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判断基準
②住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中ほかの被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における耕土の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑤土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾地防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路の損壊が、復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路を形成する橋が流出又は損壊し、復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第２条第５項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	港湾法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
⑦衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑧商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の~~建物、~~原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再得価格又は復旧額とする。

被　害　区　分		判　　断　　基　　準
⑨公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学級、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑩社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

別表３－２

消防庁への災害即報基準

災害区分		判断基準
即報基準	一般基準	１　災害救助表の適用基準に合致するもの ２　道又は町が災害対策本部を設置したもの ３　気象業務法第１３条２に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの ４　自衛隊に災害派遣を要請したもの
	個別基準	１　地震 （１）道又は町内で震度５弱以上を記録したもの （２）人的被害又は住家被害を生じたもの ２　津波 人的被害又は住家被害を生じたもの ３　風雪害 （１）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの （２）洪水、浸水、河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの （３）強風、竜巻などの突風等により、的被害又は住家被害を生じたもの ４　雪害 （１）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの （２）積雪、道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの ５　火山災害 （１）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの （２）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

第４章　　災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町、国及び道は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

町長は、関係機関と相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするようと努めるものとする。

また、町、国、道及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町、国及び道は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町内において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとし、災害予防対策上必要な計画は、本章に定めるところによる。

第１節　　重要警戒区域及び整備区域

災害による被害の発生が予想される区域については、次のとおりとする。

１　水防区域

（１）町が指定する水防上注意する河川　　別表４

（２）余市川水系余市川の洪水浸水想定区域　別表５

余市川の水位周知区間について、水防法の規定に基づき、想定し得る最大規模等の降雨に伴う洪水によって余市川が氾濫した場合の浸水状況のシミュレーションにより、北海道が指定した洪水浸水想定区域

２　地滑り、急傾斜地崩壊危険区域　　別表６

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地滑り等により災害が予想され、警戒を要する区域

３　土石流危険渓流　　別表７

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

４　なだれ危険区域　　別表８

なだれにより災害が予想され、警戒を要する区域

５　山地災害危険地区　　別表９

降雨等により山や沢など（山地）から発生するおそれがあり、警戒を要する区域

第２節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

町長は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

（１）教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

（２）住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

（３）過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

（４）地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

２　配慮すべき事項

（１）　東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

（２）　要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

（３）　町民センター等の社会教育施設を活用するなど地域コミュニティにおける多様な

主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

（４）　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある要配慮者施設においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。

（５）　各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、必要に応じ水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

（６）　危機管理班と町民生活対策班の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

（７）　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

３　普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

（１）　各種防災訓練の参加普及

（２）　ラジオ、テレビ、インターネット、ＳＮＳの活用

（３）　新聞、広報紙等の活用

（４）　映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用

（５）　広報車の利用

（６）　テキスト、マニュアル、パンフレットの配布

（７）　研修会、講習会、講演会等の開催

（８）　学校教育の場の活用

（９）　その他

４　普及・啓発及び教育を要する事項

（１）　仁木町地域防災計画の概要

（２）　災害に対する一般的知識

（３）　災害の予防措置

ア　自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得

イ　防災の心得

ウ　火災予防の心得

エ　台風襲来時の家庭の保全方法

オ　農作物の災害予防事前措置

カ　その他

（４）　災害の応急措置

ア　災害対策の組織、編成、分掌事項

イ　災害の調査及び報告の要領・方法

ウ　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領

エ　災害時の心得
　①　（家庭内、組織内の）連絡体制
　②　気象情報の種別と対策
　③　避難時の心得
　④　被災世帯の心得
オ　災害復旧措置
　①　被災農作物に対する応急措置
　②　その他
カ　その他必要な事項

５　学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

（１）　学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

（２）　学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

（３）　学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

（４）　児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

（５）　防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

（６）　社会教育においては、ＰＴＡ、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の減少、防災の心構え等の防災知識の普及に努める

６　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間及び水防月間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第３節　　水害予防計画

気象警報等を迅速に住民に伝達するため防災行政無線の整備を推進するとともに、水害の発生を未然に防止し、洪水等水災害時において、これを警戒し、防御し、その被害を軽減するための水防組織及び水防活動は、水防法に基づき作成した第６章「水防計画」の定めるところによる。

第４節　　風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

１　風害予防対策

（１）　学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

（２）　家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて施設管理者に対し、看板やアンテナ等の固定など強風による落下対策防止等の徹底を図るものとする。

（３）　気象警報等を迅速に住民に伝達するための方法を徹底するものとする。

第５節　　雪害予防計画

異常降雪等により予想される交通の途絶等、豪雪、暴風雪及びなだれなどの災害（以下「雪害」という。）の対処については、本計画の定めるところによる。

１　雪害予防の体制

町は気象官署の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、第２章第２節「応急活動体制」に定める体制をとるものとし、降雪状況に応じて町道　の交通確保等に必要な体制をとるものとする。

２　路線別除雪実施責任者

地域における道路交通の確保が必要と認める路線については、次の区分により除雪を実施する。

（１）　国道路線（小樽開発建設部）

（２）　道道路線（小樽建設管理部）

（３）　町道等（仁木町）

３　道路交通の確保

各道路管理者と連携を図るとともに、町道の交通確保のため町除雪委託業者と緊密な連絡のもとに迅速に除雪を実施するものとし、路線の緊急順位は次のとおりとする。

（１）　消防水利の存在する町道及び消防水利に通ずる町道

（２）　公共施設に通ずる町道

（３）　通学用道路となっている町道

（４）　交通量の多い町道及び産業道路として重要な町道

４　積雪地に対する消防対策

消防水利周辺及びこれに通ずる道路の除雪は特に留意し、消防機関、地域住民の協力を得て災害時の消防活動に万全を期するものとする。

５　なだれ警戒対策

常に的確な積雪を把握し、なだれ危険個所の地域住民に対して広報活動を行い、表示板を設置する等必要な措置をとるものとする。

６　町有除雪機械

町が現有する除雪機械は、次のとおりである。

町有除雪機械

種別	台数	種別	台数
除雪グレーダ	1	除雪ドーザ（ロータリ付）	3
除雪トラック（ダンプ）	0	小型ロータリ除雪車	1
除雪トラック（専用車）	2		

7　孤立予想地域に対する対策

異常降雪、なだれ等により交通が途絶し孤立した地域において、急病患者等が発生した場合等においては、関係機関に協力を要請し、救急処理を講ずるものとする。

8　排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

（１）　雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の退避場を設ける等、交通の妨げにならないよう配意するものとする。

（２）　河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分留意するものとする。

9　住民への啓発

町及び各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

10　町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

（１）　雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。

（２）　雪害情報の連絡体制を確立すること。

（３）　災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。

（４）　積雪における消防体制を確立すること。

（５）　雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

（６）　要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。

（７）　孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。

ア　食料、燃料等の供給対策

イ　医療助産対策

ウ　応急教育対策

第６節　　融雪災害予防計画

融雪による河川の出水、低地の浸水等に対処するための計画は、本計画の定めるところに

よる。

１　気象警報等の把握

融雪期においては気象官署等関係機関と密接な連絡をとり気象状況を把握し、融雪出水の予測に努めるものとする。

２　水防区域等の警戒

災害の発生を未然に防止するため、本章第１節「重要警戒区域及び整備区域」に定める水防区域のほか、出水、浸水等の予想される区域について、地域住民の協力を得て巡視、警戒等を行うものとする。

（１）　河道内の障害物の除去

積雪、捨雪、結氷等により河道内が著しく狭められ、災害の発生が予想される箇所については、各河川管理者と連絡をとり、河道内の除雪等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

（２）　排水溝等の点検

融雪出水前に地域住民の協力を得て、排水溝等の清掃を行い、流下能力の確保を図るものとする。

（３）　道路の除雪

積雪、融雪滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、各道路管理者と連絡をとり、障害物の除去に努めるものとする。

（４）　水防資機材の整備点検

水防活動に万全を期するため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うものとする。

（５）　水防思想の普及徹底

融雪出水に際し、水防に対する住民の協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

３　融雪に伴う水防活動

融雪出水に伴い、水防作業を必要とする事態が発生したときは、被害の拡大を防ぐため、消防機関等の協力を得て適切な工法を選択し、応急対策を実施するものとする。

４　町の体制

町は、融雪雪害対策を積極的に実施するため、本計画に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

（１）　融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。

（２）　気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。

（３）　融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。

（４）　融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。

（５）　融雪災害時に適切な避難指示の発令ができるようにしておくこと。

（６）　災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。

（７）　道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力を呼びかけることに努めること。

（８）　融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第７節　　土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、本計画の定めるところによる。

１　地滑り等予防計画

（１）　本町には地滑りが発生する危険区域があり、ひとたび、地滑りが発生すると崩壊による土石流や河川の埋没等、被害が極めて甚大となる恐れがあることから、地滑り災害に関する情報等を第３章「災害情報通信計画」に定める方法により遅滞なく周知し円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

（２）　住民に対し、土砂災害警戒区域、地滑り防止区域等の周知に努めるとともに、斜面などの異常な自然現象（亀裂、湧水、噴水、濁り水）を察知した場合の報告を求め、また、異常を感じた際の速やかな自主避難等の周知・啓発を図る。

（３）　地滑りが発生する恐れがある場合における避難体制は、第７章第３節「避難対策計画」により、警戒避難対策を行うものとする。

（４）　地滑り災害が発生する恐れがある区域内に所在し、主として要配慮者が利用する社会福祉施設の所在地及び名称を公表するものとする。

２　急傾斜地崩壊（崖崩れ）等予防計画

（１）　本町には、崖崩れが発生する恐れがある危険箇所があり、災害が発生した場合には、人命等の被害が甚大となることから、速やかに警戒避難が行われるよう崖崩れに関する情報等を第３章「災害情報通信計画」に定める方法により遅滞なく周知し、被害の発生防止に努める。

（２）　住民に対し、土砂災害警戒区域等の周知に努めるとともに、斜面などの異常な自然現象(亀裂、湧水、噴水、濁り水)を察知した場合の報告を求め、また、異常を感じた際の速やかな自主避難等の周知・啓発を図る。

（３）　崖崩れ等が発生する恐れがある場合における避難体制は、第７章第３節「避難対策計画」により、警戒避難対策を行うものとする。

（４）　崖崩れ等の災害が発生する恐れがある区域内に所在し、主として要配慮者が利用する社会福祉施設の所在地及び名称を公表するものとする。

３　土石流予防計画

（１）　本町には、土石流危険渓流があり、災害が発生した場合には人命等の被害が甚大となることから、速やかに警戒避難が行われるよう土石流災害に関する情報を第３章「災害情報通信計画」に定める方法により遅滞なく周知し、被害の発生防止に努める。

（２）　住民に対し、土砂災害警戒区域等や崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、河川の異常な自然現象(山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り)を察知した場合の報告を求め、また、異常を感じた際の速やかな自主避難等の周知・啓発を図る。

（３）　土石流が発生する恐れがある場合における避難体制は、第７章第３節「避難対策計画」により、警戒避難対策を行うものとする。

（４）　土石流災害が発生する恐れがある区域内に所在し、主として要配慮者が利用する社会福祉施設の所在地及び名称を公表するものとする。

４　土砂災害警戒情報の伝達系統及び方法

北海道と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報は、次に示す「土砂災害警戒情報伝達経路図」に基づき、最も有効な方法により迅速かつ的確に危険地域住民に伝達するとともに、住民からの土砂災害前兆現象や災害発生情報等の収集を行うものとする。

「土砂災害警戒情報」の伝達経路図

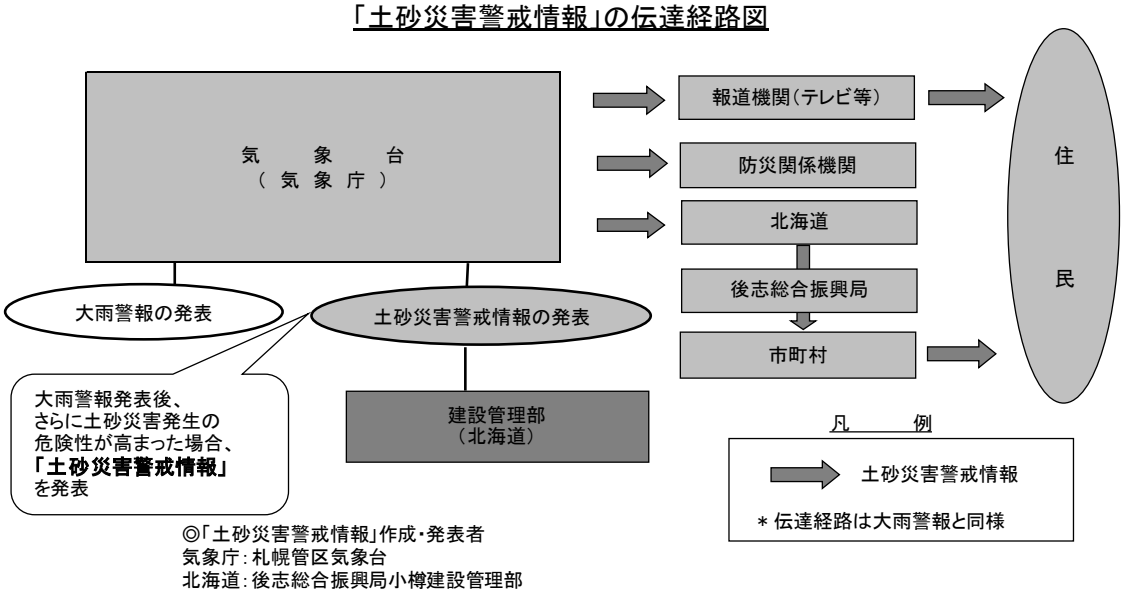

５　予防対策

土砂災害警戒情報等が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。

６　避難指示等の発令基準

避難指示等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うことを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予想される場合には早期に発令するなど、総合的に判断するものとする。

区　分	発　令　基　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒」（赤）となったとき ・警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているときなど）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル４】 避難指示	・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となったとき ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・近隣で土砂災害前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）を発見したとき
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」となったとき （災害発生を確認） ・土砂災害が発生したとき

第８節　　建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項は次のとおりである。

１　公共建築物の安全性の向上

公共建築物は、不特定多数の者が利用する施設であるとともに、災害時には避難所として、あるいは災害対策活動の拠点として利用される施設である。そのため、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検・整備を実施し、問題のある施設についてはその修理、改修を推進する。

２　一般建築物の安全性の向上

（１）　町は、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

（２）　建築物の所有者は、屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するために点検を行い、必要に応じて改修を行う。

また、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ、盛土等の必要な措置を講ずる。

第９節　　消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにあり、そのための計画は、本計画の定めるところによるほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び基本法に基づき作成の「北後志消防組合消防計画」に定めるところによる。

１　実施機関

北後志消防組合仁木支署は、防災活動の充実強化を図り、火災予防対策及び火災警防対策等を実施するものとする。

２　消防施設の状況

消防施設の状況は、次のとおりである。

消防施設の状況

	名　　称	所　　在　　地
建物	北後志消防組合仁木支署	仁木町西町１丁目５番地
	然別コミュニティ消防センター	仁木町然別１０５番地１
	大江コミュニティ消防センター	仁木町大江２丁目１５２番地
	仁木消防団西馬器具置場	仁木町銀山１丁目２４６番地２
	銀山コミュニティ消防センター	仁木町銀山２丁目３８８番地３
	仁木消防団長沢器具置場	仁木町長沢南４７３番地
	仁木消防団第三分団尾根内器具置場	仁木町尾根内２６０番１

	種　　別	台　数
車両等	連　絡　車	１
	救　急　車	１
	水槽付ポンプ車	２
	小型ポンプ積載車	７
	小型ポンプ	１０
	計	２１

	種　　別	公設	私設	計(基)
水利	防火水槽	３７	－	３７
	消 火 栓	６３	－	６３
	防火井戸	８	－	８

※その他、貯水槽として､町内２か所（仁木､銀山）にあるプール（400ｔ級）の利用も可能

※消火栓は、小規模水道で使用する使用水量を満たしているもの

３　火災予防対策

（１）　諸行事による防火思想の普及

火災予防運動を年２回実施し、街頭宣伝、防火チラシ及びポスターの配布、講習会等を行い防火思想の普及を図るものとする。

（２）　民間防火組織による普及

女性団体等町内の諸団体、諸機関の組織を通じて防火思想の普及に努めるものとする。

（３）　防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法（昭和23年法律第186号）第８条の規定による防火管理者の育成のため、講習会及び研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図り、防火対象物の管理体制の強化を図るものとする。

（４）　予防査察

防火対象物、危険物・爆発物等貯蔵所及び一般家庭住宅の予防査察を計画的に実施

して、火災の未然防止を図るものとする。

危険物・爆発物等貯蔵所は、第８章第４節「危険物等災害対策計画」別表１３のとおりである。

（５）　建築確認の同意

消防法第７条に基づく建築物同意調査に付随して、不燃化促進と災害時の避難設備及び対策の推進を図るものとする。

４　火災警防対策

（１）　消防自動車等の整備

消防活動を行うため、消防ポンプ自動車、救急自動車その他消防用車両の整備を行い、機能、性能の維持向上を図るものとする。

（２）　消防水利の整備

消火栓、防火水槽等水利施設の整備充実を図るものとする。

（３）　資器材の整備

各種災害に対処するため、災害活動に必要な装備、機械器具を整備するものとする。

（４）　教育訓練の実施

消防職員、消防団員に対し学術技能の修得、体力気力の錬成、規律を保持し、もって能率的な防災活動を遂行するため教育訓練を行うものとする。

（５）　警防活動

ア　災害警報

気象官署が発表する気象警報等により、必要な場合災害警報を発令しサイレン、警鐘の吹打鳴、広報車及び報道機関を通じて周知すること。

イ　消防職員、消防団の招集及び消防隊の編成

災害の規模に応じ消防職員、消防団員を招集して消防隊を編成し、消防力の強化を図ること。

ウ　防御活動

人員、機械及び施設を有機的に運用して災害の拡大防止に努めること。

エ　救助及び救急活動

災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急処置を施し、速やかに医療機関に搬送するための救助、救急体制をとること。

オ　現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に広報して周知に努め、二次災害の防止を図ること。

カ　避難誘導

住民の避難誘導は関係機関と協力し、組織的に行うこと。

５　相互応援

消防組織法第21条の規定に基づく「北海道広域消防相互応援協定」により、行政区域内に発生した災害に対し緊密な協力のもとに消防活動を実施し、被害の軽減を図るものとする。

なお、応援を要請する場合は次の事項を明確にして要請するものとする。

（１）　災害の状況

（２）　災害の発生場所

（３）　所要出動車の種類及び台数

（４）　所要人数

（５）　応援隊受領場所

（６）　その他の事項

第１０節　　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資等について「物資調達・輸送調整等支援システム」にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとし、これらのための計画は本計画の定めるところによるほか、「仁木町備蓄計画」によるものとする。

１　基本方針

大規模災害により、流通機構が麻痺状態になった場合に備えて、被害者に飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

２　食料等の確保

（１）　食料その他の物資の調達と備蓄

町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料その他の物資について、次の事項にも留意しながら概ね発災から３日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備及び応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

ア　観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。

イ　アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。

ウ　厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。

エ　備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

（２）　住民への備蓄啓発

道及び町は、防災週間や防災関連事業等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低３日間、推奨１週間」の食料、飲料水、生活必需品、燃料の他、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ、ライター、カセットコンロ、使い捨てカイロ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

３　防災資機材の整備

町、道及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において災害が発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。

４　備蓄倉庫等の整備

災害用の食料、資機材等を備えるため、保管場所等の確保及び整備に努める。

第１１節　　防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、基本法第48条の規定に基づき、町長（災害予防責任者）は単独、又は関係機関と協力して、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を行うものとする。

１　訓練実施機関

訓練は、仁木町防災会議の構成機関の長、公共的団体の長、防災上重要な施設の管理者等の各災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

２　訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

（１）　水防訓練
（２）　土砂災害に係る避難訓練
（３）　消防訓練
（４）　救難救助訓練
（５）　情報通信訓練
（６）　非常招集訓練
（７）　総合訓練
（８）　防災図上訓練
（９）　応援・受援訓練
(10)　その他災害に関する訓練

３　防災訓練の実施方法等

各訓練の実施内容等については、その訓練種目ごとに関係機関と協議し、その都度実施要領を定めるものとする。

４　北海道防災会議が主唱する訓練

北海道防災会議が策定した計画に基づく防災訓練を実施するものとする。

５　防災訓練の参加協力

防災訓練の実施にあたっては、北海道及び防災関係機関等と連携し、防災の日等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア等関係防災機関の協力及び要配慮者を含めた住民の積極的な参加を得て実施するものとする。

６　複合災害に対応した訓練の実施

地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実働訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第１２節　　避難体制整備計画

風水害、地震等による災害が発生した場合に住民を安全に避難させるために平常時から指定避難所等を選定し、これを地域住民に周知徹底させるとともに、避難指示等の伝達体制を確立し、的確に避難させるものとする。

また、要配慮者に対する避難救護体制の確立を図るため本計画を定めるものとする。

なお、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

１　避難誘導体制の構築

（１）　町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

（２）　町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

（３）　避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（４）　道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受け入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

（５）　道及び町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

（６）　町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとす

る。

（７）　道及び町は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。

（８）　冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避

難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。

（９）　町は道と連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と２次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

２　指定緊急避難場所の確保等

（１）　町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（２）　学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

（３）　指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

（４）　町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

（５）　町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

３　指定避難所の確保等

（１）　町は災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設をあらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

（２）　町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

①　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

②　災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

③　災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

④　要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。

（３）　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（４）　町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

（５）　町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

（６）　町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

①　指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

②　学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

（７）　町は、避難収容機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能及び情報収集伝達機能を有する施設を地域防災拠点として位置付ける。

（８）　指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

（９）　町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(10)　町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

(11)　町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(12)　町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

４　福祉避難所の確保等

指定避難所等の一部のスペースを活用し、災害時に一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

５　指定避難所等の選定

町は、具体的に各地域で予想される災害に対する安全な場所として、町内に指定避難所等を指定し災害に備える。指定避難所等の選定については要配慮者に配慮し、避難経路と

あわせて十分な検討を行う。

（１）　指定避難所

浸水や倒壊等により住家を失った被災者、あるいはその危険性のある地区住民に対する避難収容施設とし、原則として地区住民が短い距離で避難可能となるような安全施設とするが、災害の種別等により随時、収容施設としての利用の可否を把握したうえで、必要な施設を選定するものとする。

（２）　指定緊急避難場所

災害時、又は災害の発生が予想されるときに一時的・緊急的に避難する場所であり、また大規模災害から住民の安全を確保するために、避難が必要な地域の住民を対象とする広域的な指定緊急避難場所を選定する。

６　地区集合場所の選定

指定避難所や指定緊急避難場所へ避難する前に、町内会や隣近所などで互いの協力や集団行動等を行うために一旦集合して災害時の状況を見る場所であり、集合が容易で地域住民によく周知されている公園、神社など町内会や地域等があらかじめ自主的に選定する。

７　指定避難所等の調査

町は、指定避難所等の調査として、次の項目について調査をし、災害時の安全性の向上を図る。

（１）　指定避難所

①　救難救護活動の機能性
②　浸水、土砂災害の危険性
③　給水、給食等施設
④　建物の収容性、耐震性
⑤　その他被災者が生活する上で適当と認める施設

（２）　指定緊急避難場所

①　火災からの避難を考えた広域空間の確保
②　浸水、土砂災害等の危険性
③　危険物保管場所の周辺調査
④　その他必要と認める場所

８　避難体制の整備

（１）　指定避難所等の周知徹底

災害時に迅速かつ的確に避難できるよう、住民に次の方法で指定避難所等の周知徹底を図る。

ア　指定避難所等について、適切な場所に標識等の整備を進める。
イ　町の広報紙及び各種会合等の機会を通じて周知徹底を図る。
ウ　避難訓練等を通じて地区住民による避難所等の確認を行うものとする。

（２）　避難伝達体制の確立

避難伝達体制は、「第７章第３節避難対策計画」の規定に準じ、下記の事項に注意して行うものとする。

ア　行政及び防災関係機関の広報車や町内会等の組織を活用し、地区住民への避難指示等の通報を行うものとする。
イ　上記の伝達手段、方法を円滑かつ迅速に行うため、資機材の把握及び整備について

努めるものとする。

（３）　避難方法の検討

ア　地震、風水害や火災等災害種別に応じた避難対策

イ　自主防災組織や近隣居住者等による地域内での避難誘導体制

ウ　要配慮者に対する避難誘導体制

９　町における避難計画の策定等

（１）　避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

なお、道は市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとしている。

（２）　防災マップ・ハザードマップ・Ｗｅｂハザードマップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定避難所、指定緊急避難場所、避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Ｗｅｂハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

（３）　町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

ア　避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ　指定避難所・指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区、収容可能人数及び家庭動物受入可否

ウ　指定避難所・指定緊急避難場所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ　避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
オ　指定避難所・指定緊急避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
（ア）給水、給食措置
（イ）毛布、寝具等の支給
（ウ）衣料、日用必需品の支給
（エ）冷暖房及び発電機用燃料の確保
（オ）負傷者に対する応急救護
（カ）上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備
カ　指定避難所・指定緊急避難場所の管理に関する事項
（ア）避難中の秩序保持
（イ）住民の避難状況の把握
（ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
（エ）避難住民に対する各種相談業務
キ　避難に関する広報
（ア）防災行政無線等による周知
（イ）緊急速報メールによる周知
（ウ）ＳＮＳを活用した周知
（エ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
（オ）避難誘導者による現地広報
（カ）住民組織（町内会・自主防災組織等）を通じた広報
ク　避難所の運営
避難所運営において、市町村は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

10　被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。。システムを整備する際には、個人情報データの取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

11　防災上重要な施設の管理等

（１）　学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
ア　避難の場所（指定避難所・指定緊急避難場所）
イ　経路

ウ　移送の方法
エ　時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
オ　保健、衛生及び給食等の実施方法
カ　冷暖房及び発電機の燃料確保の方法

（２）要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

12　公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道および市町村は、相互に連携しつつ、指定避難所、指定緊急避難場所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第１３節　　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

１　要配慮者の把握及び支援

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、道、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者及び町内会と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

（１）　要配慮者の定義

要配慮者とは､次のいずれかに該当する者をいう。

ア　自分の身に危険が差し迫っても､それを察知する能力が無い､又は困難な者

イ　自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない､又は困難な者

ウ　危険を知らせる情報を受け取ることができない､又は困難な者

エ　危険を知らせる情報を受け取っても､それに対して適切な行動をとることができない､又は困難な者

（２）　要配慮者の区分

要配慮者の区分は次のとおりとする。

区　　分	該当する者	説　　明
①乳幼児	小学校就学前の子供	緊急事態を察知し､判断し、行動する能力が無い
②高齢者	介護を必要とする高齢者	体力が衰え、自力での行動が困難 認知機能の低下により、判断し、行動する能力が無い

③心身障がい者	身体障がい者及び知的障がい者	障がいのため、危険情報の把握が困難 障がいのため、自力行動が制限され、又は困難
④傷病者	入院・外来患者及び自宅療養者	傷病のため自力で行動が困難
⑤外国人	外国人居住者及び滞在外国人	日本語での災害情報が理解できない 日本での災害の対処法がわからない
⑥妊産婦	妊娠している者及び産後８週間までの者	自力行動が制限され、又は困難
⑦被災により負傷した者	災害を受け負傷した者	負傷により自力行動が制限され、又は困難

（３）　要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

（４）　避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

（５）　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、必要と認める範囲の避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

（６）　個別避難計画の作成

町は、防災・福祉・保健などの関係する部署、避難支援等関係者等と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう務める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

（７）　避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等に必要な限度で、個別避難計画を避難支援等関係者に提供する。

ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

（８）　個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

（９）　避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(10)　防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後、72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(11)　避難行動要支援者名簿作成対象者の範囲

対象者の範囲を次のとおり定める。（居宅で生活する者に限る）

①　直接要支援者（何らかの手助けを必要とする者） ・要介護２以上の者 ・身体障害者手帳１・２級で下肢、体幹、視覚及び聴覚の者 ・療育手帳Ａの者 ・精神障害者保健福祉手帳１級の者
②　間接要支援者（声かけ、呼びかけ程度を要とする者） ・要介護１の者 ・身体障害者手帳１・２級で直接要支援者以外の者及び３級で視覚と聴覚の者 ・療育手帳Ｂの者 ・精神障害者保健福祉手帳２級の者
③　高齢者等で上記①・②に準じる状態の者

（12）　浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

災害種別		要配慮者利用施設名	住所	電話番号
洪水	土砂災害			
○		仁木小学校	西町１丁目 52 番地	32-2103
○		ＧＨくるみ	西町１丁目 66 番地１	32-3524
○		ＧＨぽぷら	西町１丁目 66 番地１	32-3322
○		森内科胃腸科医院	北町１丁目６番地２	32-3455
○		ＧＨやすらぎ	北町１丁目 88 番地４	32-3712
○		仁木中学校	北町４丁目 52 番地	32-2079
○		仁木長寿園	北町８丁目 40 番地４	32-3585
○		ＧＨ仁木やすらぎの里	北町８丁目 40 番地５	32-3586
		大江へき地保育所	大江１丁目 345 番地１	32-3453
○		ＧＨすずらん	大江１丁目 356 番地 10	32-2774
		大江学園	大江２丁目 457 番地	32-3662
		コタン	銀山２丁目 10 番地４	33-5311
	○	銀山中学校	銀山２丁目 113 番地	33-5223
		銀山学園	銀山２丁目 134 番地	33-5311
		えんれいそう	銀山２丁目 134 番地	33-5777
		櫻ヶ丘学園	銀山２丁目 247 番地	33-5024
	○	銀山小学校	銀山２丁目 446 番地	33-5314
	○	銀山へき地保育所	銀山２丁目 459 番地	33-5156
○		ＧＨふれあい	銀山２丁目 501 番地４	33-5606
○		ＧＨすみれ	銀山２丁目 501 番地６	33-5701
○		ＧＨこぶし	銀山２丁目 521 番地 14	33-5512
○		コミュニティハウスあんご	銀山２丁目 521 番地 15	33-5590
○		ＧＨエンリッチハウス	銀山２丁目 521 番地 15	33-5590
○		陽だまり	銀山２丁目 547 番地４	33-5737

「○」：災害の想定区域内の施設

２　在宅者への支援

（１）　緊急通報システム等の活用

町は、一人暮らしの老人等の安全を確保するため、緊急通報システムや訪問サービス事業等の活用を図り、在宅者の緊急時における安全性の確保に努めるものとする。

（２）　防災知識の普及・啓発

町は、要支援者及びその家族に対し、災害時の際にとるべき行動などの啓発を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努めるものとする。

３　外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

（１）　支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実
（２）　指定避難所等・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
（３）　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
（４）　関係機関と連携した外国人観光客等に対する相談対応

４　応援依頼

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、北海道、隣接市町村等へ応援を要請する。

様式３

避難行動要支援者届出（登録）台帳

町内会	支援区分 高齢区分	情報提供者　本人・主介護者・その他

（フリガナ）		性　別	生　年　月　日	血　液　型	
氏　　名		男・女	明･大･昭･平 年　月　日	Ａ・Ｏ・Ｂ・ＡＢ ＲＨ　＋・－	
住　　所	仁木町		電話	－	
携帯－メール			ＦＡＸ	－	
世 帯 状 況			介護者の車の有無		
経 済 状 況	国民年金・厚生年金・障害年金・生活保護・その他（　　）				
住居の状況	構　造	造　　階建	普段いる部屋	階	
	建設時期	築　年、　　年着工	寝　室	階	

			氏名	関係	住所	電話
緊急時の連絡先	町内	①				
		②				
	町外	①				
		②				

留意事項	

様式 3-2

避難行動要支援者名簿に関する同意書

私は、仁木町地域防災計画に定める避難行動要支援者登録の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望いたします。

また、避難行動要支援者名簿の登録にあたり、住民基本台帳、認定調査票（介護・障がい）及びケアマネージャー等の作成するアセスメント票（課題分析票）との照合を承諾するとともに、私の届け出た個人情報を、仁木町個人情報保護条例（平成 16 年条例第 11 号）に則り、北後志消防組合仁木支署、余市警察署（仁木駐在所・銀山駐在所）、町内会、民生委員及び社会福祉協議会で共有することを承諾いたします。

令和　　年　　月　　日

仁木町長　　様

住所

氏名　　印

様式 3-3

「地域支援者」になられる方々へお願い

1.　避難行動要支援者とは

災害発生時に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる方です。

具体的には、在宅の心身が不自由な高齢者や障がい者の方々、家族の支援が受けられないひとり暮らしの高齢者などが想定されます。

仁木町では、避難行動要支援者の登録制度を創設し、地域社会相互の共助により、登録者に対する普段からの見守り及び災害時の支援を行っていく体制づくりを行います。ご理解の上協力をお願いいたします。

2.　地域支援者とは

避難行動要支援者に対する普段からの見守りや、災害が発生しそうになった場合及び発生した時に災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を心がけていただく方です。

いざという時にすぐに支援できるように、避難行動要支援者のご近所の方々にお願いしたいと考えます。

責任を伴うものではありません。普段から良い近所付き合いに心がけていただき、その中で支援していただければ結構です。

普段からのお付き合いの中で、避難行動要支援者の方がどのような状態なのか、非常時に役立つような情報収集に心がけていただくようお願いいたします。

3. 名簿の開示

避難行動要支援者登録台帳は、地域支援者をはじめ民生委員等、避難行動要支援者の同意を得た必要最小限の関係者に配布され、災害時の支援に役立てられます。

４．注意事項

避難行動要支援者の情報は、個人情報になりますので、仁木町個人情報保護条例に則り、取扱うよう注意をしてください。

５．連　絡

転居等で地域支援者の役割が果たせないような状況が発生した場合は、下記までご連絡ください。

【連絡先】仁木町福祉課福祉あんしん係　電話３２−２５１４
（仁木町災害対策本部町民生活対策班）

登録者本人へ手渡し（登録台帳写しを添えて）

「避難行動要支援者登録」に同意された方へ

このたびは、避難行動要支援者登録制度に登録の同意をいただき、ありがとうございます。

この制度は、登録に同意された方々の情報について、普段から町内会（福祉推進員等）や民生委員児童委員などの関係する方々にお見せして、あなたの周りにお住まいの皆さんに見守っていただく体制を整え、災害の発生が予想されるときに、危険が迫っていることの連絡や、一緒に避難してもらうなどの支援をしていただくことを目的としています。

しかし、登録したからといって、必ず助けていただけると決め込んで待っているだけではいけません。

自分から周りの人々といつも良い関係をつくるよう努力していただくことが必要です。

また、災害時には助けてくれると思っている近所の皆さんも、どのような事情が発生しているかわかりません。

自分の身は自分で守るという考えで、次のことを心がけましょう。

◎　心がけていただきたいこと

○　町内会及び地域支援者、隣近所との仲の良い人間関係を保つよう努力しましょう。
○　災害に備えて、自分のできることは自分でするよう心がけましょう。
○　災害の発生が予想されるとき、または発生したときには地域で支援される者へ自分から連絡するよう努力しましょう。
○　防災訓練の参加呼びかけがあった時は、できるだけ参加しましょう。
○　自分の身は自分で守るという心がけをいつも持ちましょう。

【問合せ】仁木町福祉課福祉あんしん係　電話３２−２５１４
（仁木町災害対策本部町民生活対策班）

第１４節　　自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分たちで守る」という精神のもとに地域住民、家庭、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進し支援する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

１　自主防災組織の育成

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう防災訓練の実施等体制の整備を図る。

また、道は、自主防災組織普及のため、啓発資料の作成をはじめ、町の担当者研修会や研修の実施等により、北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

２　事業所等の防災組織

多数の住民が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、積極的に防災活動を行うとともに、併せて、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、制度の徹底を図り、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

また、防火管理者や危険物取扱者など防災上責任を有する者には、講習会等により資質の向上を図るものとする。

（１）　平常時
　ア　防災訓練
　イ　施設及び設備等の点検整備
　ウ　従業員等の防災に関する教育の実施

（２）　災害発生時
　ア　情報の収集伝達
　イ　出火防止及び初期消火
　ウ　避難誘導・救出救護
　エ　飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保

３　自主防災組織の編成

自主防災組織はその機能を十分に発揮できるよう、地域の実情を考慮し編成する。

（１）　自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう町内会等の組織を活用した協力体制の確立を図る。

（２）　他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

４　自主防災組織の活動

（１）　平常時の活動

ア　防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ　防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

①　情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

②　消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を取得する。

③　避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

④　避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

⑤　救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を取得する。

⑥　図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ　防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ　防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

（２）　非常時及び災害時の活動

ア　情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

（ア）連絡をとる防災関係機関

（イ）防災関係機関との連絡のための手段

（ウ）防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ　出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ　救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の崩壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医療措置を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ　避難の実施

町長から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会等の地域住民の協力のもとに避難させる。

オ　避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体になるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営訓練等を実施するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ　給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第１５節　　複合災害に関する計画

複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

（１）　予防対策

ア　後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。

イ　地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

ウ　複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置に関する知識の普及・啓発に努める。

別表４

水　　防　　区　　域

番号	危険区域						予想される被害				整備計画		水防工法
	地区名	水系名	河川名	流心距離	危険区域	災害の要因	住家（戸）	公共施設（棟）	道路	その他	実施機関	概要	
1	西町表通（渡辺地先）	余市川	２級 後志種川	余市川合流点から 3.0	両岸 1,000	いっ水	－	－	－	畑15.0ha			積土俵
2	東町瑞穂（永田地先）	〃	普通 フレトイ川	〃 2.5	右岸 130	河岸決壊	－	－	－	畑 1.5ha	仁木町	計画検討中	木流し等
3	南町平内（松原地先）	〃	普通 長堀川	〃 1.0	左岸 250 右岸 60	いっ水	－	－	－	畑 2.0ha	〃	〃	積土俵
4	然別（若狭地先）	〃	普通 然別川	〃 0.8	左岸 115	河岸決壊	－	－	－	畑 0.5ha	〃	〃	木流し等
5	銀山共栄（金井地先）	〃	普通 マカナイ川	〃 0.4	左岸 120 右岸 140	〃		－	－	田 3.0ha	〃	〃	〃
6	尾根内第２（山本地先）	〃	普通 モスケ川	〃 0.7	左岸 80	〃	1	－	－	田 0.5ha 畑 0.5ha	〃	〃	〃
7	南町平内（武市地先）～東町瑞穂（和田地先）	〃	（かんがい溝）	〃 0.3	左岸 2,500 （国道側）	いっ水及び決壊	－	－	－	田 5.5ha 畑 2.0ha	余市川 土地改良区	〃	積み土俵 木流し等
計	７か所												

別表５　余市川水系余市川の洪水浸水想定区域
次ページより「防災ガイドマップ（洪水浸水想定区域図）」を掲載

洪水浸水想定区域図(1000年に1回程度) 仁木地区

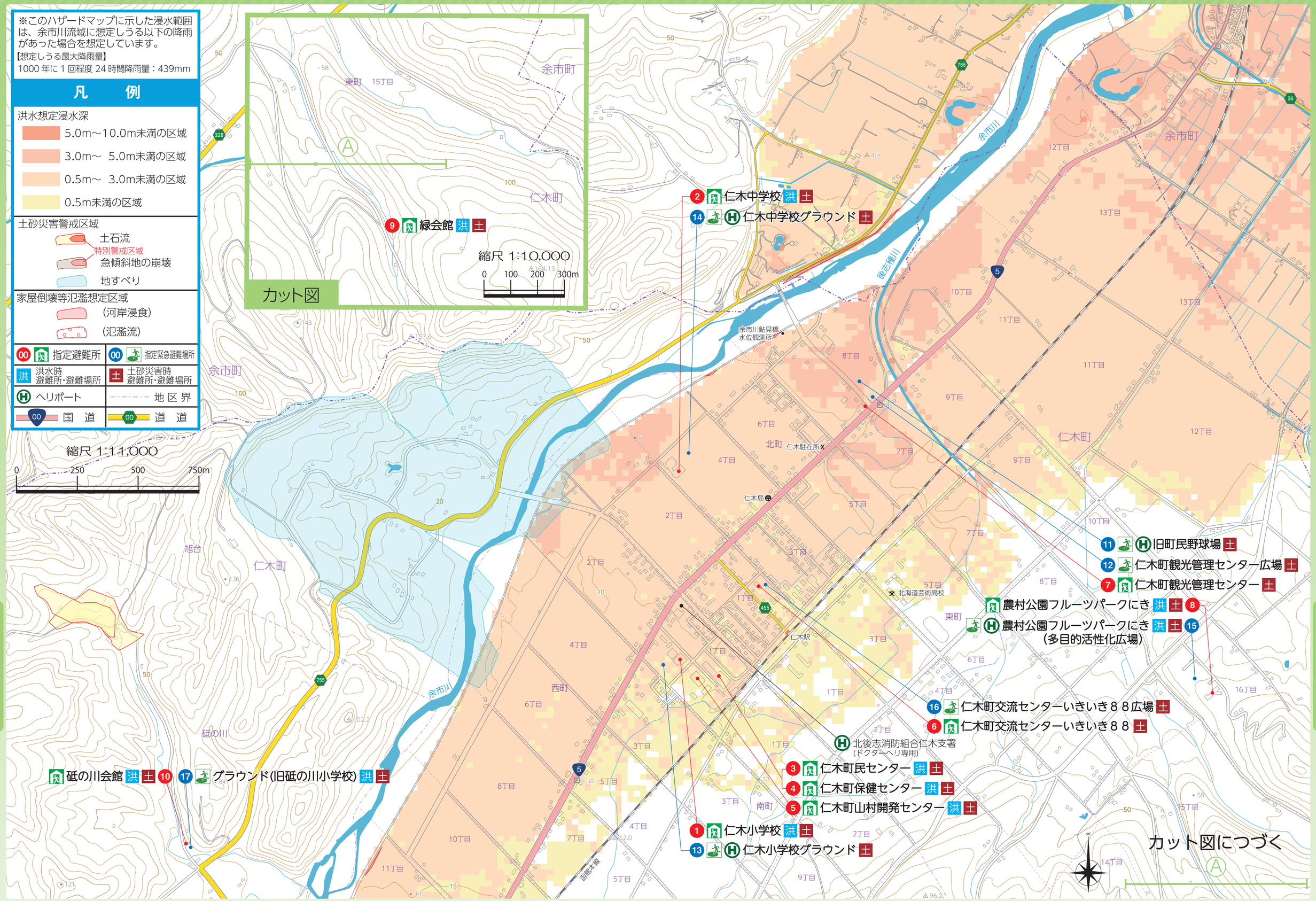

ハザードマップ

洪水浸水想定区域図(1000年に1回程度) 大江地区①

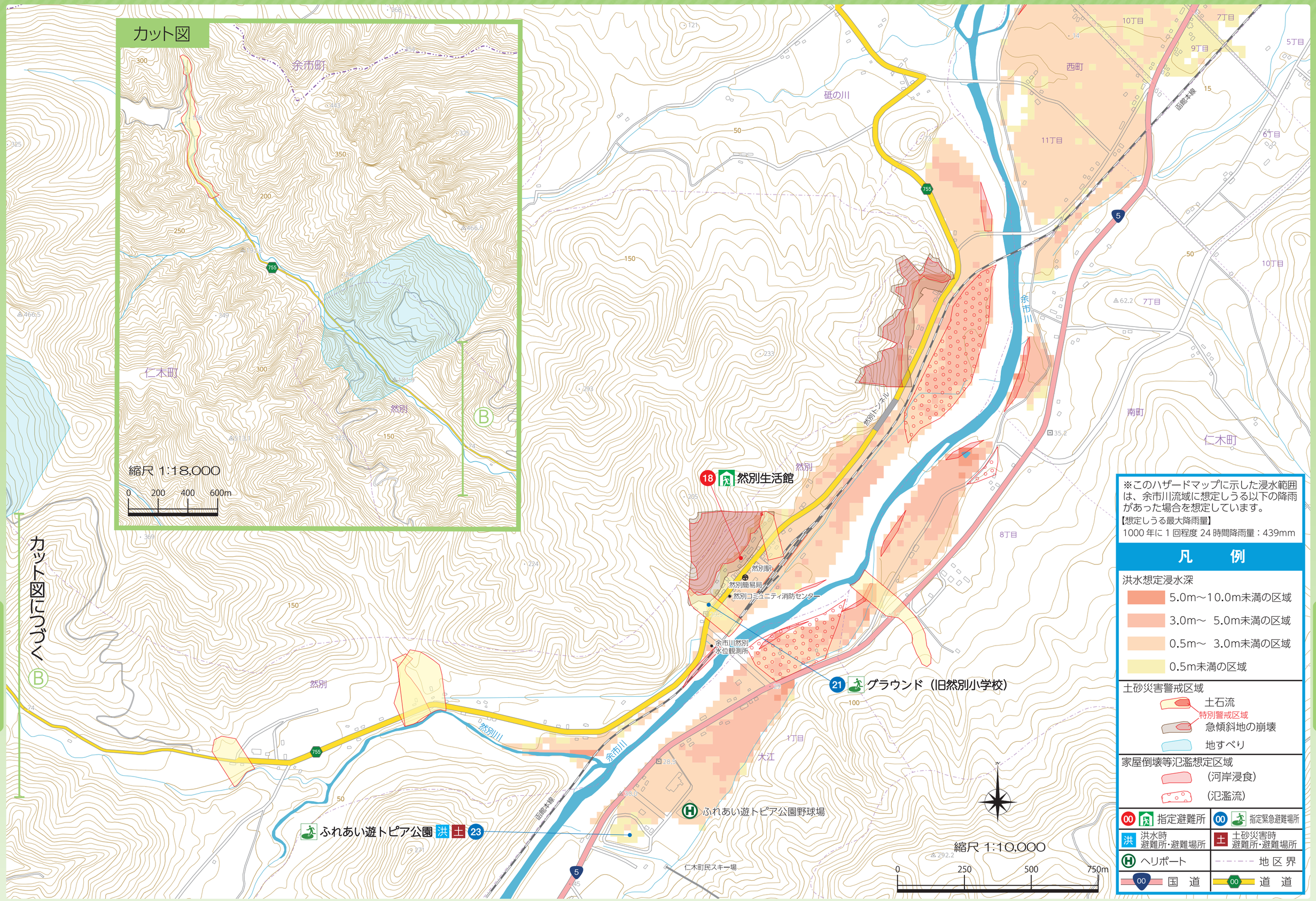

ハザードマップ

洪水浸水想定区域図(1000年に1回程度) 大江地区②

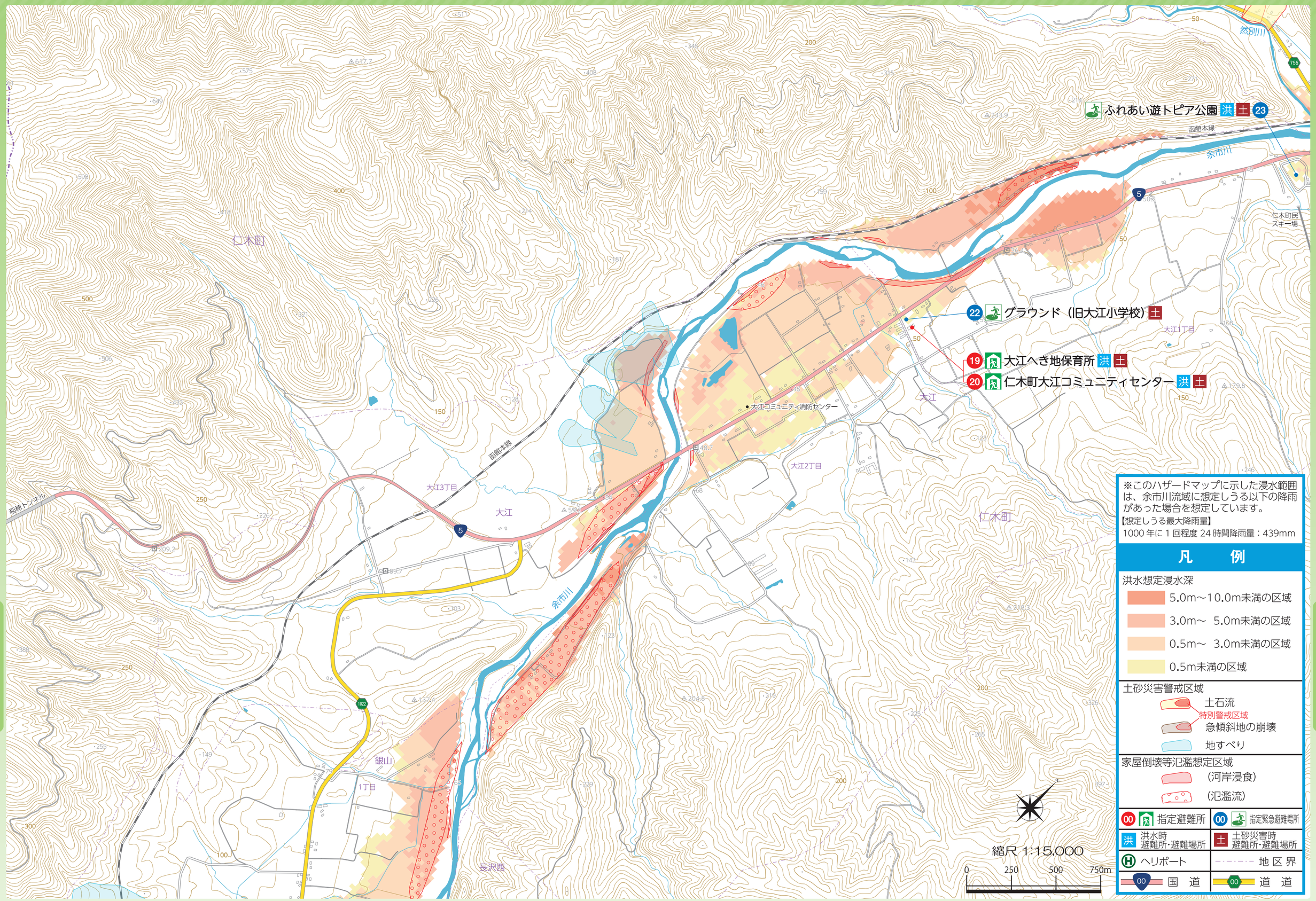

ハザードマップ

ハザードマップ

洪水浸水想定区域図(1000年に1回程度) 銀山地区①

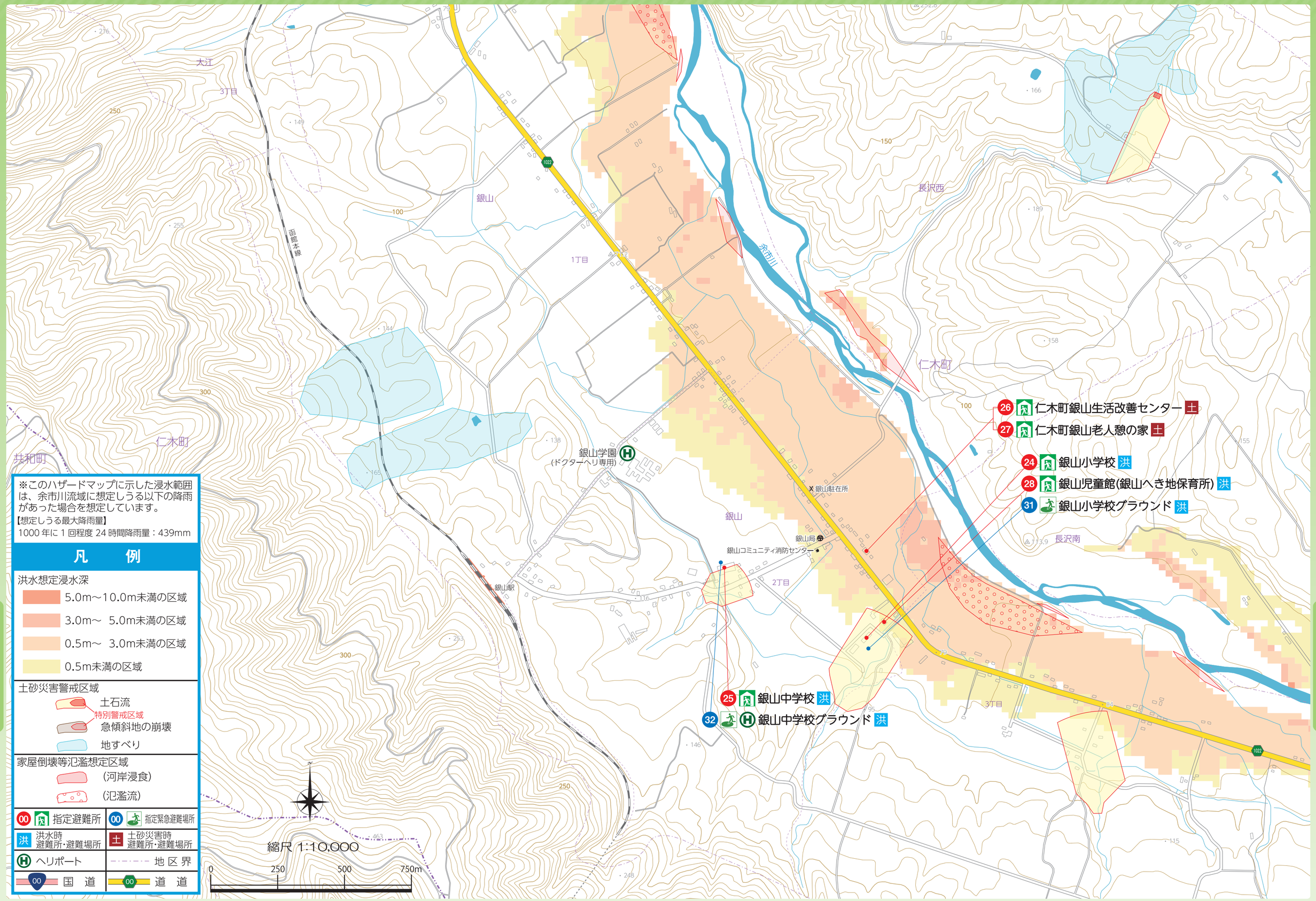

ハザードマップ

ハザードマップ

洪水浸水想定区域図(1000年に1回程度)　銀山地区②

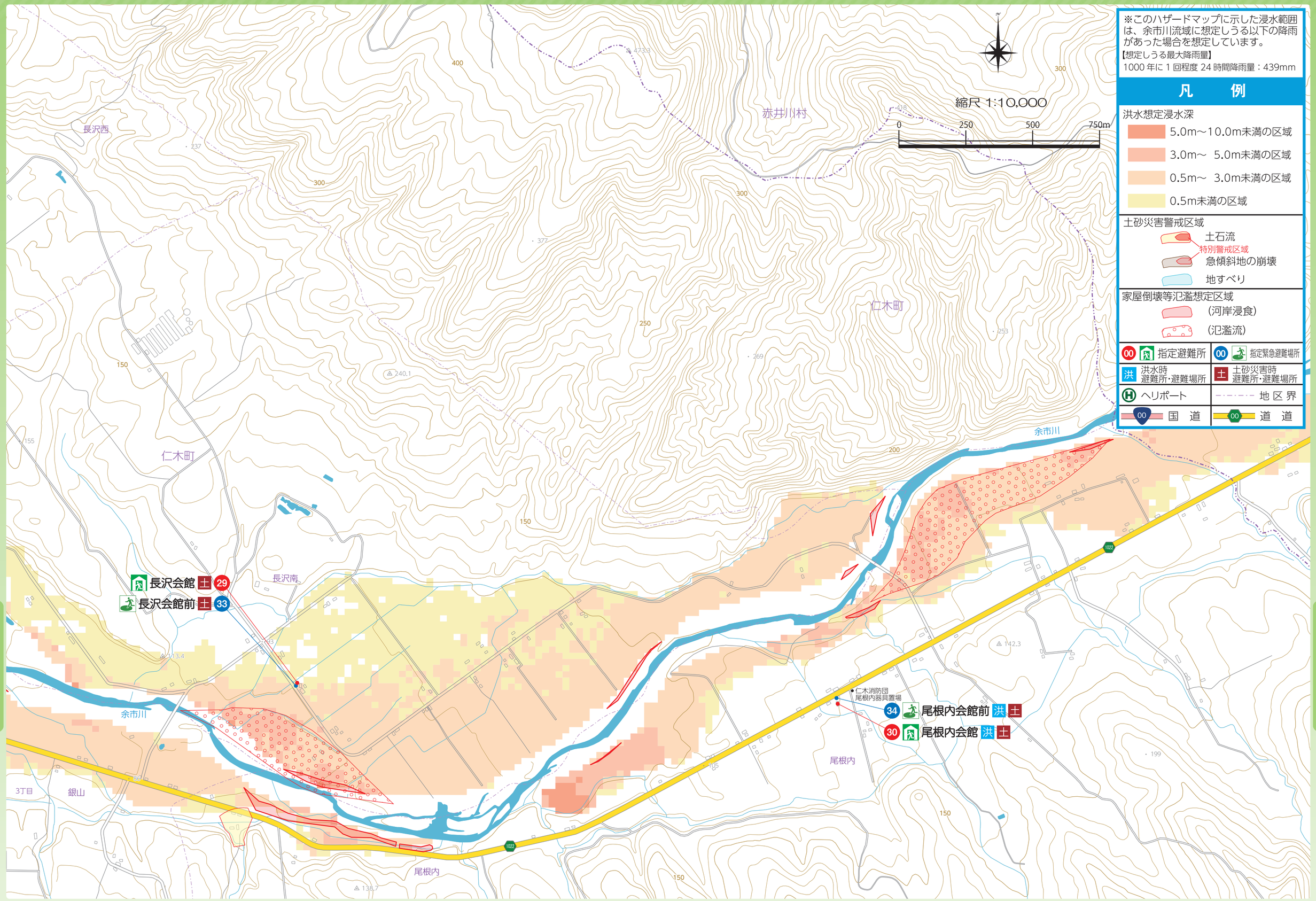

洪水浸水想定区域図(50年に1回程度)　仁木地区

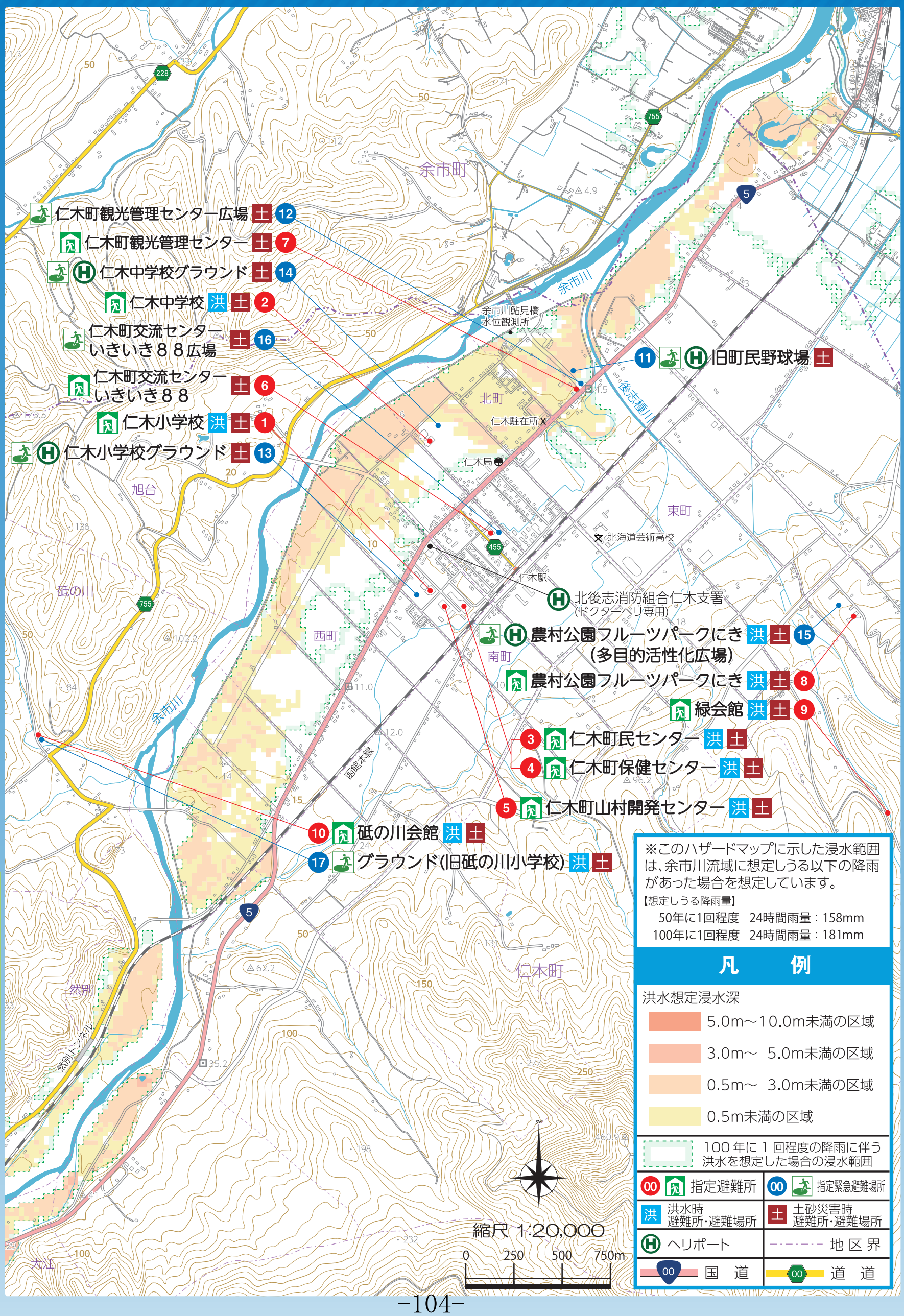

※このハザードマップに示した浸水範囲は、余市川流域に想定しうる以下の降雨があった場合を想定しています。

【想定しうる降雨量】

50年に1回程度　24時間雨量：158mm

100年に1回程度　24時間雨量：181mm

凡　例

洪水想定浸水深

- 5.0m～10.0m未満の区域
- 3.0m～ 5.0m未満の区域
- 0.5m～ 3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

100年に1回程度の降雨に伴う洪水を想定した場合の浸水範囲

00 指定避難所	00 指定緊急避難場所
洪 洪水時 避難所・避難場所	土 土砂災害時 避難所・避難場所
ヘリポート	地区界
00 国道	00 道道

洪水浸水想定区域図(50年に1回程度)　大江地区

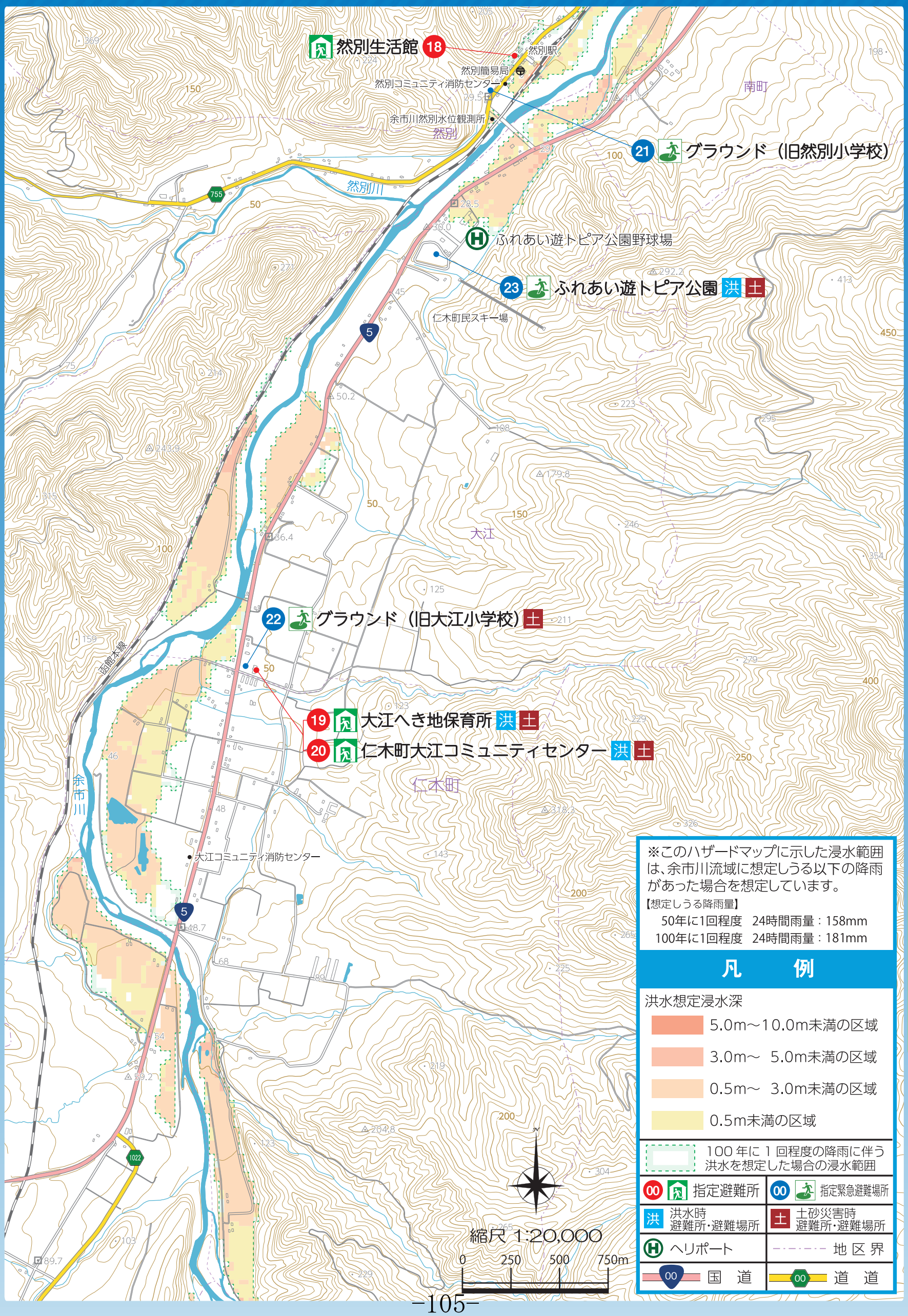

洪水浸水想定区域図(50年に1回程度)　銀山地区

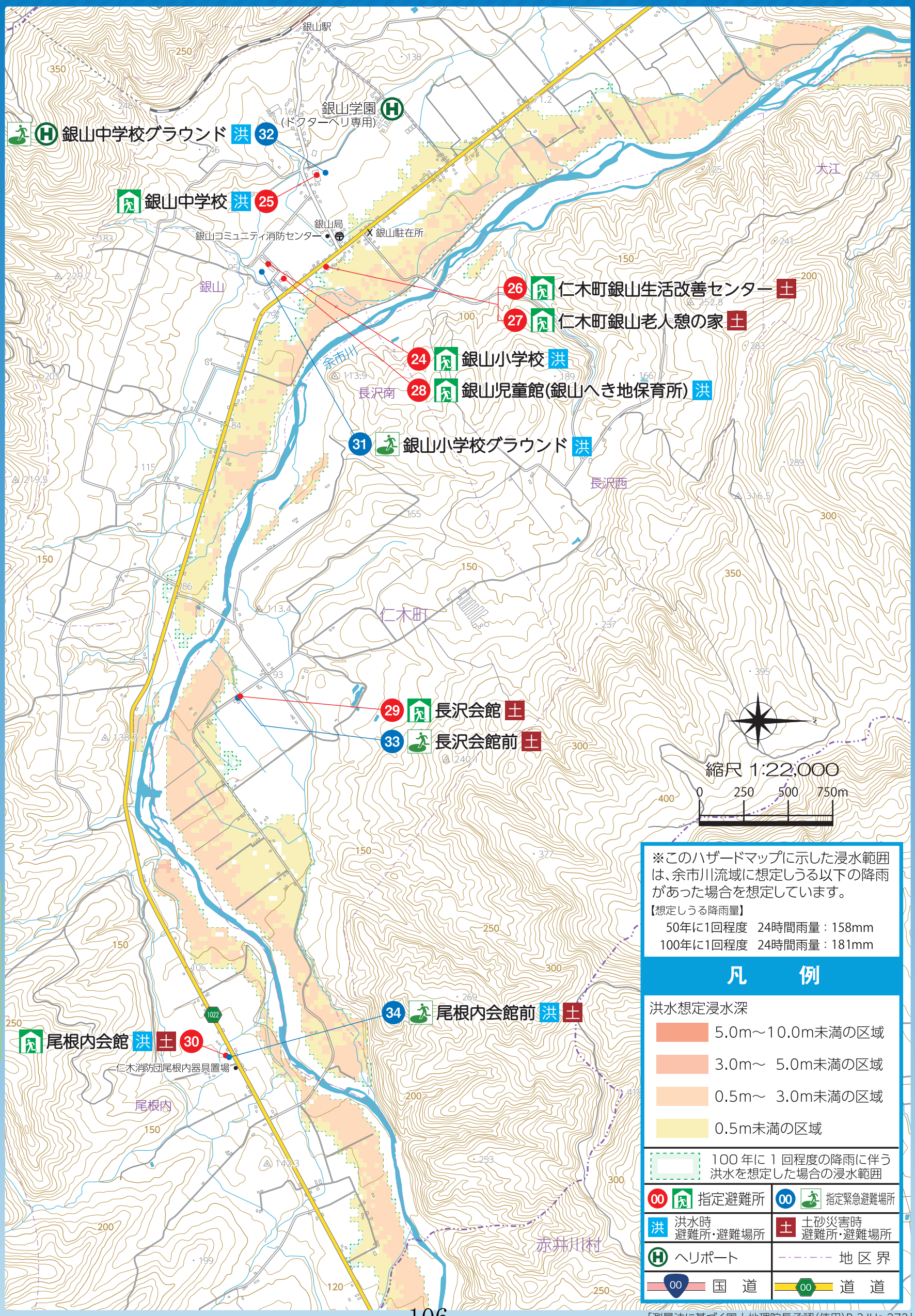

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 3JHs 272」
「JIS Z 8210 広域避難場所　避難所(建物)」

別表６（その１）

地滑り・急傾斜地崩壊危険区域

（１）地滑り危険区域

（令和３年１月３１日現在）

番号	危険区域の現況							予想される被害					法令等における指定状況						整備計画	
	区域名	場所	ブロック数	ブロック名	形状			住家	公共施設	土地	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
					長さ（m）	幅（m）	層厚（m）	（戸）	（棟）	（㎡）	（m）						全部	一部		
1	旭台	旭台、 北町２丁目、 西町2･4･6丁目	4	A	1,105	410	60	8	0	443,075	道道465、 町道1,805	余市川470m	－	森林法 保安林	民(土流) T11.5.16	道告示 410号	－	－	－	－
				B	1,050	470	65	6 (内2戸はCと重複)	0	415,296	道道635、 町道1,290	余市川360m、 橋梁(仁木大橋)一基								
				C	375	250	35	4 (内2戸はBと重複し (残り2戸はDと重複)	0	99,855	道道90、 町道470	－							
				D	520	475	70	10 (内2戸はCと重複)	0	295,009	道道485、 町道765	余市川470m、 橋梁(仁木大橋)一基								
2	仁木然別	然別	1	A	960	797	114	0	0	774,208	道道755号然別余市線 1,000	ポン然別川1,100m	－	森林法 保安林	国(水源かん養)H15.5.12	農告132号	－	－	－	－
3	大江	大江２・３丁目	6	A	40	50	4	0	0	3,392	－	排水路（泥川）50m	－	地すべり防止法 地すべり防止地域 森林法 保安林	H6.8.22 民（土流） S48.3.24	農告1185号 農告589号	－	－	－	－
				B	230	145	13	0	0	37,456	－	排水路（泥川）80m								
				C	175	170	18	0	0	53,473	－	排水路（泥川）170m								
				D	200	175	21	0	0	55,963	－	排水路（泥川）195m JR函館本線95m								
				E	100	135	10	0	0	22,328	－	排水路（泥川）145m JR函館本線45m								
				F	195	125	22	0	0	42,586	－	排水路（泥川）130m 余市川135m JR函館本線95m								
4	銀山１丁目	銀山１丁目	2	A	456	214	31	0	0	113,227	－	JR函館本線165m	－	－	－	－	－	－	－	－
				B	271	317	45	0	0	131,843	－	JR函館本線320m								
5	銀山学園	長沢西	3	A	525	195	18	0	0	96,481	町道145m	水路漁別川255m	－	地すべり等防止法 地すべり防止地域	H14.1.25	国交省告33号	－	－	－	－
				B	115	90	14	0	0	11,136	－	水路漁別川70m								
				C	230	180	12	0	0	71,304	町道300m	－								
計	５か所																			

別表６（その２）

（２）急傾斜地崩壊危険区域

地滑り・急傾斜地崩壊危険区域

（令和３年１月３１日現在）

番号	危険区域の現況							予想される被害					法令等における指定状況						整備計画	
	区域名	場所	地形概要					区分	住家（戸）	公共施設（棟）	道路（m）	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
			下端延長（m）	最大高さ（m）	平均高さ（m）	最大勾配（°）	平均勾配（°）										全部	一部		
1	仁木然別１	然別	529	154	120	41	36	危害のおそれ	15	然別生活館 1	－	－	－	森林法保安林	国(土流) M30.7.6	農告第148号	－	－	－	－
								著しい危害のおそれ	5	0	－	－								
2	仁木然別２	然別	575	130	37	43	36	危害のおそれ	1	0	道道 70	JR5m	－	森林法保安林	国(土流) M30.7.6	農告第148号	－	－	－	－
								著しい危害のおそれ	0	0	道道 10	－								
計	２か所																			

別表７

土　石　流　危　険　渓　流

（令和３年１月３１日現在）

番号	危険区域の現況									予想される被害					整備計画	
	区域名	水系	河川名	渓流名	渓流番号	渓流概況		砂防指定地指定番号・年月日	区分	住家（戸）	公共的建物全般施設（棟）	土地（㎡）	道路（m）	その他	実施機関	概要
						渓流長（km）	面積（km²）									
1	南町８丁目	余市川	８丁目沢	８丁目沢	Ⅰ-13-0050	0.76	0.13	第2090号 H5.11.2	危害のおそれ	1	0	26,452	国道70、 町道80	河川80m	道 （小樽建設管理部）	砂防えん提 （H6）
2	砥の川	余市川	角の川	角の川	Ⅱ-13-0170	1.66	0.39	－	危害のおそれ	1	0	39,468	町道430	－	－	－
3	砥の川	余市川	角の川北の沢	角の川北の沢	Ⅱ-13-0171	0.44	0.09	－	危害のおそれ	1	0	28,799	町道200	河川260m	－	－
4	然別	余市川	駅側川	駅側川	Ⅱ-13-0160	0.40	0.07	－	危害のおそれ	5	0	10,071	道道70	JR20m	－	－
									著しい危害のおそれ	0	0	65	－	－		
5	然別	余市川	神社の川	神社の川	Ⅱ-13-0150	2.11	0.57	－	危害のおそれ	1	0	14,856	道道80 その他道路30	JR80m	－	－
6	然別	余市川	寺の沢川	寺の沢川	Ⅱ-13-0140	2.84	0.24	－	危害のおそれ	1	0	34,427	道道150 その他道路30	河川160m 橋梁１基	－	－
7	然別	余市川	高井川	高井川	Ⅱ-13-0130	6.68	0.78	－	危害のおそれ	0	0	18,718	道道110 その他道路30	河川110m 橋梁１基	－	－
8	然別	余市川	ポン然別二の沢川	ポン然別二の沢川	Ⅱ-13-0120	0.81	0.24	－	危害のおそれ	0	0	16,290	道道130 町道50	河川110m	－	－
9	然別	余市川	千歳川	千歳川	Ⅰ-13-0110	2.15	0.67	－	危害のおそれ	1	0	54,355	道道480	河川590m 橋梁2基	－	－
10	長沢西	余市川	銀山学園裏の沢	銀山学園裏の沢	Ⅰ-13-0060	3.02	0.71	－	危害のおそれ	0	銀山学園農場利用施設　1	36,308	町道120	－	－	－
									著しい危害のおそれ	－	－	146	－	－		
11	銀山２丁目	余市川	銀山種川一の沢	銀山種川一の沢	Ⅱ-13-0100	4.76	1.41	－	危害のおそれ	5	仁木町立銀山中学校　1	20,239	町道240 その他道路80	－	－	－
12	銀山２丁目	余市川	マカナイ川	マカナイ川	Ⅰ-13-0090	1.80	0.70	－	危害のおそれ	2	仁木町立銀山小学校・銀山児童館　2	－	－	－	－	－
13	銀山３丁目	余市川	銀山墓地川	銀山墓地川	Ⅱ-13-0080	2.29	0.36	－	危害のおそれ	4	孝徳寺　1	61,890	町道550	－	－	－
14	尾根内	余市川	鳥居川	鳥居川	Ⅱ-13-0070	5.97	2.11	－	危害のおそれ	1	0	11,254	道道80 その他道路130	－	北海道	治山施設 （不明）
計	14　か　所									21	3					

別表８

な だ れ 危 険 箇 所

（平成２６年４月１日現在）

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	区域名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 （戸）	公共施設 （棟）	道路 （ｍ）	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部	危険区域との関連 一部	実施機関	概要
1	然別	旧然別小学校 裏山	1.9	20	然別生活館 1	－	－	－	－	－	－	－	－	北海道（建設部）	計画検討中
計	１か所														

別表１４

土砂災害警戒区域

（令和３年３月末現在）

番号	箇所（渓流）番号	箇所（渓流）名	所在地	自然現象の種類
1	〈2〉-1-3	旭台	旭台、北町２丁目 西町２・４・６丁目	地滑り
2	1-16-81	仁木然別	然別	地滑り
3	〈2〉-1-6	大江	大江２・３丁目	地滑り
4	1-17-82	銀山１丁目	銀山１丁目	地滑り
5	1-18-83	銀山学園	長沢西	地滑り
6	Ⅱ-1-98-651	仁木然別２	然別	急傾斜地の崩壊
7	Ⅰ-1-295-832	仁木然別１	然別	急傾斜地の崩壊
8	Ⅱ-13-0170	角の川	砥の川	土石流
9	Ⅱ-13-0171	角の川北の沢	砥の川	土石流
10	Ⅱ-13-0160	駅側川	然別	土石流
11	Ⅱ-13-0150	神社の川	然別	土石流
12	Ⅰ-13-0050	８丁目沢	南町８丁目	土石流
13	Ⅱ-13-0140	寺の沢川	然別	土石流
14	Ⅱ-13-0130	高井川	然別	土石流
15	Ⅱ-13-0120	ポン然別二の沢川	然別	土石流
16	Ⅰ-13-0110	千歳川	然別	土石流
17	Ⅰ-13-0060	銀山学園裏の沢	長沢西	土石流
18	Ⅱ-13-0100	銀山種川一の沢	銀山２丁目	土石流
19	Ⅰ-13-0090	マカナイ川	銀山２丁目	土石流
20	Ⅱ-13-0080	銀山墓地川	銀山３丁目	土石流
21	Ⅱ-13-0070	鳥居川	尾根内	土石流
計	２１か所			

別表１５

土砂災害特別警戒区域

（令和３年３月末現在）

番号	箇所（渓流）番号	箇所（渓流）名	所在地	自然現象の種類
1	Ⅱ-1-98-651	仁木然別２	然別	急傾斜地の崩壊
2	Ⅰ-1-295-832	仁木然別１	然別	急傾斜地の崩壊
3	Ⅱ-13-0160	駅側川	然別	土石流
4	Ⅰ-13-0060	銀山学園裏の沢	長沢西	土石流
計	４か所			

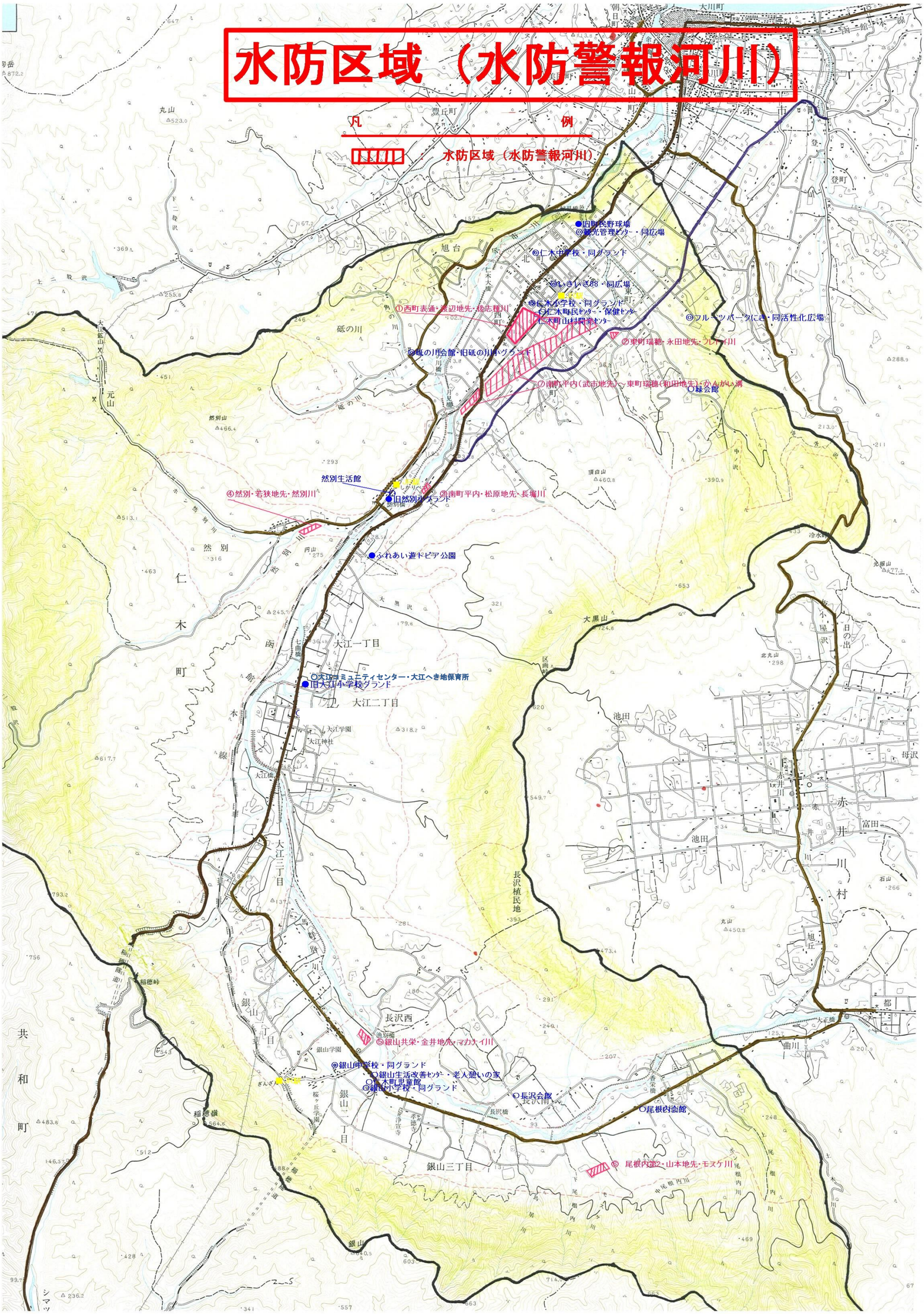
水防区域（水防警報河川）
凡　　例
水防区域（水防警報河川）
●旧町民野球場
◎観光管理センター・同広場
◎仁木中学校・同グランド
◎いきいき88・同広場
◎仁木小学校・同グランド
◎仁木町民センター・保健センター
仁木町山村開発センター
◎フルーツパークにき・同活性化広場
①西町表通・渡辺地先・珍志種川
②東町瑞穂・永田地先・フレトイ川
◎砥の川会館・旧砥の川小グランド
③南町平内（武市地先）～東町瑞穂（和田地先）・かんがい溝
○緑会館
然別生活館
④然別・若狭地先・然別川
●旧然別小グランド
⑤南町平内・松原地先・長堀川
●ふれあい遊トピア公園
○大江コミュニティセンター・大江へき地保育所
●旧大江小学校グランド
⑥銀山共栄・金井地先・マカナイ川
◎銀山中学校・同グランド
○銀山生活改善センター・老人憩いの家
○仁木町児童館
◎銀山小学校・同グランド
○長沢会館
○尾根内会館
⑦尾根内第2・山本地先・モヌケ川

別表９　山地災害危険地区

崩壊土砂流出危険地区一覧表

（令和３年１月３１日現在）

危険地区番号		保安林等	地すべり防止区域	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置		公共施設等					
市町村	地区							市町村	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4～以下	公共施設（道路除く）	道路
407-407	0001		無	無	B	1.97	無	仁木町	東町				3	0	他
407-407	0002		無	無	B	0.63	無	仁木町	南町	57				0	国
407-407	0003		無	有	A	4.81	無	仁木町	南町			5		0	国
407-407	0004		無	無	A	6.09	無	仁木町	南町頂白		17			0	他
407-407	0005		無	無	A	0.81	無	仁木町	南町		23			0	国
407-407	0006		無	無	A	0.75	無	仁木町	南町		22			0	国
407-407	0007	土砂流	無	有	A	12.48	一部概成	仁木町	大江		32			0	国
407-407	0008		無	無	A	2.94	無	仁木町	大江		23			0	国
407-407	0009	土砂流	無	無	B	1.95	一部概成	仁木町	大江		35			1	国
407-407	0010		無	有	A	3.56	無	仁木町	大江	78				0	国
407-407	0011		無	無	A	1.72	無	仁木町	大江	98				1	国
407-407	0012		無	有	A	8.97	無	仁木町	大江			8		0	国
407-407	0013		無	無	C	0.48	無	仁木町	大江			6		0	国
407-407	0014		無	無	C	1.35	無	仁木町	大江			7		0	国
407-407	0015		無	無	C	4.16	無	仁木町	大江			6		0	国
407-407	0016		無	無	C	0.21	無	仁木町	長沢西			8		0	他
407-407	0017		無	無	B	0.20	無	仁木町	長沢西			7		0	他
407-407	0018		無	無	B	0.00	無	仁木町	長沢南		20			0	他
407-407	0019		無	有	B	0.23	無	仁木町	長沢南		31			0	他
407-407	0020		無	無	B	0.94	無	仁木町	長沢南		29			0	他
407-407	0021		無	無	B	1.76	一部概成	仁木町	尾根内		35			0	道
407-407	0022		無	有	A	1.19	無	仁木町	尾根内		20			0	道
407-407	0023		無	無	A	2.61	無	仁木町	尾根内		13			0	道
407-407	0024		無	無	C	1.10	無	仁木町	尾根内				1	0	道
407-407	0025		無	無	C	1.13	無	仁木町	尾根内				2	0	道
407-407	0026		無	無	C	0.49	無	仁木町	銀山				1	0	道
407-407	0027	土砂流	無	無	C	3.63	一部概成	仁木町	銀山			6		0	道
407-407	0028	土砂流	無	無	A	6.54	一部概成	仁木町	銀山		15			0	道
407-407	0029		無	有	B	0.25	一部概成	仁木町	銀山	50				1	道
407-407	0030		無	無	B	3.46	無	仁木町	銀山	135				1	道
407-407	0031		無	無	B	0.77	無	仁木町	銀山		44			0	道
407-407	0032		無	無	B	0.70	未成	仁木町	銀山		39			0	道
407-407	0033		無	無	C	0.36	一部概成	仁木町	大江				3	0	道
407-407	0034		無	無	C	0.10	無	仁木町	銀山			8		0	国
407-407	0035		無	有	A	13.80	一部概成	仁木町	大江	53				0	国
407-407	0036	土砂流	無	無	B	6.84	一部概成	仁木町	大江		14			0	国
407-407	0037	土砂流	無	無	C	1.92	一部概成	仁木町	大江			9		0	国
407-407	0038	土砂流	無	有	B	3.60	一部概成	仁木町	大江		11			0	他
407-407	0039		無	無	A	1.92	無	仁木町	然別		38			0	道
407-407	0040		無	無	B	2.12	無	仁木町	然別		28			0	道
407-407	0041		無	無	A	1.53	無	仁木町	然別		12			0	道
407-407	0042		無	無	C	0.96	無	仁木町	然別					0	道
407-407	0043		無	無	B	4.86	無	仁木町	然別					0	道
407-407	0044		無	無	A	4.05	無	仁木町	然別		28			0	道
407-407	0045		無	無	A	2.65	無	仁木町	然別	55				0	道
407-407	0046		無	無	B	3.66	無	仁木町	砥の川		15			0	道
407-407	0047		無	無	B	3.54	無	仁木町	砥の川		22			0	道
407-407	0048		無	無	B	0.45	無	仁木町	砥の川		22			0	道

山地災害危険地区マップ（その１）

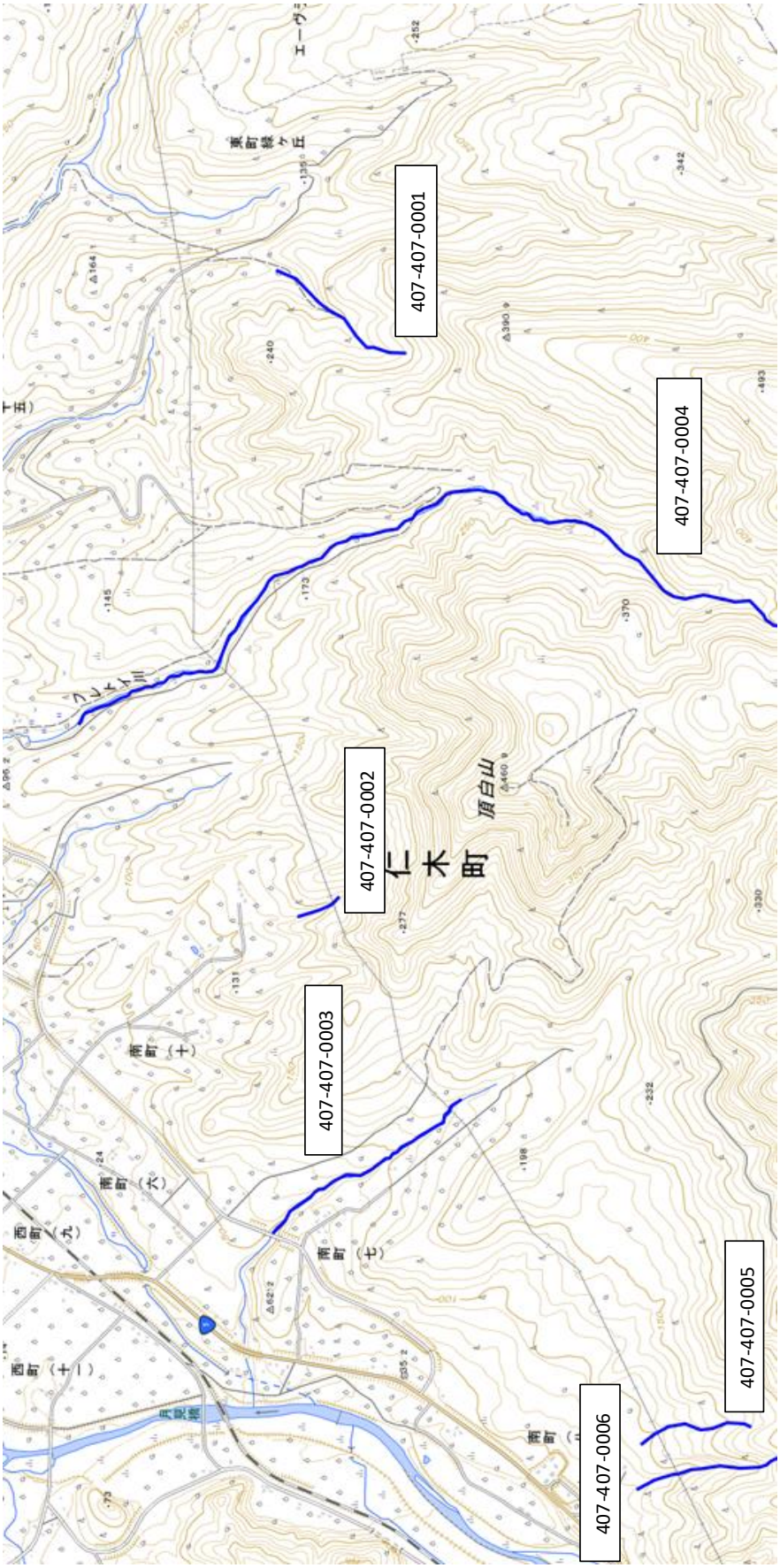

山地災害危険地区マップ（その２）

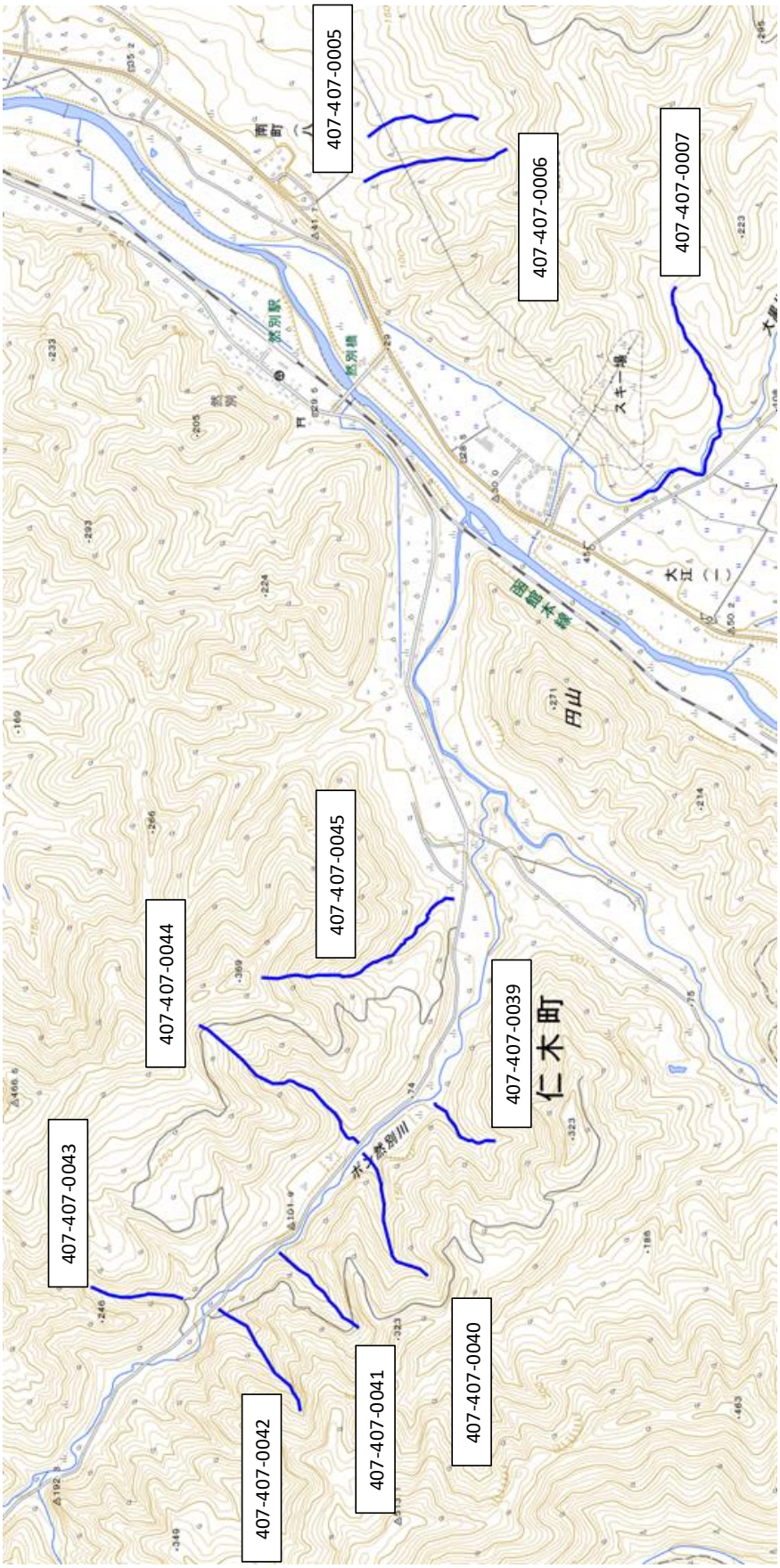

山地災害危険地区マップ（その３）

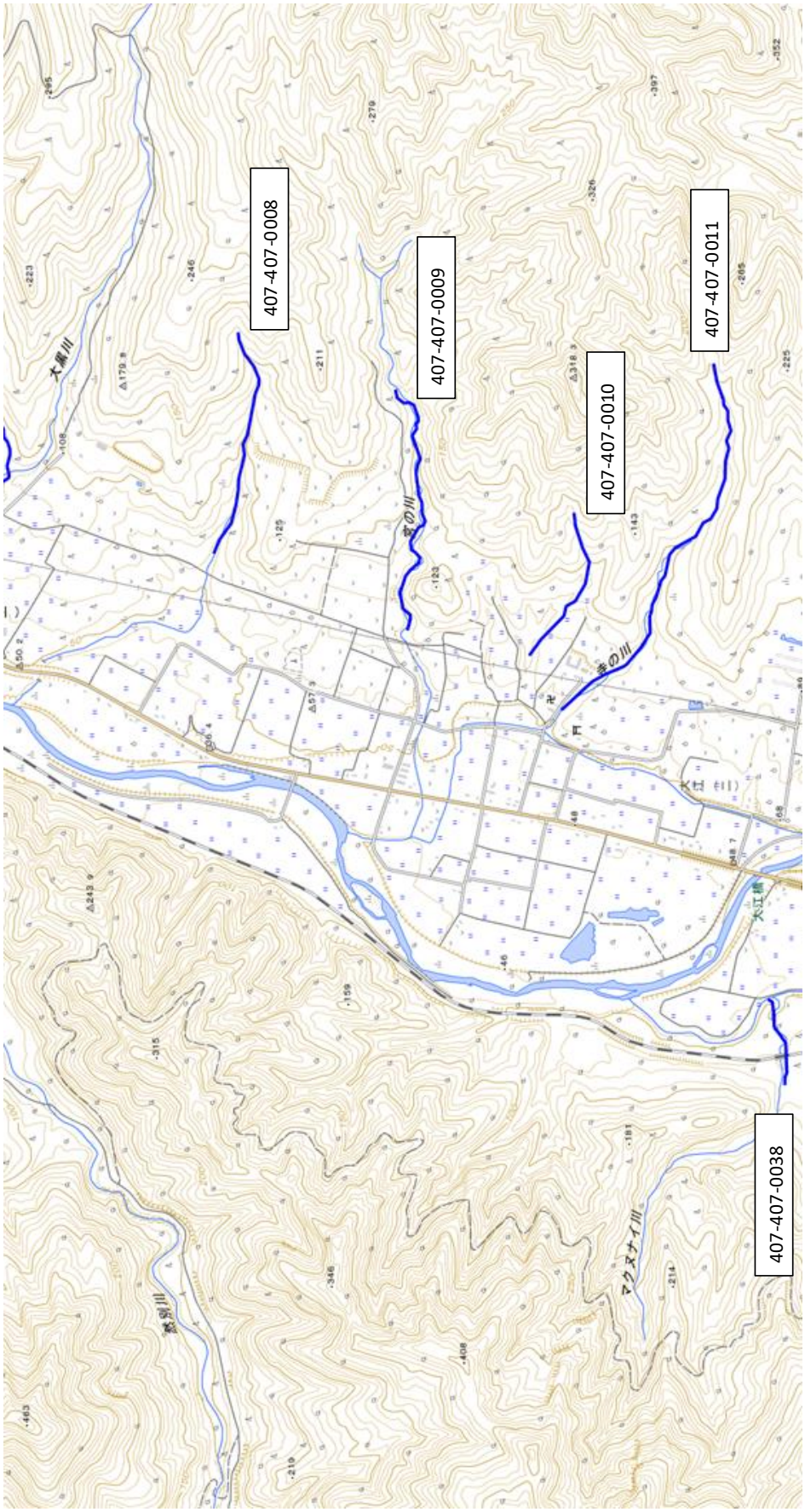

山地災害危険地区マップ（その４）

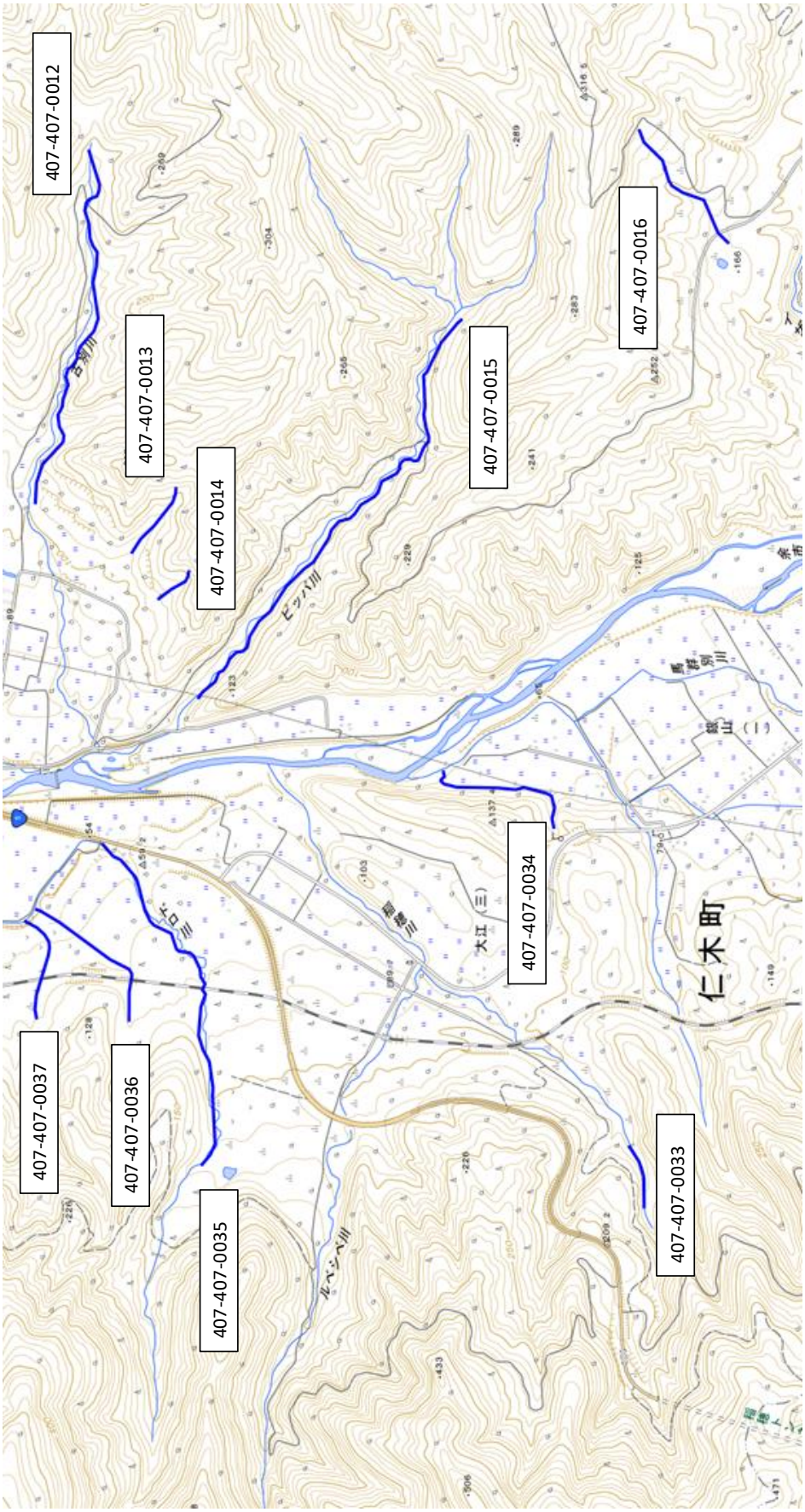

山地災害危険地区マップ（その５）

山地災害危険地区マップ（その６）

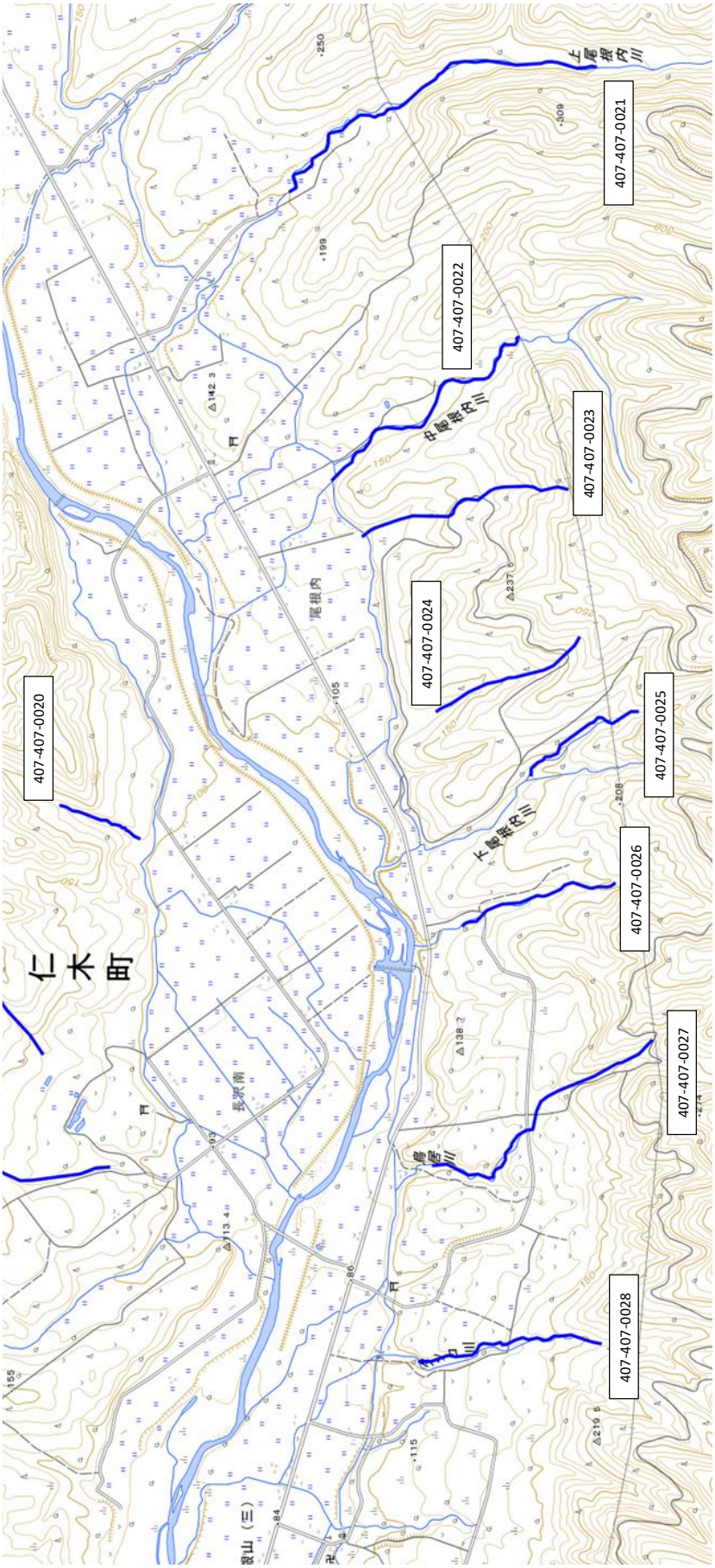

山地災害危険地区マップ（その７）

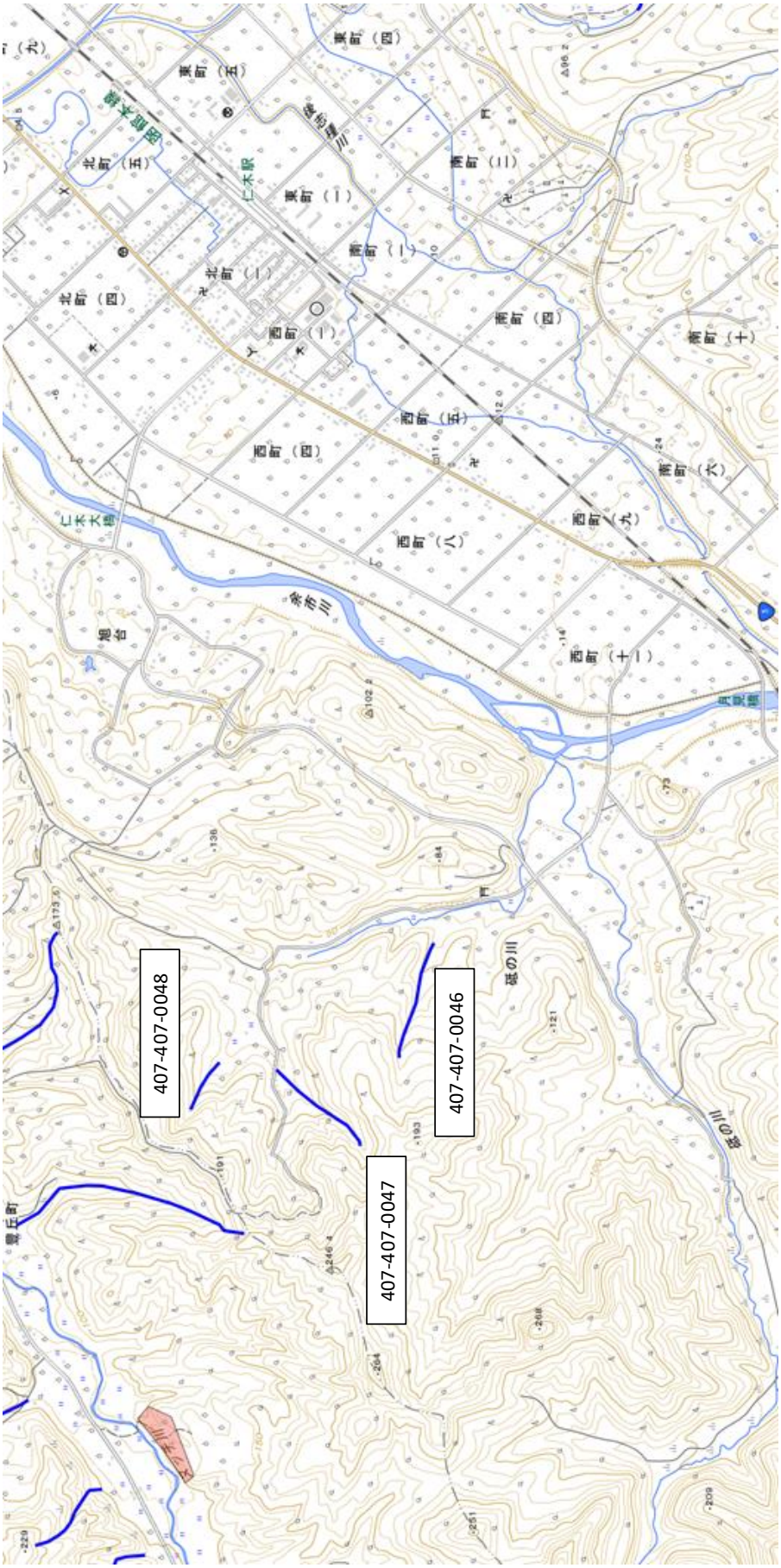

第５章　　地震防災計画

仁木町の区域における地震災害の防災対策に関し必要な体制を確立するとともに、地震災害に的確かつ迅速に対処し､被害の発生及び拡大を防止するため、災害予防対策を積極的に推進する。

第１節　　地震に強いまちづくり推進計画

町内における構造物・施設等について、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強いまちづくりを推進する。

１　地震に強いまちづくり

（１）地震に強い町構造の形成

ア　防災活動拠点となる幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い町構造の形成を図る。

イ　不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

（２）　建築物の安全化

ア　不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に十分配慮する。

イ　住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、仁木町住宅等耐震改修促進計画に基づき、基準の遵守の指導等に努める。

ウ　既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ　建築物の落下物対策及びブロック塀等の倒壊防止等を図る。

（３）ライフライン施設等の機能の確保

ア　町及びライフライン事業者は、上水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

イ　関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。

ウ　町は、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

（４）地質、地盤の安全確保

ア　施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

イ　個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

（５）危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

（６）災害応急対策等への備え

地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを十分行うこととする。

第２節　　地震に関する防災知識の普及・啓発

町は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努める。

１　防災知識の普及・啓発

（１）町は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

（２）町は、住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

ア　啓発内容

①　地震や、緊急地震速報利用に対する心得
②　地震に関する一般知識
③　非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
④　建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
⑤　災害情報の正確な入手方法
⑥　出火の防止及び初期消火の心得
⑦　外出時における地震発生時の対処方法
⑧　自動車運転時の心得
⑨　救助・救護に関する事項
⑩　避難所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
⑪　水道、電気、ガス、電話などの地震災害時の心得
⑫　要配慮者への配慮
⑬　各防災関係機関が行う地震災害対策

イ　普及方法

①　テレビ、ラジオ及び新聞の利用
②　インターネットの利用
③　広報紙、広報車両の利用
④　映画、スライド、ビデオ等による普及
⑤　パンフレット、ハザードマップの配布
⑥　講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

２　学校等教育関係機関における防災思想の普及

（１）学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

（２）児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災

に関する研修機会の充実等に努める。

（３）　地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。

（４）　社会教育においては、ＰＴＡ、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研修会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第３節　　住民の心構え

東日本大震災や阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時には、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

１　家庭における措置

（１）平常時の心得

ア　地域の避難所・避難経路及び家族との連絡方法を確認する。

イ　がけ崩れに注意する。

ウ　建物の補強、家具の固定をする。

エ　火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。

オ　飲料水や消火器の用意をする。

カ　「最低３日間、推奨１週間分」の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電機等）等を準備し、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料を確保する。

キ　地域の防災訓練に進んで参加する。

ク　隣近所と地震時の協力について話し合う。

ケ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

（２）地震発生時の心得

ア　まずわが身の安全を図る。

イ　特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら、周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。

ウ　揺れが収まったら、落ち着いて素早く火の始末をする。

エ　火が出たらまず消火する。

オ　あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

カ　狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

キ　山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。

ク　避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。

ケ　みんなが協力し合って応急救護を行う。

コ　正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

サ　秩序を守り、衛生に注意する。

２　職場における措置

（１）平常時の心得

ア　消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。

イ　消防計画により避難訓練を実施すること。

ウ　とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

エ　重要書類等の非常持出品を確認すること。
オ　不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

（２）地震発生時の心得
ア　まずわが身の安全を図る。
イ　特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら、周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
ウ　揺れが収まったら、落ち着いて素早く火の始末をする。
エ　職場の消防計画に基づき行動すること。
オ　職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
カ　正確な情報を入手すること。
キ　近くの職場同士で協力し合うこと。
ク　エレベーターの使用は避けること。
ケ　マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

３　駅等の集客施設でとるべき措置
（１）館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
（２）あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
（３）吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

４　街など屋外でとるべき措置
（１）ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
（２）建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。
（３）丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

５　運転者のとるべき措置
（１）走行中のとき
ア　走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
イ　走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
ウ　停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
エ　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

（２）避難するとき

被災地域では、道路の崩壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第４節　　防災訓練計画

地震発生時において、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防火知識の普及、啓発を図ることを目的として防災訓練を行うものとする。

具体的な計画については、第４章第11節「防災訓練計画」に準ずるものとする。

第５節　　地震災害予防計画

１　土砂災害等予防計画

地すべり・がけ崩れ、土石流等の発生が予想される地域においては、地震時においても、道路、住家、公共施設等に被害が及ぶことが予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前施策を計画的に推進する。

具体的な計画については、第４章第７節「土砂災害予防計画」に準ずるものとする。

２　建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりとする。

（１）公共建築物

ア　公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求されるため、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

イ　耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

ウ　防火管理者の設置

消防機関は、消防法第８条の規定により定められた防火対象物について、防火管理者を設置し、防火管理上必要な業務を行うよう指導する。

エ　情報システム

情報システム内のデータについては、住民情報等の重要データが記録されているため、外部記録媒体及びデータセンター等によるデータのバックアップを実施するよう努める。

（２）一般建築物

一般建築物についても、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の向上を図る。

（３）落下物・ブロック塀等

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

３　火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりとする。

（１）地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取扱いについて指導啓発する。

（２）火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

ア　一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水等の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

イ　防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果を上げるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。

ウ　商店、病院等の不特定多数の者が出入りする施設においては、法令の基準による消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

（３）　消防力の整備

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の基準を充足させるとともに、技術の向上と消防体制の強化を図る。

第６節　　要配慮者対策計画

大規模地震発生時には、要配慮者が犠牲になる場合が多い。このため、町及び社会福祉施設管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制に努める。

具体的な計画については、第４章第13節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に準ずるものとする。

第７節　　自主防災組織の育成等に関する計画

東日本大震災や阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、地震災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下に地域住民、事業所等による自主防災組織の設置、育成を推進し支援する。

具体的な計画については、第４章第14節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずるものとする。

第８節　　地震災害対策計画

地震による災害に迅速かつ的確に対処するための応急対策については、本計画の定めるところによる。

１　応急活動体制

町長は、地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、警戒配備態勢をとるとともに、防災関係機関等と緊密な連携のもとに活動体制を確立するものとする。

２　災害対策本部の設置

大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、第２章第２節「応急活動体制」の定める設置基準に基づき、速やかに災害対策本部等を設置し、関係機関と緊密な連携を図りつつ災害の拡大を防止するための応急対策を実施する。

災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等、応急活動体制については、第２章第２節「応急活動体制」に準ずるものとする。

３　地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、住民及び関係機関に伝達するものとする。

具体的な計画については、第３章第１節「気象情報等の伝達計画」に準ずるものとする。

４　災害情報等の収集・伝達計画

町は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報を収集し、併せて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに知事等に報告するとともに、収集した災害情報等を応急対策に活用するものとする。

また、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。

具体的な計画については、第３章第３節「災害情報等の収集及び伝達計画」に準ずるものとする。

５　災害通信計画

災害時において通信は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

通信設備が被災した場合は、町及び関係機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

具体的な計画については、第３章第２節「災害情報通信計画」に準ずるものとする。

６　災害広報計画

地震災害時には、住民に対して正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を用いて最も効果的な方法で広報するとともに、誤報等による混乱が起こらないよう十分配慮する。

具体的な計画については、第７章第２節「災害広報・情報提供計画」に準ずるものとする。

７　避難対策計画

大規模地震発生時においては、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要がある。このため、町及び関係機関は、避難のため可能な限りの措置をとり、生命・身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

具体的な計画については、第７章第３節「避難対策計画」に準ずるものとする。

なお、地震による二次災害等により、危険が切迫している地域の住民の生命・身体に対する危険を防止する必要があるときは、地域を指定して住民の立入りを制限する措置をとるものとする。

８　救助救出計画

地震発生時には、建物の倒壊や地震火災等により、生命・身体の危険な状態になった者の救助救出活動が予想される。このため、町は各関係機関と協力して、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては相互の情報交換など円滑な連携の下に実施する。

具体的な計画については、第７章第４節「救助救出計画」に準ずるものとする。

９　地震火災等対策計画

大地震が発生した場合は、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発等により、多大な人的、物的被害が発生するおそれがある。このため、被災地の住民や自主防災組織、事業所等は可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努める。

また、地震によってもたらされる火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度等により被害の様相が異なるため、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組むものとする。

なお、具体的な消防活動については、第４章第９節「消防計画」に準ずるものとする。

10　災害警備計画

地震災害時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り等被災地における公共の安全と秩序を維持することが重要である。

このため、町は関係機関の災害警備計画に協力し、住民の安全を守る。

具体的な計画については、第７章第22節「災害警備計画」に準ずるものとする。

11　交通応急対策計画

大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等の散在が想定されることから、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行えるよう、これらの障害物を速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど道路交通の確保に努めるものとする。

具体的な計画については、第７章第13節「障害物除去計画」に準ずるものとする。

12　積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を来すことが懸念される。このため、町及び関係機関は、積雪・寒冷対策を推進し、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努めるものとする。

13　輸送計画

地震災害時には、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。このため、迅速に輸送経路等を確保し緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施するものとする。

具体的な計画については、第７章第17節「輸送計画」に準ずるものとする。

14　消防防災ヘリコプター活用計画

地震災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の応急対策については、消防防災ヘリコプターの活用を図る。

具体的な計画については、第７章第18節「消防防災ヘリコプター活用計画」に準ずるものとする。

15　食料供給計画

地震災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、その状態が長期化するおそれがある。このため、速やかに食料を調達し、被災者及び災害応急対策従事者等に供給することが必要である。

具体的な計画については、第７章第５節「食料供給計画」に準ずるものとする。

16　給水計画

地震災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水や生活用水の確保が困難になるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制の確立を図るとともに、早急に給水手段を確保し、被災者及び災害応急対策従事者等に給水する。

具体的な計画については、第７章第６節「給水計画」に準ずるものとする。

17　衣料、生活必需物資供給計画

地震災害時には、住居の倒壊や焼失等により、被服、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に衣料及び生活必需品を調達し、被災者に給与するものとする。

具体的な計画については、第７章第７節「衣料、生活必需品等物資供給計画」に準ずるものとする。

18　医療救護計画

地震災害時には、多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関自体も被害を受け混乱する中で、医療活動を円滑に実施することが必要となる。

このため、町は日本赤十字社北海道支部、余市医師会、地元医療機関等と協力し、救護班による緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行うものとする。

具体的な計画については、第７章第９節「医療救護計画」に準ずるものとする。

19　防疫計画

地震災害時には、建物の倒壊や焼失等により多量のごみ、瓦礫の発生とともに、不衛生な状態から伝染病や食中毒等が発生するおそれがあるため、早急な防止対策の実施が必要である。このため、防疫、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行うものとする。

具体的な計画については、第７章第10節「防疫計画」に準ずるものとする。

20　廃棄物処理等計画

地震災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量のごみの発生が予想される。このため、し尿、ごみ、瓦礫、死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

また、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

具体的な計画については第７章第11節「廃棄物等処理計画」及び同章第12節「災害廃棄物処理等計画」に準ずるものとする。

21　文教対策計画

地震災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受けるおそれがある。このため、児童生徒の安全確保と、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策を実施するものとする。

具体的な計画については、第７章第19節「文教対策計画」に準ずるものとする。

22　住宅対策計画

地震災害時には、住宅の全壊、全焼等が多数発生することが予想され、居住できなくなった住民を収容するための応急仮設住宅等の建設及び住宅の応急修理が必要である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を早急に確保する。具体的な計画については、第７章第20節「住宅対策計画」に準ずるものとする。

23　被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、町は地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する計画は、次のとおりである。

（１）応急危険度判定の活動体制

町は、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。要請及び判定活動の体制は、次のとおりとする。

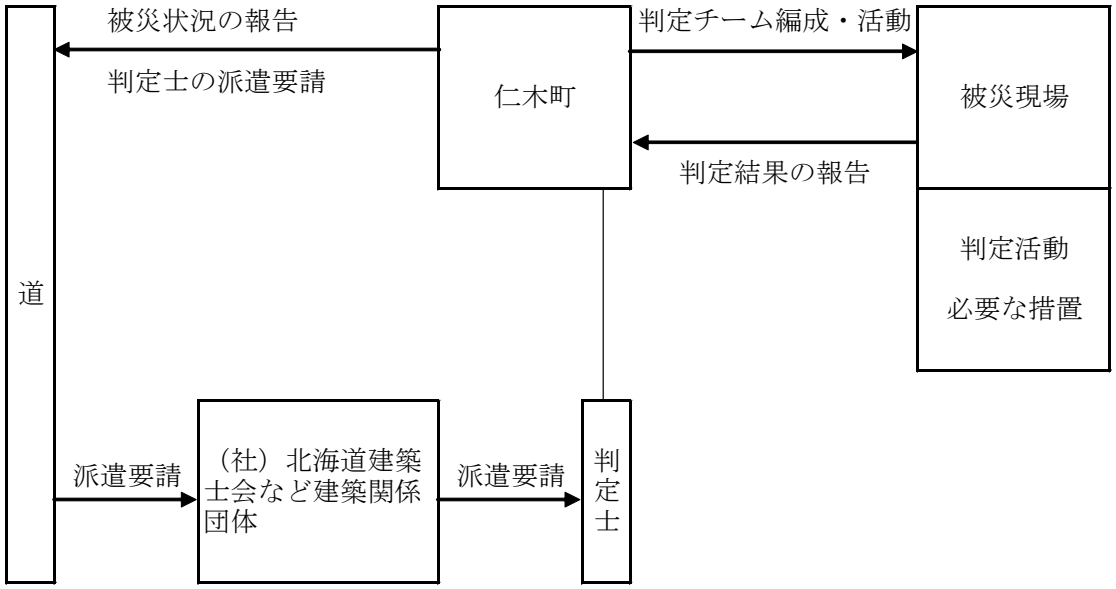

（派遣体制）　　（活動体制）

（２）応急危険度判定の基本的事項

ア　判定対象建物

原則として、すべての 被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ　判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造構造種別ごとに調査表により行う。

ウ　判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造駆体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済

の３段階で判定を行い、３色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に張り付ける。

なお、３段階の判定の内容については、次のとおりである。

危　険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である

エ　判定結果の効力

行政機関による情報の提供である。

オ　判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること。また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

24　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震災害時の混乱期には、行方不明になっている者の捜索、収容等を早急に実施する必要がある。このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の収容処理及び埋葬を行う。

具体的な計画については、第７章第21節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に準ずるものとする。

25　広域応援計画

大規模地震による激甚な災害が発生した場合においては、広域な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中にあって、消火活動や救助活動をはじめとする様々な災害応急対策を実施しなければならない。このため、他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

具体的な計画については、第７章第24節「広域応援計画」に準ずるものとする。

26　自衛隊災害派遣要請計画

大規模な地震災害が発生したときに、人命又は財産の保護のため、自衛隊に対し災害派遣を要請し、適切な救助活動を行う。

具体的な計画については、第７章第28節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずるものとする。

27　防災ボランティア活用計画

大規模な地震災害が発生したときに、災害応急対策を迅速・的確に実施する上で人員の確保が必要となる。このため、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

具体的な計画については、第７章第27節「災害ボランティアセンターとの連携計画」

に準ずるものとする。

28　災害義援金募集（配分）計画

地震発生時には、被災者救援のため多くの義援金の送付が予想される。このため、義援金の募集及び寄せられた義援金を公正・適正に被災者に配分するための体制を整える。

具体的な計画については第７章第26節「災害義援金募集（配分）計画」に準ずるものとする。

29　災害救助法の適用

大地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急救助活動が実施される。

同法の適用を受けるための手続等については、第７章第29節「災害救助法の適用」に準ずるものとする。

第９節　　災害復旧・被災者援護計画

この計画は、地震が発生した場合における災害の早期復旧を図ることを目的とする。

１　基本方針

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講じるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずる等、適切な復旧対策を実施するものとする。

また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

２　公共施設等災害復旧計画

町、道及び防災関係機関並びにその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものは、速やかに被災した施設の災害復旧を実施するものとする。

具体的な計画については、第９章「災害復旧・被災者援護計画」に準ずるものとする。

３　被災者援護計画

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行なうとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

具体的な計画については、第９章「災害復旧・被災者援護計画」に準ずるものとする。

４　災害応急金融計画

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び道並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講じる必要がある。

具体的な計画については、第７章第23節「災害応急金融計画」に準ずるものとする。

第６章　　水防計画

河川の洪水その他水害を警戒、防御し被害を軽減することの計画は、水防法に基づき別に定める「仁木町水防計画」によるものとする。

第７章　　災害応急対策計画

基本法第50条第１項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限り的確に災害の現状把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第１節　　動員計画

災害応急対策活動に必要な要員を早期に招集し、災害応急対策を行うための動員の系統及び方法等は、本計画によるものとする。

１　配備体制

災害発生時における応急対策の迅速かつ的確な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

配備の種別、配備内容、配備時期等については、第２章第２節「応急活動体制」に定める「非常配備に関する基準」によるものとする。

なお、災害対策本部が設置されない場合にあっても、非常配備体制を必要としたときは、これに準ずるものとする。

２　動員体制

本部長の配備決定に基づき、危機管理班長（総務課参事）は次の「動員伝達系統図」により行うものとする。

動員伝達系統図

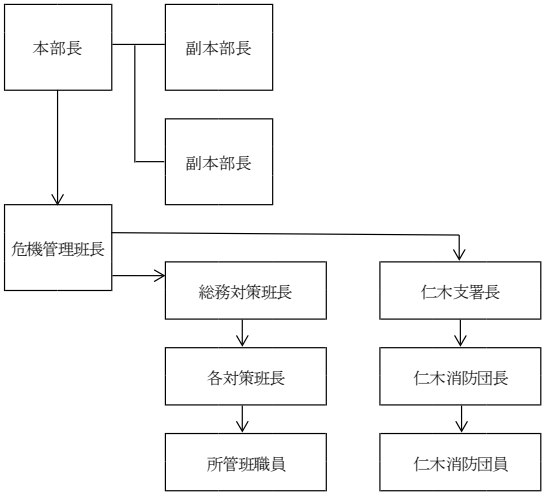

３　伝達の方法

平常執務時においては、口頭等で行い、夜間休日においては電話等により行うものとし、その細部にわたる方法等は各対策班毎に班長が班員と協議し、最も迅速かつ的確な方法等をあらかじめ定めておくこととする。

４　職員の責務

（１）　職員は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、テレビ・インターネット等によりその災害状況、気象警報及び警戒発令等の情報を得るように努めなければならない。

（２）　職員は、災害が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに所属長に連絡を取り指示を受けるものとする。

（３）　職員は、動員命令を受けた場合、又は第２章第２節「非常配備に関する基準」に該当した場合は、３０分以内に参集するものとする。ただし、被災その他の事情により参集できないときは所属長の指示を受けるものとする。

５　職員の非常登庁

勤務時間外において登庁の指示を受けたとき、または災害が発生若しくは発生のおそれがある情報を察知したとき、並びに災害の状況により所属長と連絡し必要と判断したとき、あるいは自ら必要と判断したときは登庁するか、若しくは登庁体制を整えるものとする。

６　非常時優先業務

初動体制の確立から、復旧・復興に係る業務が本格化し、窓口行政機能が回復する１４日以内に開始すべき業務を非常時優先業務とし、次の「非常時優先業務の選定基準」により行うものとする。

非常時優先業務の選定基準

業務開始目標時間	該当業務の考え方	代表的な業務例
１時間以内（初動）	・初動体制の確立	①　職員の安否確認・参集（職員、通信等） ②　町災害対策本部の立ち上げ（職員、場所、通信、情報等） ③　共通資源の確認（通信・情報システム等）
３時間以内	・被災状況の把握、情報発信 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設	①　被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） ②　被害情報の発信（防災行政無線、来庁者への掲示板等） ③　発災直後の火災等対策（消火、避難・警戒・誘導処置等） ④　救助・救急体制確立（応援要請、部隊編成・運用） ⑤　人命の救助・救出活動 ⑥　避難所の開設・運営
１日以内	・避難生活支援の開始 ・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・被災施設の応急対策 ・重大な行事の手続き	①　短期的な二次被害予防（土砂災害警戒区域等における避難勧告等） ②　町管理施設の応急復旧（道路、水道、交通等） ③　衛生環境の回復（防疫活動、保健衛生活動等） ④　災害対策時活動体制の拡充（応援受入れ等） ⑤　遺体の取り扱い（収容、保管、事務手続き等） ⑥　避難生活の開始（衣食住の確保、供給等）

		⑦　被災施設の応急対策（二次被害回避措置） ⑧　社会的に重大な行事等の延期調整（選挙等）
３日以内	・避難者への環境の改善 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	①　避難生活の向上（入浴、メンタルヘルス、防犯等） ②　町内の衛生管理（ごみ、瓦礫処理等） ③　災害対応に必要な経費の確保（財政計画業務等） ④　業務システムの再開等
１４日以内	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復	①　生活再建支援（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） ②　産業の復旧・復興（農業、商工業対策等） ③　教育再開 ④　罹災証明書の発行 ⑤　金銭の支払い、支給（契約、給与、補助費等） ⑥　窓口業務（届出受理、証明書発行等）
１５日以降	・上記以外の業務	

7　停電時の対応

庁舎が停電となった場合は、次の「非常用発電機の整備状況」の非常用発電機を起動し、必要な電力を賄うこととする。

なお、燃料については、非常用発電機内のタンク又は危険物倉庫に備蓄されているものを使用するが、不足した場合は、第７章第８節「石油類燃料供給計画」に基づき調達し、燃料の供給に努める。

非常用発電機の整備状況

設置場所	燃料種別	燃料容量	出力	最長稼働時間
役場庁舎 （役場庁舎施設用）	軽油	２００ℓ	７２ＫＶＡ	１２．５ｈ
役場庁舎 （防災行政無線用）	軽油	１９８ℓ	５ＫＶＡ	７２．０ｈ

第２節　　災害広報・情報提供計画

災害時には、被災地住民をはじめとして住民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

町が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

１　災害情報等の収集要領

災害情報等の収集については、第３章第３節「災害情報等の収集及び伝達計画」に定めるところによるほか、次により収集するものとする。

（１）　所掌対策班員派遣による災害現場の取材及び写真撮影

（２）　報道機関、その他関係機関取材による写真の収集

（３）　その他災害の状況に応じた資料の収集

２　災害広報及び情報等の提供の方法

（１）　発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、危機管理班長があたるものとする。

（２）　住民に対する広報等の方法

ア　町は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線、緊急速報メール、広報車両、郵便局、インターネット、ＳＮＳ、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期すものとする。

イ　町は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ　アの実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ　アのほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやＬアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な防災提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並び被災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策に反映させるものとする。

（３）　町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、指定避難所・指定緊急避難場所、医療機関、店舗、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関することや要配慮者等に必要な情報等について、ボランティア団体やＮＰＯ等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

（４）　防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、町災害対策本部に対し、情報の提供を行う。

（５）　災害対策本部員に対する周知

危機管理班は、災害状況の推移を災害対策本部員に周知し、各対策班に対して措置すべき事項及び伝達事項を連絡するものとする。

（６）　関係機関に対する連絡

危機管理班は、必要に応じて北海道（後志総合振興局）及び防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等に対して、災害情報等を提供するものとする。

３　安否情報の提供

（１）　安否情報の照会手続

ア　安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別・照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ　安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ　安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
a	・被災者の同居の家族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものその他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
b	・被災者の親族（ａに掲げるものを除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
c	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ　町は、ウにかかわらず、照会に係る被害者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被害者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

（２）　安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり回答するものとする。

ア　被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めることとする。

イ　安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被害者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

ウ　安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、道、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ　被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所を知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

４　災害時の氏名等の公表

（１）　北海道

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとしている。

（２）　市町村

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

５　被災相談所の開設

町民生活対策班は、被災者相談所を開設し、被災者の生活相談に応ずるものとする。

第３節　　避難対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命､身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要と認める区域の居住者、滞在者、その他の者に対して一時的に安全な場所へ避難させる避難措置に関する計画は、本計画に定めるところによる。

１　避難実施責任者及び措置内容

（１）　町長（基本法第60条、水防法第29条）

ア　町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに避難が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

①　避難のための立退きの指示

②　必要に応じて行う立退先としての避難所等の指示

③　緊急安全確保の指示

イ　町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ　町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

エ　町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

（２）　水防管理者（水防法第29条）

ア　水防管理者（水防管理者水防管理団体である市町村の長等）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ　水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長又は振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

（３）　知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア　知事（後志総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難の為の立退きが必要であれと認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（後志総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退き指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

イ　知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保の指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合に必要があると認めるときは、第7章第17節「輸送計画」に定めるところにより関係機関に協力要請する。

（４）　警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第４条）

ア　警察官は、（１）のイにより町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

イ　警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

（５）　自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア　住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第４条）

イ　他人の土地等への立入（警察官職務執行法第６条第１項）

ウ　警戒区域の設定等（基本法第63条第３項）

エ　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物の除去等（基本法第64条第８項）

オ　住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第３項）

（６）　消防職員及び消防団員（消防法第28条）

火災現場において、消防警戒区域を設定して、その区域からの退去を命じ、出入りを禁止し若しくは退去を命ずる。

２　避難の区分

（１）　自主避難

住民自ら災害情報等に基づき自主的に判断し、自発的に避難を行うものとし、特に傷病者、高齢者、幼児等は早期に親戚、知人宅及び避難所へ避難するものとする。

また、町民生活対策班は、自主避難に対する避難所の開設及び誘導等援護を行うものとする。

（２）　高齢者等避難（要配慮者避難）

町長は、避難行動に時間を要する要配慮者に対して、早めに余裕をもって高齢者等避難を発令し避難行動を求めるものとする。また、その他の者は必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。

なお、町民生活対策班は、高齢者等避難に対する避難所の開設及び誘導等援護を行うものとする。

（３）　避難指示

町長は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者

等が危険な場所から避難するべき状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、自宅・施設等にいては命が脅かされる可能性があることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することを求めるものとする。

（４）　緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立ち退き避難を中心とした避難行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保する行動を求めるものとする。

【避難区分】

区　分	実施者	根拠法令等
自主避難	住民自身	任意規定
高齢者等避難	町長	基本法第56条 避難情報に関するガイドライン
避難指示	町長・知事又はその命を受けた職員・警察官・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	基本法第60条 水防法第29条 地すべり等防止法第25条 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 自衛隊法第94条 避難情報に関するガイドライン

３　避難情報の発令判断基準及び発令時期

自主避難、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は、災害の種類及び状況の推移に応じ、次の４類型により行う。

警戒レベル 及び区分	判断基準 （発令時の状況）	発令（判断）の時期	住民に求める行動
自主避難	・要配慮者並びに環境（立地）条件等から通常に比して、人的被害発生の危険性が高いと思われる場合に、自主的な判断により、切迫性の無い状況で事前に避難行動を実施する段階	・警報等の発令による避難行動が深夜に予想され、又は、避難時の悪条件が想定され、並びに避難手段等の確保に不安があるため、自主的な判断により、事前に十分余裕をもって避難行動を開始 ・立地条件等から被害が発生するまでの時間が短く、自主的な判断により、事前に十分余裕をもって避難行動を開始	・災害防護に危険を感じたり不安がある住民は、災害発生の確実性の無い段階で、事前に避難行動を開始する。 ・要配慮者については、家族や支援者の協力を得て事前に避難行動を開始する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する危険性が高まった状況 ・水防計画に基づく避難判断水位に到達したとき又は、氾濫注意水位を超え、地点上流域において予想雨量や実況雨量等から、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となったとき又は大雨注意報が発表され、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高いとき	・避難に際し、要配慮者へ協力が必要等、避難行動に時間を要するため、危険が切迫する前に事前に高齢者等避難を発令	・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。

【警戒レベル４】 避難指示	・区域内の全員が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況 ・水防計画に基づく氾濫危険判断水位に到達したとき又は、避難判断水位を超え、地点上流域において予想雨量や実況雨量等から、急激な水位の上昇が見込まれるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき又は土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となったとき	同左	・危険な場所から全員避難する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・災害が実際に発生していることを把握したとき ・水防計画に基づく氾濫危険水位を超え、水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ・洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」となったとき	同左	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

４　避難措置における連絡、助言、協力及び援助

（１）　連絡

町、道(後志総合振興局)、北海道警察本部(警察署等)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

（２）　助言

ア　町

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

イ　国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

（３）　協力、援助

北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

５　指定避難所等

町は、緊急時に住民等が速やかに避難できるよう、特に要配慮者の利用に十分配慮して指定避難所、避難路、案内標識を整備するとともに、平常時から、住民に対し指定避難所等を記した地図等を配布する等により周知する。

（１）　避難情報等の伝達方法

総務対策班は、町民生活対策班と連携し、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、放送設備、サイレン、広報車など複数の手段を複合的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難

行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、避難支援者等が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

ア　高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の理由及び内容

イ　避難所等及び経路

ウ　火災、盗難の予防措置等

エ　携行品等その他の注意事項

（２）　避難所等の設定

避難先は原則として最寄の指定避難所等とするが、災害の種別､規模その他の情勢を判断し、あらかじめ指定してある避難所等のうち、最も安全で速やかに避難できる避難所等を設置する。

あらかじめ指定してある避難所等は､別表１１の指定避難所と別表１２の指定緊急避難場所とする。

（３）　指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、避難指示等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

（４）　指定避難所等の開設

ア　町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するものとし、施設の構造や立地場所など安全性の確保及び避難所を良好な環境とするため開設当初からパーティションやダンボールベッド等の簡易ベッドの設置に努めるものとする。

また、必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設することや、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、議場、委員会室、休憩室など役場庁舎内のスペースやあらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設を検討する。なお、その場合、洪水、土砂災害等の危険性を十分考慮した上で実施する。

イ　町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやＳＮＳ等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

ウ　町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置、維持することの適否を検討する。

エ　町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

オ　町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生

した場合の対応を含め、平常時から危機管理班と町民生活対策班が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

カ　避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページ等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

キ　町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

（５）　避難所の仮設

避難所に適する施設がない地域、予定した避難所が使用不能となったとき又は避難所に収容しきれなくなったときは、天幕を設営する等臨時の措置を講ずる。

（６）　避難所の運営管理等

避難所の運営は、関係機関の協力のもと、町民生活対策班員を派遣し、常駐させ、当該避難所の管理にあてるものとする。

ア　町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

イ　町は、避難所の運営管理に際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

ウ　町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

エ　町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事の受取りにきている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努ものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。

オ　町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズの把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に

関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとし、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。なお、ペットのためのスペースは、特に冬季を想定し、屋内に確保することが望ましい。

カ　町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

キ　町は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、可能な限り女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起を掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ク　町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

ケ　町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

コ　町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に、要配慮者等へは、道が締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境の確保に努めるものとする。

サ　北海道警察は、避難期間等に鑑みて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとしている。

シ　町及び道は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ス　町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や衣料・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設のルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについては「避難所運営マニュアル」に基づき、円滑な避難所運営ができる体制の構

築に努めるものとする。

セ　町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

ソ　町は、感染症の発生、拡大が見られる場合は、危機管理班と町民生活対策班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

タ　町は、避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

チ　避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に危機管理班と町民生活対策班が連携し、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と導線を分けるなど必要な措置を講じる。

（7）　広域避難

ア　広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、他の市町村への指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができる。

イ　道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

ウ　道外への広域避難

①　町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

②　道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとしている。

③　道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとしている。

④　町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、①によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができる。

エ　避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所に避難したホームレスについて住民票の有無に関わらず適切に受け入れる事とする。また、各避難所を指定する際に併せて広域避難用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

オ　関係機関の連携

①　町、道、運送事業者等は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

②　道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとしている。

（８）　後志総合振興局への報告

避難所等を開設した場合は、北海道防災情報システム等により後志総合振興局へ速やかに報告するものとする。

ア　避難所等開設の日時

イ　収容状況、収容人員

ウ　炊き出し等の状況

エ　開設期間の見込

６ 避難方法

（１）　避難誘導

避難誘導は、町民生活対策班があたるものとし、この際、北後志消防組合仁木支署、仁木消防団、警察官の協力を得て、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

（２）　移送の方法

ア　避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両等によって移送する。

イ　町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

７　避難行動要支援者の避難行動支援

（１）　避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、災害時に名簿情報を提供し、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情

報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

（２） 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

（３） 避難時の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援者等から避難所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

（４） 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

（５） 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

（６） 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

８ 避難路及び避難所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

９ 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、町が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

10 警戒区域の設定

（１） 設定の基準（基本法第63条）

ア 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し又はまさに災害が発生している場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するた

め、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その際、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

イ　消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。

ウ　警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、自治法28条・36条、水防法第21条）

①　警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

②　警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員はまた消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救助をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することができる。

③　警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

エ　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

（２）　知事による代行（基本法第73条・第78条の２）

知事（後志総合振興局長）は、災害が発生した場合、当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施するものとする。

ア　警戒区域の設定（基本法第63条第１項）

イ　応急公用負担の実施（基本法第64条第１項）

ウ　災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第２項）

エ　応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施

11　広域一時滞在

（1）　道内における広域一時滞在

ア　災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ　道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ　協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ　協議元市町村長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

オ　協議元市町村長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

カ　協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

キ　知事は上記アに基づく町からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記イからキにより協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。

ク　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

（２）　道外への広域一時滞在

ア　災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、協議元市町村長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができるものとする。

イ　知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

ウ　道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

エ　知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ　協議元市町村長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

カ　協議元市町村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

キ　知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。

ク　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても協議先知事との協議を実施する。

（３）　広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

（４）　関係機関の連携

ア　町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

（ア）広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理

（イ）被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保

（ウ）バスなど被災者の移送手段の確保

（エ）広域一時滞在についての被災者の意向の把握

（オ）被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング

（カ）施設（ホテル、旅館等を含む）への移送

（キ）広域一時滞在先での継続的な支援

イ　道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

（５）　内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第４節　　救助救出計画

災害によって、生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、市町村をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の自主防災組織や住民等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

１　実施責任

（１）　北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

（２）　第一管区海上保安本部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

（３）　北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。

また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

（４）　市町村（消防機関）

市町村（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、市町村は、当該市町村の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

２　救助救出活動

（１）　町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の７２時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

（２）　自らの救出活動の実施が困難な場合、道又は他市町村へ救出の実施及びこれに要する要員及び資機材等の応援を要請する。

（３）　自主防災組織又は事業所等の自衛消防組織等は、組織内の被害状況を迅速に把握し負傷者等の早期発見を行い、組織的救出活動に努める。

自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し、早期救出を図る。また救出を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受ける。

（４） 町長は状況に応じ、道を通じて、又は自ら自衛隊に対し救出活動を要請する。

第５節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

１ 実施責任

（１） 市町村

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

（２） 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

（３） 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

２ 食料の供給

（１） 市町村

市町村は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、市町村において調達が困難な場合、市町村長は、その確保について総合振興局長又は振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年５月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第４章Ⅰ第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、後志総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

（２） 北海道

知事は、市町村長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、市町村に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、被災市町村への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年５月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第４章Ⅰ第11の規定により、農林局長から災害救助用米穀を確保し、市町村に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

（３） 北海道農政事務所

北海道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

3　応急配給の対象

（1）　避難所に収容された場合

（2）　住家の被災により炊事のできない場合

（3）　旅行滞在者であって、滞在している施設が被災したため、前記（1）、(2)に該当することとなった場合

（4）　災害時において救助活動、応急処置、その他応急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合

4　配給品目

主食は、原則として米穀とするが、状況によっては乾パンや小麦粉製品等を配給する。なお、乳児に対する配給は、原則として調整粉乳とする。

5　調達方法

食料の調達は、原則として小売業者から購入して行うものとするが、必要数量の確保ができない場合は、後志総合振興局長を通じ知事に要請するものとする。

6　炊き出し

（1）　被災者に対する炊き出しの給与は、町長（町民生活対策班）が行うものとし、その際第２章第３節「住民組織等の活用」に定める団体の協力を求めるものとする。

（2）　炊き出し材料の確保については、道及び仁木町商工会の協力を得て行うものとする。

（3）　炊き出しの施設は原則として避難先の施設とするが、施設設備内容により炊き出しが困難な場合は、仁木町学校給食共同調理場等の給食施設を利用するものとする。

第６節　　給水計画

災害に伴う水道施設等の損壊により、生活用水が枯渇又は汚染して、飲料水の供給が不可能となったときの生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、本計画の定めることころによる。

１　実施責任

（１）　町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ア　個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後、３日分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

イ　生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。

ウ　給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

エ　協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

（２）　北海道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水監視の指導を行う。

２　給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者とする。ただし、自己の水道設備の破損があっても、他に飲料水を得ることができる者は対象としない。

３　補給水利の種別、所在、水量

（１）　給配水管の全部、又は大部分が破損し、利用できない場合の給水は、浄水場から取水して行うものとする。

浄　　水　　場

名　　称	所在地	取水可能水量	名　　称	所在地	取水可能水量
新然別浄水場	然　別	1日最大1,522m³/日	尾根内浄水場	尾根内	1日最大 169m³/日
銀山浄水場	銀　山	1日最大 129m³/日			

（2）　特定地域の水道施設が破損して使用できない場合の給水は、消火栓から取水して行うものとする。

4　給水方法

被害の規模、給水の緊急及び需要の度合い等情勢を的確に判断して計画的に供給するものとし、搬送給水に重点を置き、給水用容器等をもって行う。

（1）輸送による給水

近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

（2）浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、可搬式浄水施設・設備、その他の必要資機材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

（3）家庭用井戸等による給水

家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

5　給水用資機材の調達方法

仁木町指定給水装置工事業者の協力を得て、必要資機材を調達するものとする。

6　応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を行うことが困難な場合は、他の市町村又は道、災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

7　水道施設の応急復旧

（1）被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

（2）施設の応急復旧

ア　応急復旧工事は、指定給水装置工事業者に要請し、被災後直ちに復旧する。

イ　災害の規模によっては、隣接町村に応援を要請するとともに、町長を通じて知事に

応援の業者の斡旋を求める。

（３） 応急復旧順位

ア 取水、導水、浄水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

（４）配水管路の応急復旧

ア 被災状況の把握をするとともに指定給水装置工事業者の協力を得て応急復旧を行う。

イ 応急復旧順位として、次のように行う。

① 浄水場及び給水拠点までの配水管

② 医療機関等の緊急利水施設への配管

③ その他の配管

（５） 住民への広報活動

水道施設の被害状況及び復旧見込等について広報を行い、住民の不安解消を図る。

第７節　　衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

（１）　町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与は町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

ア　物資の調達、輸送

①　地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

②　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

③　生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

（２）　北海道

知事は、災害時における災害救助物資について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

なお、町における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分するときは、無償･有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

ア　要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

①　生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

②　被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

（３）　指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

２　給与（貸与）対象者

住宅の全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）、床上浸水で生活上必要な家財等が喪失、毀損し、日常生活を営むことが困難な状態にある者とする。

３　給与（貸与）品目

被害状況に応じて、次の品目を給与又は貸与するのとする。

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

4 給与（貸与）の方法

（1） 物資の購入及び方法

町民生活対策班は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

（2） 物資の調達

物資の調達は、町商工会の協力を得て行うものとするが、災害の態様等により調達が困難な場合は、後志総合振興局長を通じ知事に対し、必要物資の斡旋依頼、又は調達を要請するものとする。

5 給与（貸与）の費用と期間

衣料、生活必需品等物資の給与又は貸与についての費用、期間については、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

6 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

（1） 被災者の救助用物資

毛布、日用品セット（タオル、洗剤、缶切・栓抜等）、お見舞品セット（食料品の詰め合わせ）、安眠セット

（2） 救助物資の配分対象及び配分基準

配分対象	品名	配分数量	備考
全焼、全壊、流失、半焼、半壊、避難所世帯	毛布	冬季1人当たり2枚 夏季1人当たり1枚	冬季とは11月1日～4月30日
	日用品セット等	1人～2人世帯 1個 3人～4人世帯 2個 5人～6人世帯 3個	6人以上は2人に1個の割合で配分する
床上浸水世帯	毛布	1世帯当たり 1枚	
	日用品セット等	1世帯当たり 1個	

（3） 配分方法

救助物資は、日本赤十字社北海道支部後志地区長(後志総合振興局長）が被災者に対して、上記基準に基づき適正･迅速に配分するものとする。

第８節　　石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（ＬＰＧを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

（１）　町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関、社会福祉施設等における石油類用燃料の確保に努めるものとする。

ア　地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ　地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求める。

エ　ＬＰＧについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

オ　町で管理している危険物倉庫内の石油類燃料については、災害活動用車両、非常用発電機等の燃料として使用する。

（２）　北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設又は防災関係機関等が所有する移動基地局車や移動電源車等の資機材（以下本節において「重要施設等」という。）の管理者及び町長等からの要請に基づき北海道石油行共同組合連合会に対し、重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、政府災害対策本部に対し、道が指定する重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請する。

２　石油類燃料の確保

（１）　災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

（２）　知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づく協力要請により、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核ＳＳ、住民拠点ＳＳ及び北海道地域サポートＳＳの営業状況等を把握し、町や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、住民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

（３）　町長は、石油燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるとともに、小樽地方石油業協同組合との協定に基づき、

石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、自ら調達が困難な場合は、知事（後志総合振興局長）に対し、斡旋及び調達を要請するものとする。

３　平常時の取組

道は、重要施設等に係るの燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟等と共有するとともに、重要施設管理者や町担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知することとしている。

また、道は、関係団体等と協力して、住民及び重要施設管理者に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行うとともに、防災関係機関に対して、発災前に緊急通行車両標章の交付及び規制除外車両の事前届出の手続きを行うことができる旨周知を行い、普及を図るものとする。

第９節　　医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

（１）　町

町長は、災害時における医療活動を確保するため、「災害時の医療救護活動に関する協定書」（参考資料８）に基づき、（社）余市医師会の協力を得て応急救護を行う。救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施し、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行うものとする。

（２）　北海道

ア　道は、災害発生時に町等からの支援要請による保健医療福祉活動チーム（災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。）の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備に努める。

イ　道は、救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。

また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。

ウ　道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。

エ　道は、災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。

オ　道は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による活動と並行して、また、災害派遣医療

チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（ＪMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣や他都府県等から派遣された災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）、保健師等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

カ　道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。

キ　道は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

２　医療救護の対象者

（１）　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者

（２）　災害により医療を必要とする者

（３）　災害発生日以後１週間以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

３　医療救護所

応急医療、助産等を行うため、災害の状況に基づき町内における医療機関のうちから、医療救護所を指定するものとする。この場合には、直ちに住民に周知するものとする

医　療　機　関

医　療　機　関　名	所　在　地	診療科目	病床数	電話番号
医療法人社団森内科胃腸科医院	北町１丁目６番地	内科、胃腸科	19	32-3455
森川歯科医院	北町１丁目６番地７	歯科	－	32-3653

４　救護班の編成

救護班の派遣を必要とする場合は、町民生活対策班を主体に、医療機関の協力のもとに医師、薬剤師、看護師等をもって編成し、応急救護に当たるものとする。

５　助産師

助産が必要な妊婦を救助しなければならないときは、医療機関と連絡をとるほか、助産師へ協力を要請するものとする。

６　派遣の要請等

町長は必要に応じ、後志総合振興局長を通じ知事に対し、救護班を要請するものとし、医薬品、衛生材料及び医療器具が不足し、確保困難又は不能のときは、斡旋を依頼することとする。

７　保健指導等

町長は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を行うものとする。

８　医薬品等の確保

（１）　北海道

道は、町から医薬品等の供給について要請を受けたときは、道が備蓄する医薬品等を供給するほか、医薬品等の調達について関係機関・団体に対し要請又は斡旋を行うとともに、状況に応じて道立医療機関が所有している医薬品等を供給する。

（２）　町

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。但し、医薬品等の不測が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第１０節　　防疫計画

災害時における被災地の防疫は、本計画に定めるところによる。

１　実施責任

（１）　町

ア　感染症法に基づくねずみ族、昆虫類の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

イ　当該地域を管轄する保健所長の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

（２）　北海道

ア　感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号　以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を実施する。

イ　町が実施する貿易に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。

２　防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、知事及び町長は、次の班等を編成しておくものとする。

（１）　検病調査班の編成

ア　知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。

イ　検病調査班は、医師１名、保健師１名（又は看護師）、その他職員１名をもって編成するものとする。

但し、知事は調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師）１名、その他の職員１名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

（２）　防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。

班　　長	班　　員	防疫に必要な資機材
町民生活対策班	町民生活対策班員、後志保健福祉事務所職員、必要に応じて経済対策班、建設対策班、教育対策班	動力噴霧機、背負式噴霧機クレゾール、生石灰（酸化カルシウム）、クロール石灰、次亜鉛素酸ソーダ

３　防疫の種別及び方法

（１）　検病調査及び健康診断

ア　滞水地域においては、通常２日に１回以上、避難所内においては可能な範囲で実施する。

イ　検病調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第17条第１項の規定により健康診断を実施する。

（２）　予防接種

感染症予防上必要あるときは、対象者の範囲及び期日を指定し、道と協力して予防接種を実施する。

（３）　消毒方法

ア　浸水家屋、排水溝、その他不衛生な場所の消毒は、クレゾール水又は生石灰等により実施する。

イ　避難所のトイレ、その他の不衛生な場所の消毒は、クレゾール水等を用いて実施する。

ウ　家屋内の汚染された台所、炊事場、食器戸棚等はクレゾール水等を用いて拭浄し、床下には、湿潤の程度に応じ所要の石灰散布により実施する。

エ　給水施設として井戸を使用している場合の井戸の消毒は、その水１㎥当たり20ccの次亜鉛素酸ソーダ溶液（10％）を投入し、十分かくはんした後、２時間以上放置させ使用させるものとする。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又は病毒に汚染されたおそれが強いときは、消毒の上、井戸がえを施さないと使用させないものとする。

（４）　ねずみ族、昆虫等の駆除

ねずみ族、昆虫等の駆除方法については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第２項の規定により知事の指示があったときは、同法施行規則第15条の規定に基づき所要量を確保し、実施するものとする。

４　感染症の患者等に対する対応

町長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、関係機関との連携を図り患者等の人権に配慮し、速やかに感染症法に基づく防疫処置を実施するものとする。

（１）　隔離病舎

倶知安町　厚生病院（病床数２床）

小樽市　　市立小樽病院（病床数２床）

（２）　臨時隔離病舎

災害発生の地域、規模、災害時の交通事情、付近住宅の密集状況及び病気の種類等を検討し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により道（保健環境部）の許可を得て、その都度措置するものとする。

第１１節　　廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、本章第12節「災害廃棄物処理等計画」に基づき、適正かつ円滑、迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第13節「障害物除去計画」による。

１　実施責任

（１）　町

ア　被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

イ　被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

（２）　北海道

ア　総合振興局長又は振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとする。

イ　道は、被災地の町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

２　廃棄物等の処理方法

処理基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第３条に定めるところによるほか、おおむね次の要領により行うものとする。

（１）　廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第６条の２第２項及び第３項、第12条第１項並びに第12条の２第１項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の５の規定に従い、必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条に基づき、適切な分解解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体へ協力要請を行うものとする。

（２）　ごみの収集処理

ア　食物の残廃物を優先収集するものとする。

イ　ごみ収集車により処理することを原則とし、ごみ処理施設が被災した場合等は埋め立て、露天焼却等環境上支障のない方法で行うものとする。

ウ　北しりべし廃棄物広域連合の協力を得て町長が実施する。

（３） し尿の収集処理

し尿収集車により処理することを原則とし、必要に応じ簡易処理場を設置すること。なお、これらの処理方法については、環境衛生上他に影響を及ぼさないよう後志総合振興局長及び北後志衛生施設組合と連絡調整し行うものとする。

また、浸水による被害を受けたものにあっては、清掃の後、速やかに周囲の消毒を行うものとする。

（４） 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、後志総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

ア 環境衛生上、他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

イ 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

ウ 前ア及びイにおいて、埋却する場合にあっては１ｍ以上覆土するものとする。

エ 死亡獣畜の処理は、所有者が行うこととするが、所有者が不明であるとき又は所有者が実施することが困難であるときに実施する。

オ 放浪犬の処理は、町長が行うものとする。

（５） 放浪犬の処理

ア 放浪犬は、捕獲をして適当な場所に収容するものとする。

イ 住民に対し、放浪犬を収容していることを周知するものとする。

（６） 動物の保護対策

被災地区の動物の保護については、迅速な対応が求められる。平素から関係団体等と連携・協力体制を築き、災害時の動物の保護対策を行う。

また、動物の避難は管理者が自己責任で行うものとする。

第１２節　　災害廃棄物処理等計画

地震、風水害等により一度に大量に発生する震災廃棄物及び風水害廃棄物の処理は、本計画に定めるところによる。

地震や風水害によって発生する家屋、家具類や畳等の廃棄物は、大型で重量があり、水分を多く含み腐敗しやすく悪臭や汚水が発生し、また、道路の通行不能等によって、収集、運搬、処理に相当の困難が見込まれる。

１　実施責任者

災害時に一度に大量に発生する大型で重量のある災害廃棄物の処理については、町長が実施するものとし、必要に応じ、近隣町村長、又は後志総合振興局長を通じ知事に対し、応援要請するものとする。

２　廃棄物の処理方法

（１）　排出場所

町長は、大量に発生した大型廃棄物の中間処理のための一時保管場所として、被災の状況を踏まえ、被災地区の協力を得て仮置き場ステーションを設けるものとする。

（２）　排出区分

仮置き場ステーションは、災害廃棄物の迅速な処理と資源リサイクルの観点から、次の６に区分し設置するものとする。

①　可燃物保管場所
②　不燃物保管場所
③　資源化物保管場所
④　粗大ゴミ保管場所
⑤　危険物保管場所
⑥　家電リサイクル法対象物保管場所

（３）　排出方法

住民は、家庭系及び事業系に係る災害廃棄物を排出する場合は、上記の６区分に分別し、仮置き場ステーションへ排出するものとする。

（４）　収集運搬

高齢等、合理的な状況により被災者において排出が困難な場合は、町長が収集を行うものとする。

第１３節　　障害物除去計画

地震、水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で、生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

（１）　道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去については、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行うものとする。

（２）　鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去については、鉄道事業法その他の法律により当該施設の所有者が行うものとする。

２　障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は、おおむね次のとおりである。

（１）　住民の生命財産等を保護するため、速やかにその障害物の排除を必要とする場合

（２）　障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合

（３）　河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

（４）　その他公共的立場から除去を必要とする場合

３　障害物除去の方法

（１）　原則として町現有機械力を用い、又は状況に応じて土木業者及び自衛隊等の協力を得て速やかに除去を行うものとする。

（２）　障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

町　現　有　機　械　力

種　　別	台　数	種　　別	台　数
７ｔダンプ	０	タイヤショベル	０
グレーダ	１	小型トラック	１
		計	２

４　障害物の保管等

（１）　除去した障害物は、付近の遊休地を利用して集積するものとし、工作物等で保管を要するときは、町長がその保管場所を指定するものとする。

（２）　北海道財務局、道及び町は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

５　放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第16節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第１４節　　応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急対策は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

２　応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

（１）　応急措置の準備

ア　所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ　災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

（２）　応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の生活の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、他の市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

（３）　応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（２）に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

３　関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第１５節　　労務供給計画

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に推進するために必要な一般労働者等の雇い上げについては、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

町長は、災害応急対策の実施に必要な一般労働者等の雇い上げを行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて実施するものとする。

２　雇い上げの範囲

（１）　被災者の避難に必要なとき。
（２）　医療助産の移送に必要なとき。
（３）　被災者の救出のための機械等の操作に必要なとき。
（４）　飲料水の供給のための運搬、浄水薬品の配給等に必要なとき。
（５）　救援物資の支給に必要なとき。
（６）　行方不明者の捜索又は遺体の処理若しくは埋葬に必要なとき。

３　雇い上げの方法

（１）　町内の建設業者の協力を得て確保するものとするが、確保できないときは小樽公共職業安定所余市分室主任に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
（２）　前項により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
　ア　職業別、所要労務者数
　イ　作業場所及び作業内容
　ウ　期間及び賃金等の労働条件
　エ　宿泊施設等の状況
　オ　その他必要事項

４　賃金及びその他の費用負担

（１）　労務者に対する費用は、救助法が適用されるもののほかは、町において全額負担するものとする。
（２）　労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第１６節　　交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

１　町（消防機関）による交通応急対策の実施

（１）　町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

（２）　消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害になることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

（３）　消防吏員は、（２）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

２　道路の交通規制

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。

（１）道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア　損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

イ　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

（２）規制の標識等

道路法及び道路交通法によって規制したときは道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式を、基本法によって規制したときは基本法施行規則様式に定める様式によって表示する。

ただし、緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

（規制条件の表示）

道路標識に次の事項を明示して表示する。

「禁止制限の対象」、「規制する区間」、「規制する期間」、「規制する理由」

（３） 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、小樽開発建設部、小樽建設管理部、道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

（４） 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するともに北海道の管理する道路内においては、小樽建設管理部又は道路交通情報センターに連絡する。

３ 緊急通行車両の確認等

（１）緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両確認証明書の申請

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、道、公安委員会、緊急通行車両確認証明書を申請する。

イ 緊急通行車両であると認定されたものについては、証明書及び標章が交付される。

ウ 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。なお、証明書は、当該車両を運行する期間中運行責任者が常に携帯し、警察官等から掲示を求められたときはこれを掲示する。

（２）緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省略化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

（３）発災前確認手続の普及等

輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行なうことができる旨周知を行なうとともに、自らも発災前の手続を積極的に行なうなど、その普及を図るものとする。

４ 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。行う

（１） 確認手続

① 北海道公安委員会（警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制対象から除外する。

②　確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

③　証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両に「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記①に定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

（2）事前届出制度

①　規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

ア　医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

イ　医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両

ウ　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ　建設用重機・道路警戒作業用車両又は重機輸送用車両

②　事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

5　発見者等の通報と運転手のとるべき措置

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は、その旨を町長及び道路管理者に通報し、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

6　放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

7　災害発生時における運転手のとるべき措置

土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転手は次の措置をとらなければならない。

ア　走行中の場合は、次の要領により行動するこ

①　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

② 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

③ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転手は、次の措置をとらなければならない。

① 区域又は道路の区間に係る通行禁止が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

② 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車させるなど、緊急車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。

③ 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車する。

8 道路啓開

（1） 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

ア 緊急啓開道路の情報収集

緊急輸送道路に指定されている主要地方道の情報収集及び提供を行う。

イ 優先順位の決定

啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、各道路管理者は重要道を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

（2） 啓開作業

道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。また、緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。

なお、道路啓開に当たっては、以下の留意事項に留意する。

ア 道路啓開は原則として第１次、第２次、第３次の緊急輸送道路の順で行うものとするが、災害の規模や道路被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

イ 警察、自衛隊、消防機関等の関係機関と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

ウ 道路啓開に際しては、２車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には１車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。

エ 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

オ 啓開作業時においては、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないよう調達する。

カ 道路啓開及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との

調整を図る。

キ　道路啓開で発生した土砂・流木・がれき等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

第１７節　　輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、町、道及び国は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

１　実施責任

災害応急対策のための輸送は、町長及び基本法第50条第２項に定める災害応急対策の実施の責任を有する機関の長が行うものとし、救助法が適用された場合、町長は、知事の委任を受けて実施するものとする。また、町長は必要と認めるときは、知事(後志総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼する。

２　輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を輸送する。

（１）　避難のための住民の輸送
（２）　医療及び助産で緊急を要する者のための輸送
（３）　応急対策のために必要な人員、資機材等の輸送
（４）　食料、水等生命の維持に必要な物資の輸送
（５）　生活必需品物資の確保のための輸送
（６）　その他災害対策本部が行う輸送

３　輸送体制

（１）　車両による輸送

原則として町保有車両を使用するが、災害の規模に応じ、町保有車両が不足した場合は、一般運送業者の協力を得て輸送を行うものとする。

町 現 有 車 両

（令和３年２月２８日現在）

種　　別	台　数	備　　考
バ　ン	２台	軽自動車
軽トラック	１台	軽自動車
トラック	３台	
ワ　ゴ　ン	３台	乗車定員：７人又は８人 うち２台は、車椅子又はストレッチャー乗車可能
乗　用　車	１２台	
バ　ス	１台	乗車定員：１４人
計	２２台	

（２）　ヘリコプターによる輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターを活用が有効と考えられる場合には、北海道警察札幌方面本部及び第一管区海上保安本部にヘリコプター等の出動を要請するほか、後志総合振興局長を通じ知事に対し自衛隊の協力を要請するものとする。

町におけるヘリコプター着陸可能地は、次のとおりである。

ヘリコプター着陸可能地

施　　設　　名	所　在　地	広　さ(m)	著名地点からの方向・距離	電 話 番 号
仁木中学校グラウンド	北町４丁目52番地	100×110	JR仁木駅北1.0km	学校 32-2079
旧町民野球場	北町８丁目25番地1	65×65	JR仁木駅北1.2km	町　32-2511
仁木小学校グラウンド	西町１丁目60番地1	65×100	JR仁木駅西0.7km	学校 32-2013
農村公園フルーツパークにき（多目的活性化広場）	東町16丁目121番地	65×75	JR仁木駅東3.0km	町　32-2511
ふれあい遊トピア公園野球場	大江１丁目929番地	80×80	JR然別駅南1.1km	町　32-2511
銀山中学校グラウンド	銀山２丁目113番地1	90×100	JR銀山駅東0.9km	学校 33-5223
消防仁木支署 （ドクターヘリ専用）	西町１丁目2番地1	35×60	JR仁木駅西0.6km	支署 32-2644
銀山学園 （ドクターヘリ専用）	銀山2丁目134番地	30×55	JR銀山駅東0.7km	施設 33-5311

北海道消防防災ヘリコプター使用手続き系統図

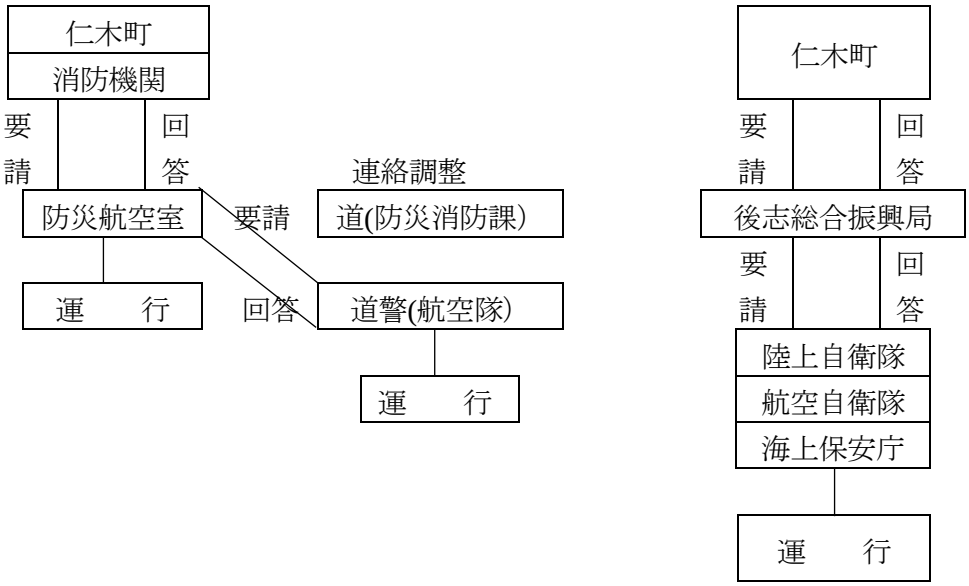

※　北海道総務部防災消防課防災航空室（札幌市東区丘珠町）
℡　０１１－７８２－３２３３　Fax０１１－７８２－３２３４

第１８節　　消防防災ヘリコプター活用計画

町内において災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策のために必要がある場合は、町長は知事に対し、消防防災ヘリコプターを要請する。要請は「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによる。

１　応援要請

（１）　要請の要件

町長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、応援を要請する。

ア　災害が隣接する町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ　町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

ウ　その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められた場合

（２）　要請方法

町長から知事（防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票を提出する。

ア　災害の種類

イ　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

ウ　災害現場の気象状況

エ　災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法

オ　消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ　応援に要する資機材の品目及び数量

キ　その他必要な事項

（３）　要請先

北海道総務部防災消防課防災航空室　　TEL　011-782-3233
FAX　011-782-3234

２　消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運行する。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、第７章第28節「自衛隊災害派遣要請計画」による自衛隊への災害派遣や第７章第24節「広域応援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

（１）　災害応急対策活動

ア　被害状況の偵察、情報収集活動

イ　救援物資、人員、資機材等の搬送

（２）　救急活動

ア　傷病者・医師等の搬送

（３）　救助活動

　ア　被災者の救助・救出

（４）　火災防御活動

　ア　空中消火

　イ　消防隊員、資機材等の搬送

（５）　広域航空消防防災応援活動

（６）　その他

消防防災ヘリコプター緊急運行要請フロー

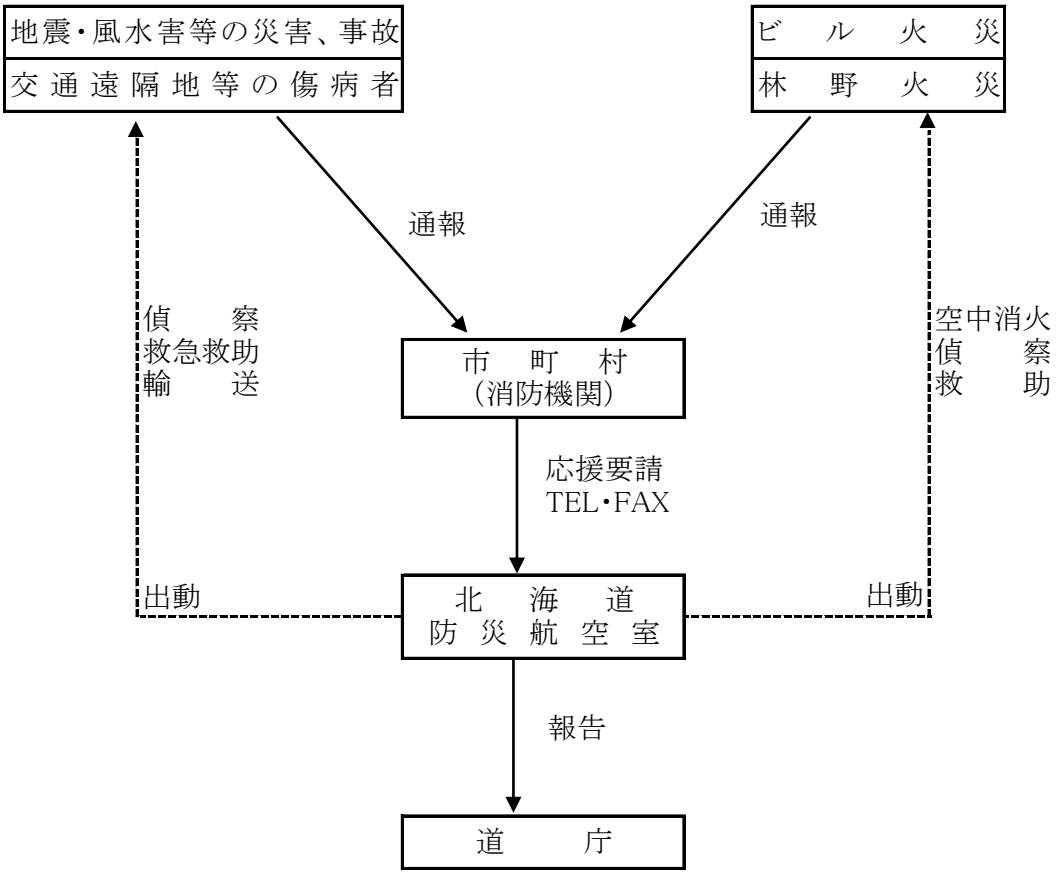

第１９節　　文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急教育及び文化財の保全については、本計画によるものとする。

１　実施責任

小学校、中学校における教育の確保については、町長と町教育委員会が行うものとする。

なお、各学校の災害発生に伴う措置については、各学校長が具体的な応急対策を立てるものとする。

２　応急教育対策

（１）　休校措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は、町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとし、帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、また低学年児童にあっては、教員が地区別に付き添うなどの措置をとるものとする。

なお、休校措置を登校前に決定したときは、電話、その他確実な方法で各児童生徒に周知徹底するものとする。

（２）　施設の確保と復旧対策

ア　応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は速やかに修理し、施設の確保に努めるものとする。

イ　校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより、授業の確保に努めるものとする。

ウ　校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

最寄りの学校の校舎、又は公共施設等を利用する。なお、施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場等の建築を検討するものとする。

（３）　教育の要領

災害の状況に応じた特別の教育計画を立て、授業の確保に努めるものとする。特に授業することが困難な場合は、家庭学習の方法等により学力の低下を防ぐよう努め、特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア　授業の場所が、公共施設等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意すること。

イ　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容・方法が、児童生徒の過度の負担にならないよう配慮すること。

ウ　通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について適切に指導すること。

（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）

エ　学校に避難所が開設された場合には、児童生徒の指導・管理に注意するとともに、授業の効率低下にならないよう留意すること。

オ　教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じ

やすい心理的な影響に十分配慮する。

カ　災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

（４）　教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努め教育活動に支障を来たさないようにするものとする。

３　教科書、学用品の調達及び支給

（１）　支給の対象

被災世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損し、就学上支障ある者に対し支給するものとする。

（２）　支給の方法

町長は、町教育委員会の協力のもとに学校長を通じて対象者に支給するものとする。

（３）　支給品目

ア　教科書及び教材

イ　文房具

ウ　通学用品

（４）　教科書及び学用品の調達

教科書の調達は、道教育委員会に、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査報告し、町教育委員会の指示により教科書取扱店等から調達するものとする。また学用品の調達は、道教育委員会から送付を受けたものを配布するほか、町内学用品店から調達するものとする。

４　学校給食対策

（１）　給食施設が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。

（２）　給食用主要物資が被災したときは、関係機関と連絡のうえ、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

（３）　衛生管理には特に注意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

５　文化財の保全対策

文化財の所有者及び管理者は、常に当該物件の保全保護に努め、被害を受けたときは、町教育委員会に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第２０節　　住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

（１）　北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

（２）　町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合は、知事が避難所の設置及び応急仮設住宅を建設する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

２　避難所の設置

災害により、住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

３　公営住宅等の斡旋

町長は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

４　応急仮設住宅の設置（救助法が適用された場合）

（１）　応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

ア　建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

イ　賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

（２）　入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

（３）　入居者の選定は、町長が行う。

（４）　原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

（５）　建設型応急住宅の建設地、構造等

ア　災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

イ　建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、２～６戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

ウ　応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、３月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、２年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。ｄ

（６）　費用

費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

（７）　維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

（８）　運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。あ

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

５　住宅の応急修理（救助法が適用された場合）

災害のため、住宅が半壊又は半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要に応じ、住宅の応急修理を行う。

（１）　応急修理を受ける者

ア　住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。

イ　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者。

（２）　応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

（３）　応急修理の範囲と費用

ア　修理の範囲は居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ　費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

６　平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置がある。

7　災害公営住宅の整備

（1）　災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の１以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア　地震、暴風雨、洪水、その他の異常な気象現状による災害の場合

①　被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

②　町内の滅失戸数が200戸以上のとき

③　滅失戸数が町内の住宅戸数の１割以上のとき

イ　火災による場合

①　被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

②　滅失戸数が町内の住宅戸数の１割以上のとき

（2）　整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設された町に譲渡し、管理は建設された町が行うものとする。

（3）　整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア　入居者資格

①　当該災害発生の日から３年間は当該災害により住宅を失った者であること。

②　収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から３年を経過した後は通常の公営住宅と同じ扱いとする。

③　現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ　構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ　整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ　国庫補助

①　建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。但し、激甚災害の場合は3/4。

②　借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

8　資材等の斡旋、調達

（1）　町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

（2）　道は、市町村長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

9　住宅の応急復旧活動

道及び町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策を

すれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第２１節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明者の捜索及び遺体の収容処理、埋葬については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

（１）　町長

（救助法が適用された場合、町長は、知事の委任を受けて実施するものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処理及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）

（２）　警察官

（３）　海上保安官

２　行方不明者の捜索

（１）　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

（２）　捜索の実施

町長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

また、遺体の流出等により他市町村に漂着していることが予想される場合は、その市町村に対し、次の事項を明示して捜索の応援を要請するものとする。

ア　遺体が埋没、又は漂着していると思われる場所

イ　遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

３　遺体の処理

（１）　対象者

災害の際、死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の収容処理を行うことができない者とする。

（２）　収容の方法

消防機関、警察官及び地域住民等の協力を得て行い、棺等必要器材を確保のうえ、町内の寺院、公共建物等遺体収容に適当な場所を選定し、収容するものとする。

（３）　処理の方法

収容した遺体は、速やかに警察官等の検死及び医師の検案を受け、次により処理するものとする。

ア　身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引き渡す。

イ　身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置、及び一時的な安置をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

（４） 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存（町）

ウ 検案

エ 遺体見分（警察官、海上保安官）

（５） 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

４ 遺体の埋葬

（１） 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族等のいない遺体のみ行うものとする。

（２） 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

５ 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

６ 平常時の規制の適用除外

町及び墓地・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第５条及び第14条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

第２２節　　災害警備計画

災害時においては、住民の避難誘導及び救助、犯罪予防、交通規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、災害地における人心の安定と社会秩序を維持する必要がある。そのため、町長は、北海道警察札幌方面余市警察署長に応援の要請を行うものとし、その諸活動は、北海道地域防災計画の定めるところによるほか、本計画の定めるところによる。

１　気象警報等の伝達

（１）　余市警察署長は、町長とその他関係機関に対し、気象警報等の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。

（２）　警察官は、基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した通報を受けたときは、第３章第３節「災害情報等の収集及び伝達計画」の定めるところにより、速やかに町長に通報するものとする。

２　事前措置等

（１）　町長が行う警察官の出動要請

町長は、基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、余市警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

（２）　町長の要求により行う事前措置

余市警察署長は、町長からの要求により、基本法第59条の規定に基づき、事前措置を行ったときは、直ちに町長に通知するものとする。

３　情報の収集及び交換

（１）　余市警察署長は、町長、その他の関係機関と緊密に連絡して災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

収集した情報は、町が収集した情報と交換し合うものとする。

（２）　余市警察署長は、所属職員の中から災害情報収集報告責任者を指定した場合は、町長に通知するものとする。

４　災害時における広報

余市警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合には、災害状況及びその見通し、避難措置、犯罪予防、交通規制、その他警察活動等について警備上必要と認める事項の広報を行うものとする。

５　避難措置及び救出

（１）　警察官は、基本法第61条又は警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第４条により避難の指示又は警告を行う場合は、本章第３節「避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の状況等により、これにより難い場合は適宜の措置

を講ずるものとする。

（２） 余市警察署長は、町長等災害救助の責任を有する機関に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに遺体の検分に努めるとともに、状況により町長の行う災害活動に協力するものとする。

（３） 余市警察署長は、災害が発生し、必要あると認められる場合は、災害現場にある消防機関等と協力して危険の監視及び警ら等を行い、被災者等の発見に努め、これを救出するものとする。

３ 応急措置

（１） 余市警察署長は、警察官が基本法第63条第２項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。

（２） 余市警察署長は、警察官が基本法第64条第７項及び第65条第２項の規定に基づき応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は直ちに町長に通知するものとする。警察官が応急公用負担を行った場合の損失の補償等の事後処理については、町長が行うものとする。

７ 交通規制

災害時における交通規制は、余市警察署において行うものとし、町長は、規制区域の広報について余市警察署に協力するものとする。

８ 災害時における通信計画

余市警察署長は、災害が発生し、かつ、孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に移動無線局、携帯無線機等を配置する計画を立てるものとする。

第２３節　　災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立ち直りを期するための応急金融対策は、本計画によるものとする。

１　応急金融

災害時における被災者への応急金融については、北海道地域防災計画に定める「災害応急金融計画」によるものとする。

（１）　生活対策に関する応急金融は、町民生活対策班があたる。
（２）　住宅対策に関する応急金融は、建設水道対策班があたる。
（３）　農林業対策に関する応急金融は、経済対策班があたる。
（４）　中小企業対策に関する応急金融は、経済対策班があたる。

第２４節　　広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、町のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、道又は他市町村に応援を要請し、災害応急対策を円滑に実施するものとする。

また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。

１　応援要請

（１）　道に対する応援要請

町長は、大規模災害時に、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（参考資料５）等に基づき、道や他の市町村に対して応援を要請する。

（２）　他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

２　全道的な消防相互応援体制の確立

（１）　消防機関は、大規模災害時に、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援要請をするほか、「北海道広域消防相互応援協定」（参考資料９）に基づき他の消防機関に応援を要請する。また、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

（２）　他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

３　防災関係機関の活動拠点等

防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。

なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や市町村、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。

第２５節　　職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び第30条の規定により、町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣又は斡旋を要請するものとする。

１　要請手続等

（１）　職員の派遣要請をしようとするときは、町長は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

（２）　職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、町長は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア　派遣の斡旋を求める理由

イ　派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

２　派遣職員の身分取扱

（１）　派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

（２）　派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令（昭和37年政令第288号）第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

（３）　派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定するものとする。

（４）　派遣職員の服務は町の規定を適用するものとする。

（５）　受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第２６節　　災害義援金募集（配分）計画

災害時に寄せられた多くの義援金を公正・適正に被災者に配分するために、町は、道及び日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関と連携を図りながら、募集、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

１　義援金の募集

町は、道及び日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民への周知を図る。

２　義援金の引継ぎ及び配分

寄託された義援金は配分委員会に引き継がれる。配分委員会は被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、町を通じ、迅速かつ適正に配分する。

なお、配分に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

３　義援金の管理

町及び道、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関は、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

配分委員会は、寄託された義援金を町を通じ被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

第２７節　　災害ボランティアセンターとの連携計画

災害時における災害ボランティアセンターとの連携は、本計画の定めるところによる。

１　災害ボランティアセンターの役割

災害ボランティアセンターとは、大規模災害が発生した際に、町社会福祉協議会が設置するボランティア活動の本部であり被災地現場におけるボランティアの活動拠点となる。

２　ボランティアの受入れ

災害応急対策の実施に携わるボランティアの受入れ窓口は、災害ボランティアセンターとし、総合支援対策班と連携し実施する。

町は、災害ボランティアセンターと相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するよう努める。

なお、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

３　災害ボランティアセンターの活動

災害ボランティアセンターの活用内容は、主として次の通りとする。

（１）　被災者ニーズへの対応
（２）　ボランティアのコーディネート
（３）　資金、資機材等の調達、管理・運用
（４）　中長期的な被災者支援と復興に向けたプランニング

４　ボランティアの活動

ボランティアに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

（１）　災害・安否・生活情報の収集・伝達
（２）　炊き出し、その他の災害救助活動
（３）　高齢者、障がい者等の介護、看護補助
（４）　清掃及び防疫
（５）　災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
（６）　被災建築物の応急危険度判定
（７）　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
（８）　災害応急対策事務の補助
（９）　救急・救助活動
(10)　医療・救護活動
(11)　外国語通訳
(12)　非常通信
(13)　被災者の心のケア活動

（14） 被災母子のケア活動
（15） 被災動物の保護・救助活動

５ ボランティア活動の環境整備

町は、災害ボランティアセンターとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、町社会福祉協議会と連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第２８節　　自衛隊災害派遣要請計画

災害に際し、人命又は財産の保護のため、自衛隊に対し派遣要請をする場合は、本計画の定めるところによる。

１　災害派遣要請

（１）　自衛隊の派遣要請は、人命及び財産の保護のため、「大規模災害時等の連携に関する協定書」（参考資料２６）に基づき、おおむね次の基準により行うものとする。

ア　人命救助のための応援を必要とするとき。

イ　洪水、地震等の災害災害、又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。

ウ　大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき。

エ　救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。

オ　主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。

カ　応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

（２）　自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまのない場合は、おおむね次の基準により自主的に部隊を派遣することができる。

ア　関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

イ　振興局長が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められるとき。

ウ　航空機･列車事故の発生等を察知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められるとき。

エ　その他上記に準じ、特に緊急を要し知事等の要請を待ついとまがないと認められるとき。

２　災害派遣要請の手続

（１）　町長は、人命又は財産の保護のため災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式６）をもって、知事（後志総合振興局長）に要請を依頼するものとする。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

ア　災害の状況及び派遣を必要とする事由

イ　派遣を必要とする期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　派遣部隊が展開できる場所

オ　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

（２） 町長は、人命の緊急救助に関し、知事（後志総合振興局長）に要請するいとまがない場合は、直接陸上自衛隊第１１師団長（第１１特科連隊）に通知することができるものとする。ただし、この場合は、前項の要領により速やかに知事（後志総合振興局長）に連絡し、上記(1)の手続をとるものとする。

３ 災害派遣部隊の受入れ措置

知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、宿泊所、車両機材等の保管場所の準備、派遣部隊及び後志総合振興局との連絡責任者の氏名、作業計画等について協議調整のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

４ 派遣部隊の撤収要請

災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（様式７）をもって知事（後志総合振興局長）にその旨を報告するものとする。

なお、日時を要するときは、口頭又は電話等で報告し、その後文書を提出するものとする。

５ 経費等

（１） 次の費用は、町において負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ 汲取料

（２） その他の必要経費については、自衛隊と協議の上決めるものとする。

６ 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

（１） 被害状況の把握

（２） 避難の援助

（３） 遭難者等の捜索活動

（４） 水防活動

（５） 消防活動

（６） 道路又は水路の啓開

（７） 応急医療、救護及び防疫

（８） 人員及び物資の緊急輸送

（９） 炊飯及び給水

(10) 物資の無償貸付又は譲与

(11) 危険物の保安及び除去

(12) その他

7　災害派遣時の自衛官の権限等

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。

ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

（１）　住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第４条）

（２）　他人の土地等への立入（警察官職務執行法第６条第１項）

（３）　警戒区域の設定等（基本法第63条第３項）

（４）　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第８項）

（５）　住民等への応急措置業務従事命令（基本法第63条第３項）

（６）　自衛隊用緊急通報車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の３第３項）

8　自衛隊との連携強化

（１）　連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

（２）　連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

9　派遣要請先

担当機関名	連絡窓口	所在地	電　話
後志総合振興局 地域創生部 危機対策課	主査（防災）	〒 044-8588 倶知安町北１条東２丁目	0136-23-1345
陸上自衛隊 第11旅団司令部	第３部防衛班 （第11特科隊 防衛警備幹部）	〒005-0008 札幌市南区真駒内17番地	011-581-3191 内線2681又は2683 平日夜間：内4606 休日夜間：内4609

（様式６）

仁　　企　　号
年　月　日

北海道知事（後志総合振興局長）　　様

仁 木 町 長

自衛隊災害派遣要請について

ことについて、次のとおりの災害に際し、人命又は財産の保護のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請します。

記

１　災害の情況
２　派遣を希望する期間
３　派遣を希望する区域及び活動内容
（１）　区域
（２）　活動内容
４　派遣部隊が展開できる場所
５　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
連絡責任者
市町村名
職 氏 名
電話番号

（様式７）

仁　　企　　号
年　月　日

北海道知事（後志総合振興局長）　　様

仁 木 町 長

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

年　月　日付け仁企号により要請した災害派遣については、要請目的を達成（緊急避難が終了）したので、下記の日時をもって、撤収要請します。

記

１　撤収を希望する区域
２　撤収日時　　年　　月　　日　　時　　分

第２９節　　災害救助法の適用

町の被害が一定の基準を越えて救助法の適用を受けた場合、同法に基づき実施する応急救助活動計画は本計画の定めるところによる。

１　実施体制

救助法が適用された場合の救助活動は、知事が行う。但し、救助法第30条第１項の規定に基づき委任された救助の実施に関する事務については町長が行うものとする。

２　救助法の適用基準

（１）災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生し、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行われる。

（２）災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行われる。

	仁木町単独の場合 住家滅失世帯数	相当広範囲な場合 （全道2,500世帯以上） 住家滅失世帯数	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
仁木町 人口5,000人未満	３０	１５	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

３　救助法の適用手続

（１）　町長は、町内における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を後志総合振興局長に報告しなければならない。

（２）　災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

４　救助の実施

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に揚げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

（1）災害が発生した場合

ア　避難所の設置

イ　応急仮設住宅の設置

ウ　炊き出しその他による食品の給与

エ　飲料水の供給

オ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

カ　医療

キ　助産

ク　災害にかかった者の救出

ケ　住宅の応急修理

コ　学用品の給与

サ　埋葬

シ　遺体の捜索

ス　遺体の処理

セ　障害物の除去

（2）災害が発生するおそれがある場合

ア　避難所の設置

5　基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等により責任を明らかにしなければならない。

別表11

指定避難所

（令和６年４月１日現在）

区分				福祉避難所	地域防災拠点	施設名	収容人員	所在地	施設の状況 延面積(㎡)	標高値(海抜)	建築年	管理責任者	電話番号	避難対象（住民基本台帳）		
土石流	崖崩れ地滑り	洪水	大規模火災											地区	世帯数	人口
○	○	○	○	○	-	仁木小学校	474人	西町１丁目52番地4	RC(S)3,829 (948)	10m	昭和63年	学校長	３２－２０１３	仁木地区	1,129	2,154
○	○	○	○	○	○	仁木中学校	646人	北町４丁目52番地	RC(S)4,140(1,293)	7m	平成４年	学校長	３２－２０７９			
○	○	○	○	○	○	仁木町民センター	286人	西町１丁目36番地1	RC 1,859 (572)	10m	平成11年	町長	３２－３９５８			
○	○	○	○	○	○	仁木町保健センター	134人	西町１丁目36番地1	RC 606 (268)	10m	平成11年	町長	３２－３９５９			
○	○	○	○	○	-	仁木町山村開発センター	686人	西町１丁目52番地	RC、S 2,255(1,372)	10m	昭和57年	町長	３２－３６２２			
○	○	×	○	×	-	仁木町交流センターいきいき８８	43人	北町１丁目88番地1	RC 402 (86)	8m	平成15年	町長	３２－２６５０			
○	○	×	○	×	-	仁木町観光管理センター	66人	北町８丁目17番地	S 278 (133)	5m	昭和49年	町長	３２－２１８０			
○	○	○	○	×	○	農村公園フルーツパークにき	161人	東町16丁目121番地	RC 1,100 (323)	43m	平成13年	町長	３２－３５００			
○	○	○	○	○	-	緑会館	15人	東町15丁目66番地	W 69 (30)	70m	昭和57年	町長	-			
○	○	○	○	○	-	砥の川会館	12人	砥の川303番地1	W 36 (24)	28m	昭和63年	町長	-			
○	○	×	○	×	-	仁木町すこやか子育て支援センター	376人	西町1丁目46番地2	RC 1,859 (752)	10m	令和6年	町長	３２－２５１４			
○	×	×	○	×	-	然別生活館	130人	然別95番地	B、S、W 363 (261)	30m	昭和46年	町長	-	大江地区	185	313
○	○	○	○	○	-	大江へき地保育所	32人	大江１丁目345番地1	RC 199 (65)	48m	平成27年	町長	３２－３４５３			
○	○	○	○	○	○	仁木町大江コミュニティセンター	76人	大江１丁目345番地1	RC 433 (153)	48m	平成27年	町長	３２－３４５２			
×	○	○	○	×	-	銀山小学校	273人	銀山２丁目446番地	RC(S)2,701 (547)	79m	昭和52年	学校長	３３－５３１４	銀山地区	344	573
×	○	○	○	○	○	銀山中学校	382人	銀山２丁目113番地	RC 3,358 (764)	87m	平成２年	学校長	３３－５２２３			
○	○	×	○	×	○	仁木町銀山生活改善センター	153人	銀山２丁目470番地	RC、S 580 (307)	77m	昭和45年	町長	３３－５００４			
○	○	×	○	×	-	仁木町銀山老人憩の家	27人	銀山２丁目470番地	W 107 (54)	77m	昭和50年	町長	３３－５００４			
×	○	○	○	×	-	銀山児童館（銀山へき地保育所）	76人	銀山２丁目459番地	B、W 198 (152)	78m	昭和49年	町長	３３－５１５６			
○	○	×	○	○	-	長沢会館	27人	長沢南464番地2	W 99 (55)	92m	昭和49年	町長	-			
○	○	○	○	○	-	尾根内会館	39人	尾根内221番地4	W 132 (79)	115m	昭和61年	町長	-			
計		２１か所					4,114人								1,658	3,040

※　地震については、職員等による点検を行い、安全の確認後に避難所設置の可否について判断する。
※　福祉避難所については、避難者の状況等に応じて、設置可能な避難所を検討する。

別表12

指定緊急避難場所

（令和６年４月１日現在）

区分				施設名	所在地	面積(㎡)	標高値（海抜）	管理責任者	電話番号	避難対象（住民基本台帳）		
土石流	崖崩れ地滑り	洪水	大規模火災							地区	世帯数	人口
○	○	×	○	旧町民野球場	北町8丁目25番地1	11,564	4m	町長	３２－２５１１	仁木地区	1,129	2,154
○	○	×	○	仁木町観光管理センター広場	北町8丁目25番地1	6,746	5m	町長	３２－３９５１			
○	○	×	○	仁木小学校グラウンド	西町1丁目60番地	9,394	10m	学校長	３２－２０１３			
○	○	×	○	仁木中学校グラウンド	北町4丁目52番地	13,767	7m	学校長	３２－２０７９			
○	○	○	○	農村公園フルーツパークにき（多目的活性化広場）	東町16丁目121番地	7,100	43m	町長	３２－３５００			
○	○	×	○	仁木町交流センターいきいき８８広場	北町1丁目88番地1	2,000	8m	町長	３２－２６５０			
○	○	○	○	グラウンド（旧砥の川小学校）	砥の川303番地	2,277	28m	町長	３２－２５１４			
○	○	×	○	仁木町すこやか子育て支援センター	西町1丁目46番地2	5,570	10m	町長	３２－２５１４			
×	×	×	○	グラウンド（旧然別小学校）	然別141番地	3,133	32m	町長	３２－２５１１	大江地区	185	313
○	○	×	○	グラウンド（旧大江小学校）	大江1丁目345番地	3,524	46m	町長	３２－２５１４			
○	○	○	○	ふれあい遊トピア公園	大江1丁目929番地	21,961	29m	町長	３２－３９７７			
×	○	○	○	銀山小学校グラウンド	銀山2丁目446番地	8,374	79m	学校長	３３－５３１４	銀山地区	344	573
×	○	○	○	銀山中学校グラウンド	銀山2丁目113番地	13,751	87m	学校長	３３－５２２３			
○	○	×	○	長沢会館前	長沢南464番地2	220	92m	町長	３２－２５１４			
○	○	○	○	尾根内会館前	尾根内221番地4	1,161	115m	町長	３２－２５１４			
計　　15か所											1,658	3,040

第８章　　事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁などの道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など特殊な事故災害についての防災対策の一層の充実強化を図るための予防及び応急対策については、本章に定めるところによる。

第１節　　航空災害対策計画

町内において､航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るために、実施する各種の応急対策は、本計画の定めるところによる。

１　情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（１）　災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

（２）　災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

（３）　関係機関相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図

※　発生地点が明確な場合

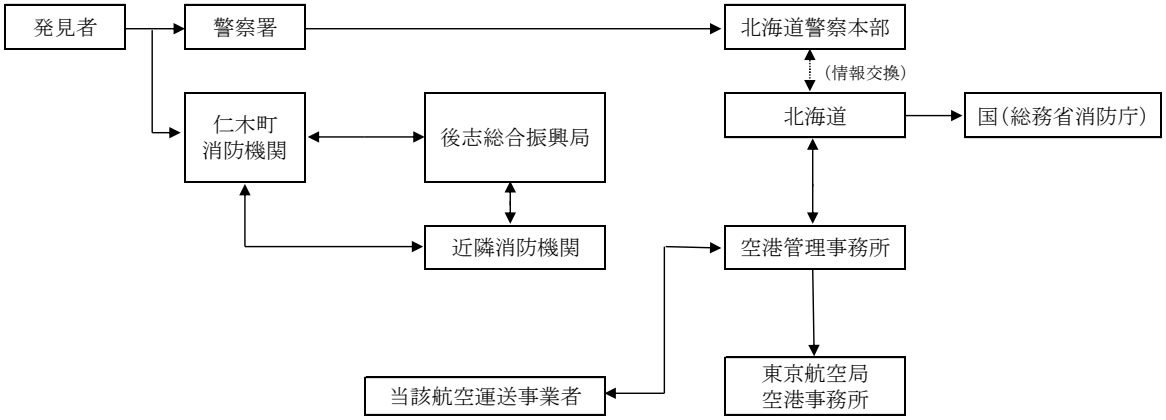

※　発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）

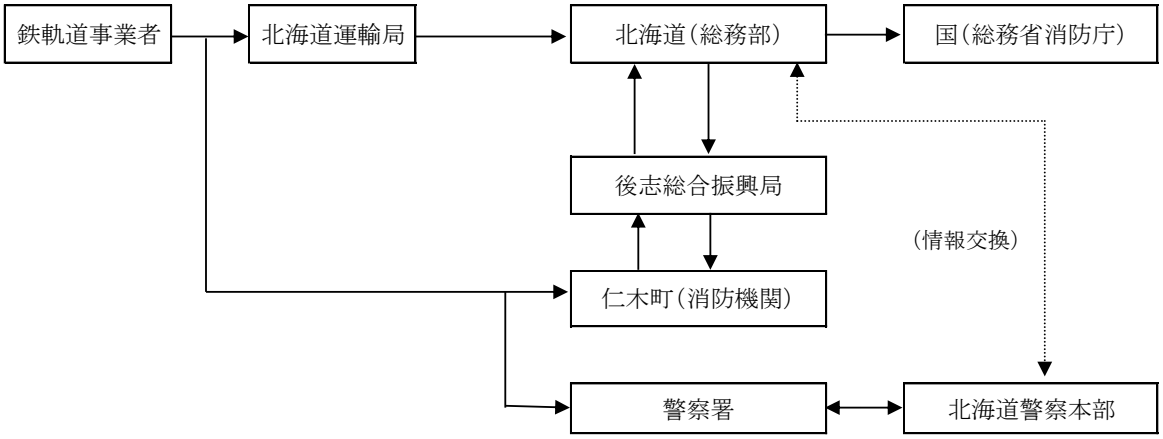

(注)　救難調整本部は、通常、東京空港事務所に設けられる。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被害者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第７章第２節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施するものとする。

（１）　被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア　航空災害の状況
イ　家族等の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の災害応急対策に関する情報
オ　その他必要な事項

（２）　旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　航空災害の状況
イ　旅客及び乗務員等の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の災害応急対策に関する情報
オ　航空輸送復旧の見通し
カ　避難の必要性等、地域に与える影響
キ　その他必要な事項

３　応急活動体制

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２章第２節「応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を整える。

４　救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第７章第４節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

５　医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第７章第９節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

６　消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

（１）　消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動等を迅速に実施するものとする。

（２）　消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

７　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第７章第21節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

８　交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第７章第22節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

９　防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第７章第10節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第７章第11節「廃棄物等処理計画」及び同章第12節「災害廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

10　自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、第７章第28節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより実施するものとする。

11　広域応援

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第７章第24節「広域応援計画」の定めるところにより、他の市町村、他の消防機関、道及び国へ応援を要請するものとする。

第２節　　鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るために実施する各種の応急対策は、本計画の定めるところによる。

１　情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（１）　災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（２）　災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（３）　相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

情報通信連絡系統図

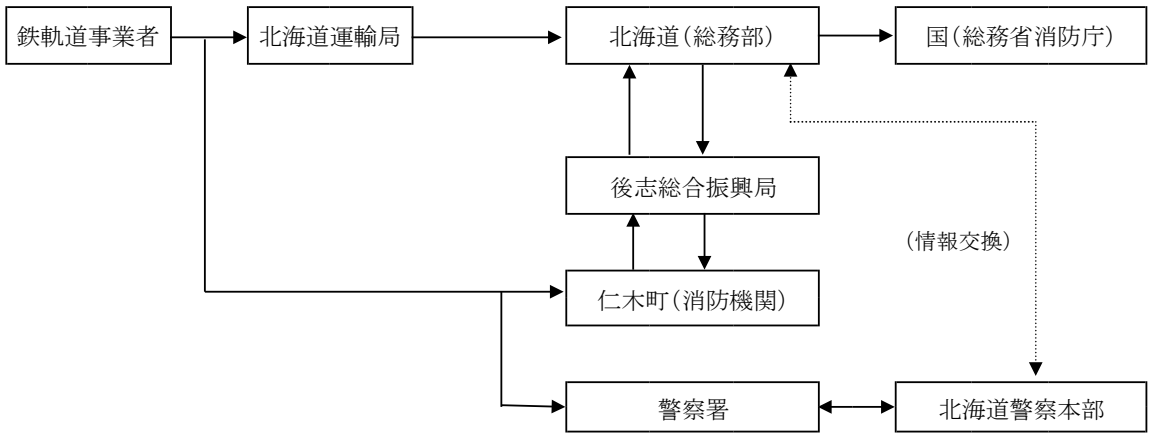

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第７章第２節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか次により実施するものとする。

（１）　被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア　鉄道災害の状況

イ　家族等の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　関係機関の災害応急対策に関する情報

オ　その他必要な事項

（２）　旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の指示等により、次の事項についての広報を実施するものとする。

ア　鉄道災害の状況
イ　旅客及び乗務員等の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の災害応急対策に関する情報
オ　施設等の復旧状況
カ　避難の必要性等、地域に与える影響
キ　その他必要な事項

３　応急活動体制

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２章第２節「応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を整える。

４　救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については第７章第４節「救助救出計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

鉄軌道事業者は、災害発生直後における救助救出活動を行うよう努めるとともに、救助救出活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

５　医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第７章第９節「医療救護計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

鉄軌道事業者は、災害発生直後における医療救護活動を行うよう努めるとともに、医療救護活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

６　消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

（１）　消防機関

ア　消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施するものとする。

イ　消防機関の職員は、鉄道災害による災害が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

（２）　鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

７　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第７章第21節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

８　交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第７章第22節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

９　危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第４節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10　自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第７章第28節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11　広域応援

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第７章第24節「広域応援計画」の定めるところにより、他の市町村、他の消防機関、道及び国へ応援を要請するものとする。

12　災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

第３節　　道路災害対策計画

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

１　災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

（１）　トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

（２）　道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するための体制の整備に努めるものとする。

（３）　道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

（４）　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

（５）　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

（６）　道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

（７）　道路利用者に対して道路災害時の対応等の防火知識の普及・啓発を図るものとする。

（８）　北海道警察は、道路交通の安全のための情報収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

２　情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（１）　災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（２）　災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（３）　相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

情報通信連絡系統図

※　国の管理する道路の場合

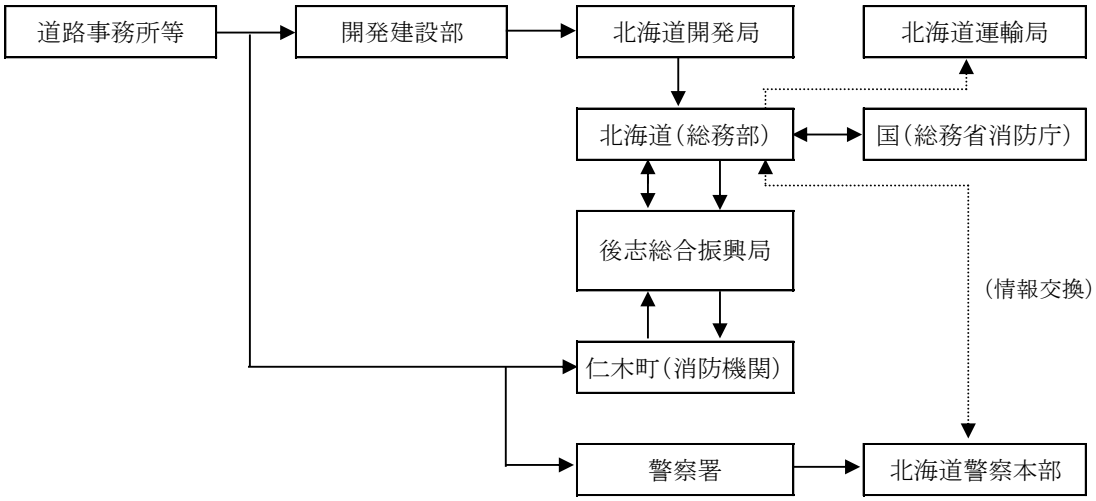

※　道の管理する道路の場合

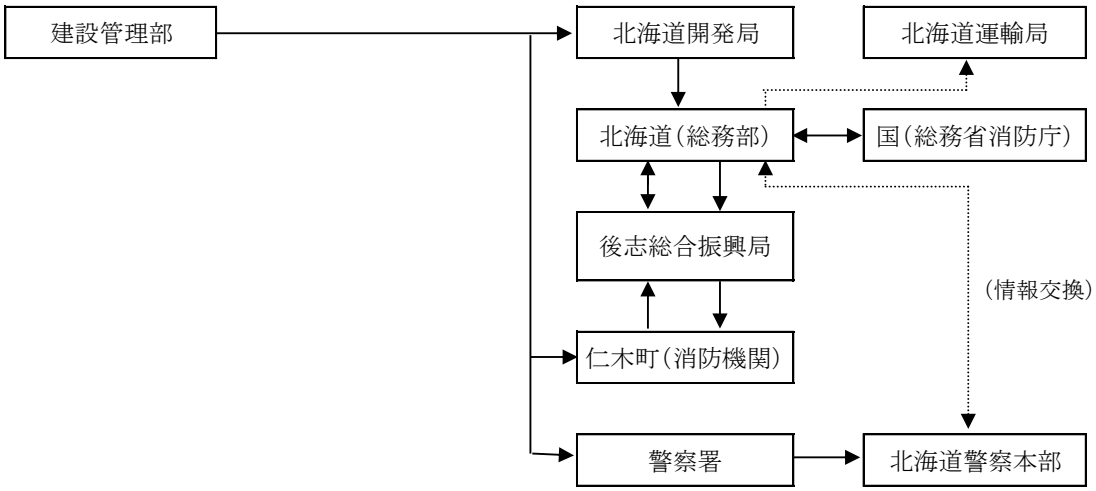

※　市町村の管理する道路の場合

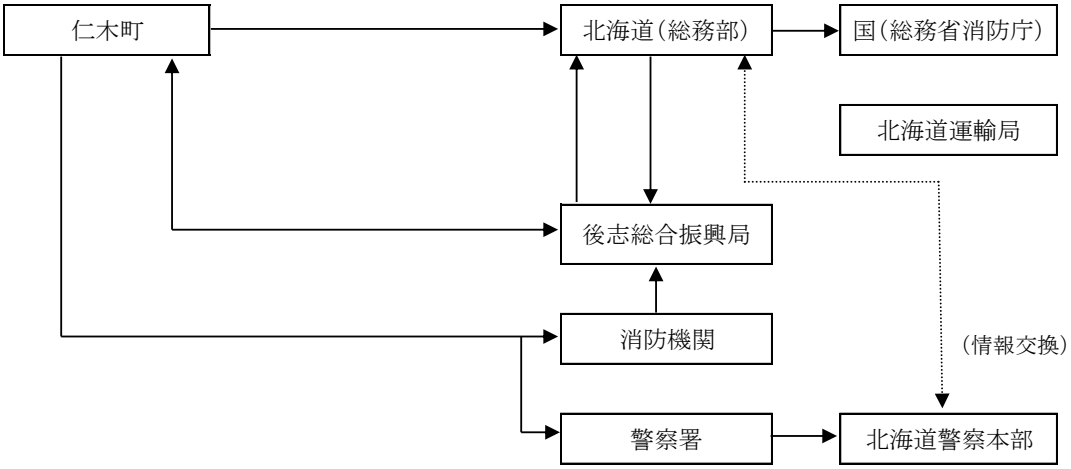

３　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第７章第２節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

（１）　被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア　道路災害の状況
イ　家族等の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関等の災害応急対策に関する情報
オ　その他必要事項

（２）　道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　道路災害の状況
イ　被災者の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の災害応急対策に関する情報
オ　施設等の復旧状況
カ　避難の必要性等、地域に与える影響
キ　その他必要な事項

４　応急活動体制

町長は、道路災害時、災害応急対策を円滑に実施するため、第２章第２節「応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を整える。

５　救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第７章第４節「救助救出計画」の定めめるところにより実施するものとする。

６　医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第７章第９節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

７　消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

（１）　道路管理者は、道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するものとする。

（２）　消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

（３）　消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第７章第21節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

９　交通規制

道路災害時における交通規制については、第７章第22節「災害警備計画」の定めるところにより実施するものとする。

10　危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第４節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11　自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第７章第28節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

12　広域応援

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第７章第24節「広域応援計画」の定めるところにより、他の市町村、他の消防機関、道及び国へ応援を要請するものとする。

13　災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

（１）　道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

（２）　関係機関と協力し、物資・資材の調達、人材の確保等を行い、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

（３）　類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

（４）　災害復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第４節　　危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流失、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関及び事業者が実施する予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

１　危険物施設等の把握

火災予防上の観点から消防機関は事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

町内の危険物・爆発物の所在地は、別表１３のとおりである。

２　情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報収集及び通信等は、次のとおりとする。

（１）　災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（２）　災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（３）　相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

情報通信連絡系統図

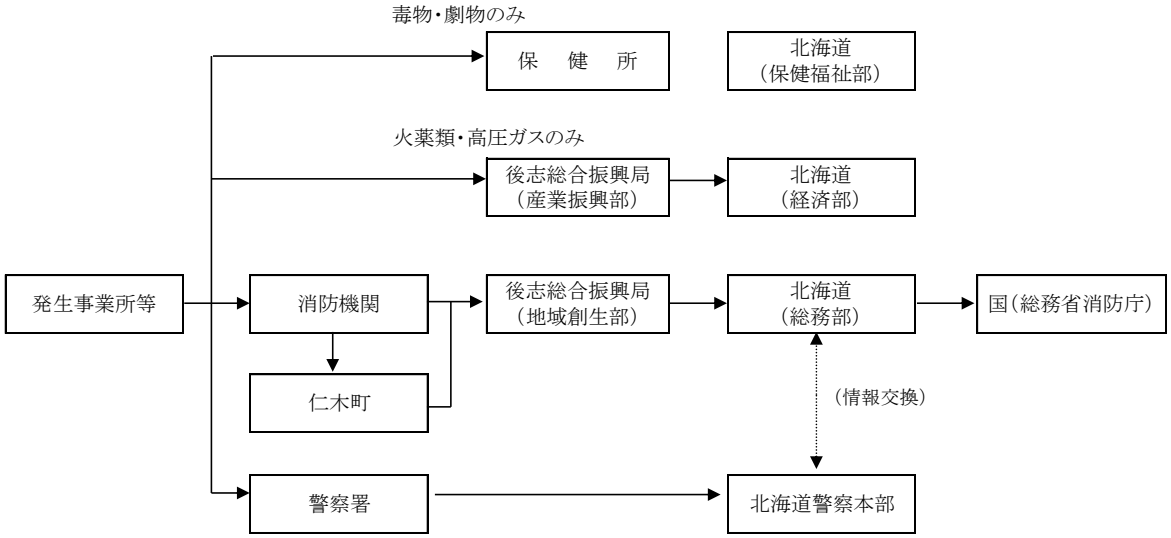

３　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第７章第２節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施するものとする。

（１）　被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア　災害の状況
イ　被災者の安否情報
ウ　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
エ　医療機関等の情報
オ　関係機関の実施する応急対策の概要
カ　その他必要な事項

（２）　地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車等の利用により、次の事項についての広報を実施するものとする。

ア　災害の状況
イ　被災者の安否情報
ウ　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
エ　医療機関等の情報
オ　関係機関の実施する応急対策の概要
カ　避難の必要性等、地域に与える影響
キ　その他必要な事項

４　応急活動体制

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２章第２節「応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

５　災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

（１）　事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

（２）　危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流失･拡散の防止､流出した危険物等の除去､環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

６　消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

（１）　事業者

消防機関の現場到着までの間に、自営消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

（２）　消防機関

ア　事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。
イ　消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

７　避難措置

人命の安全を確保するため、第７章第３節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

８　救助救出及び医療救護活動等

第７章第４節「救助救出計画」及び第９節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、第７章第21節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

９　交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第７章第22節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

10　自衛隊派遣要請

町長は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第７章第28節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、災害の規模や収集した情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11　広域応援

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第７章第24節「広域応援計画」の定めによるところにより、他の市町村、他の消防機関、道及び国へ応援を要請するものとする。

第５節　　大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

１　災害予防

町及び関係機関は相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

（１）　大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空き地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成等により大規模な火事災害に強いまちづくりを推進するものとする。

（２）　火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努めるものとする。

（３）　予防査察の実施

消防機関は、多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導するものとする。

（４）　防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導するものとする。

（５）　防火思想の普及

年２回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する要配慮者対策に十分配慮するものとする。

（６）　自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進するものとする。

（７）　消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努めるものとする。

（８）　消防体制の整備

消防職員、消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

（９）　防火訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実

施し、災害時の活動手段、関係機関との連携強化を図る。

(10)　火災警報

町長は、後志総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令することができる。

総合振興局名	警　報　発　令　条　件
後　志	・実効湿度で60％以下にして、最小湿度40％以下となり、最大風速14ｍ/ｓ以上のとき。

２　情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

情報通信連絡系統図

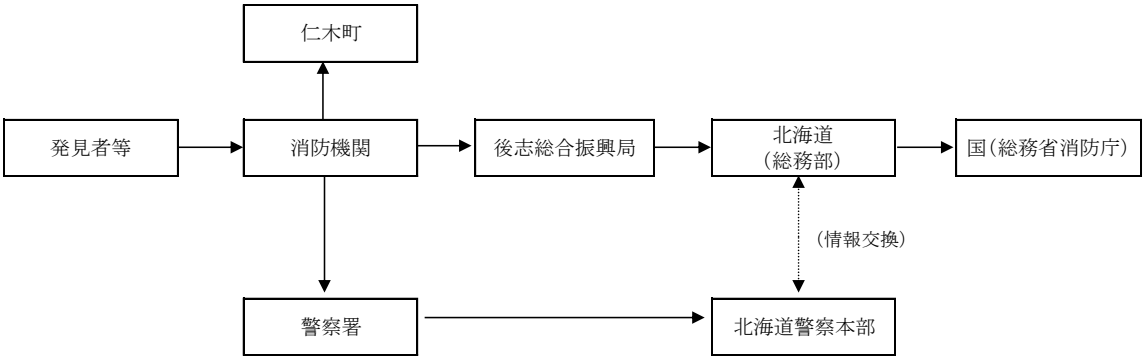

（１）　災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

（２）　災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に関係機関に連絡する。

（３）　関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

３　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町が被災者の家族等、地域住民に対して行う広報は、第７章第２節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

（１）　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア　災害の状況

イ　家族等の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　関係機関の実施する応急対策の概要

オ　その他必要な事項

（２）　地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施するものとする。

ア　災害の状況

イ　被災者の安否状況

ウ　医療機関の状況

エ　関係機関の実施する応急対策の概要

オ　避難の必要性等、地域に与える影響

カ　その他必要な事項

４　応急活動体制

町は、大規模な火事災害時、第２章第２節「応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

５　消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

（１）　現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

（２）　避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

（３）　消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

６　避難措置

町は、人命の安全を確保するため、第７章第３節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

７　救助救出及び医療救護活動等

町は、第７章第４節「救助救出計画」及び同章第９節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、同章第21節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

８　交通規制

町は、北海道警察等関係機関と協力して災害の拡大防止及び交通の確保のため、第７章第22節「災害警備計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

９　自衛隊派遣要請

町長は、第７章第28節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、災害の規模や収集し

た被害状況から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

10　広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第７章第24節「広域応援計画」の定めるところにより、他の市町村、他の消防機関、道及び国へ応援を要請するものとする。

11　災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第９章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第６節　　林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

１　予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるので、町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

（１）　一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣り等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

ア　タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、関係機関の協力を得ながら、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、標語、ポスター、広報車・掲示板等を活用し、広く周知する。

イ　入林の承認申請や届出等について指導する。

ウ　火災警報発令又は気象条件の急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

エ　観光関係者による予防意識の啓発を図る。

（２）　火入れ対策

林野火災危険期間（概ね３月～６月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

ア　森林法（昭和26年法律第249号）及び仁木町火入れに関する条例（昭和59年条例第９号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

イ　火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

ウ　火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ　火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

（３）　消火資機材等の整備

ア　林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

イ　ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地を予め選定する。

（４）　森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

ア　自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

イ　巡視

ウ　無断入林者に対する指導

エ　火入れに対する安全対策

（５）　林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じるものとする。

ア　火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ　火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所の設置、標識及び消火設備の完備

ウ　林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

（６）　北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知の方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

ア　路線の巡視

イ　ポスター掲示等による広報活動

ウ　林野火災の巡視における用地の通行

エ　緊急時における専用電話の利用

（７）　林野火災予消防対策協議会

町における林野火災の予消防対策については、地域を管轄する関係機関により構成された仁木町林野火災予消防対策協議会が推進するものとする。

（８）　気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるので、関係機関は次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

ア　火災気象通報（林野火災通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、第３章第１節「気象警報等の伝達計画」に準じ、次により行うものとする。

イ　伝達系統

火災気象通報（林野火災通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。

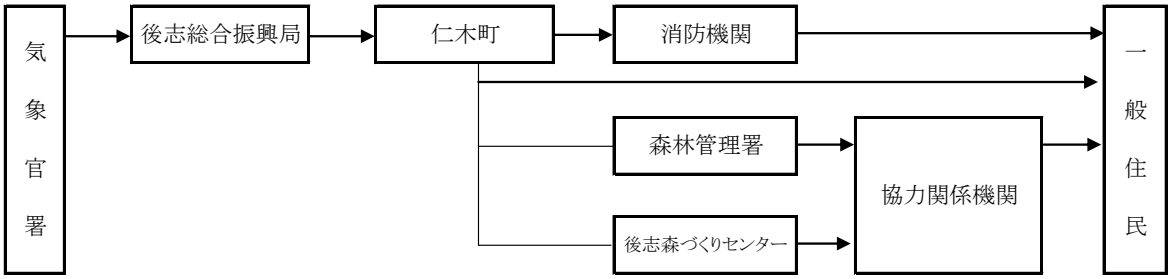

①　北海道

通報を受けた北海道は、直ちにこれを各（総合）振興局及び市町村へ通報するものとする。

②　町

通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、森林管理署、後志森づくりセンターへ通報するとともに、一般住民等に周知徹底を図るものとする。

また、町長は、林野火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年７月24日法律第186号）第22条第３項の規定に基づき火災に関する警報を発令することができる。

③　関係機関

火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

２　情報通信

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

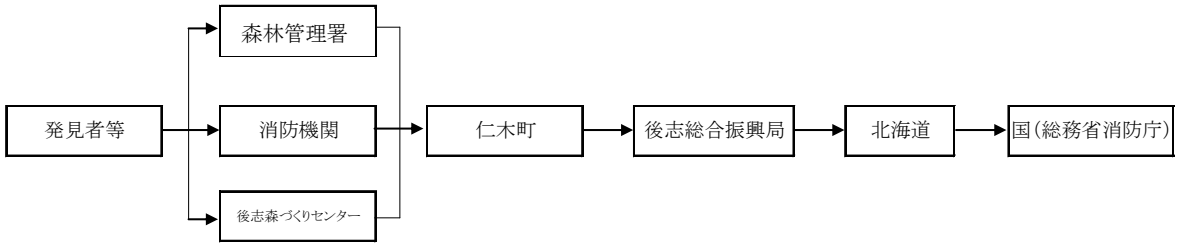

（１）　災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（２）　災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（３）　相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

（４）　町及び後志総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年２月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

３　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第７章第２節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

（１）　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア　災害の状況

イ　家族等の安否情報

ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の実施する応急対策の概要
オ　その他必要な事項

（２）　地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施するものとする。

ア　災害の状況
イ　被災者の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の実施する応急対策の概要
オ　避難の必要性等、地域に与える影響
カ　その他必要な事項

４　応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、必要に応じて第２章第２節「応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

５　消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を実施するものとする。

（１）　林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

（２）　住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

６　避難措置

町は、人命の安全を確保するため、第７章第３節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

７　交通規制

町は、北海道警察等関係機関と協力して、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第７章第22節「災害警備計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

８　自衛隊派遣要請

町長は、第７章第28節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

９　広域応援

町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施でき

ない場合は、第７章第24節「広域応援計画」の定めるところにより、他の市町村、他の消防機関、道及び国へ応援を要請するものとする。

第７節　　大規模停電災害対策計画

町内において、大規模停電により多くの町民等の生活に多大な支障を来たす、又は来たすおそれがあるとき、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策等は、次のとおりとする。

１　事前対策

町及び北海道電力ネットワーク株式会社余市ネットワークセンター（以下、この節において「北海道電力（株）」という。）は、大規模な停電が発生した場合、円滑に応急対策を実施できるよう、平常時から次の事項の整備、確認に努めるものとする。

（１）　情報収集・集約体制の構築
（２）　連絡体制及び通信方法の確認
（３）　非常用電源等の資機材、燃料の確保及び保守・点検
（４）　優先復旧すべき重要施設の所在
（５）　感電事故や電気火災の防止に関する町民等への広報
（６）　その他防災、応急対策に必要となること

また、北海道電力（株）は、電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、同社が定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。

２　応急対策

（１）　町

ア　町民等への応急対策

町は、長期にわたる停電が予想される場合、必要に応じて応急活動体制を整え、次の対策に努める。

①　指定避難所の開設
②　食料、支援物資の供給
③　非常用電源及び燃料の確保
④　その他、対応が必要と認められる対策

なお、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第７章第８節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

イ　応急対策要請

町は、被害状況により、北海道電力（株）の応急対策に対し、次のことについて要請を行う。

①　医療機関、避難所施設等の重要施設の優先復旧
②　電源車配置等による重要施設の電源確保
③　情報連絡員の確保
④　その他、災害対応に必要となること

ウ　災害広報

町は、北海道電力（株）から定期的に収集した情報について、第７章第２節「災害広報・情報提供計画」に基づき町民等への広報を実施するものとし、特に次の情報に

ついて正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

①　停電及び停電に伴う災害の状況

②　関係機関の災害応急対策に関する情報

③　停電の復旧の見通し

④　避難の必要性等、地域に与える影響

⑤　その他必要な事項

エ　給水対策

建設水道対策班は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動に努めるものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

（２）　北海道電力（株）

ア　応急対策

北海道電力（株）は、電力供給の確保のための応急対策を同社が定める「防災業務計画」に基づいて実施する。

なお、応急対策の実施について、町から要望があったときには、北海道電力（株）は、その実現に努めるものとする。

イ　情報伝達

北海道電力（株）は、次の事項について、事前に定めた通信手段により、町や関係機関に定期的に報告する。

①　停電発生日時

②　停電原因

③　停電地域

④　停電規模

⑤　被害状況

⑥　応急対策実施状況

⑦　復旧見込み

⑧　その他、必要と認められる事項

ウ　災害広報

北海道電力（株）は、停電状況や復旧見込みなどの情報について、次に示す広報媒体を利用して町民等に対し広報を実施するものとする。

①　インターネットホームページ、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

②　ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関

③　広報車

④　その他、必要と認められる広報媒体

（３）　北海道

ア　防災予防

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、

あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うこととする。

イ　応急対策

①　道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

②　道は、北海道電力（株）等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

③　北海道電力（株）は、②による決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めることとしている。

（４）　北海道警察

ア　交通対策

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来たすことを防止するため、交通整理員を適切に配置する。

イ　防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防災対策を行うものとする。

４　自衛隊要請

知事等法令で定める者は、第７章第２８節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、災害の規模規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

５　広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第７章第２４節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都道府県及び国へ応援を要請するものとする。

別表13

危険物・爆発物等貯蔵所一覧

（令和3年12月31日現在）

業　者　名	管理者	所在地	貯蔵所				給油取扱所	液化ガス販売店	火薬類
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所			
新おたる農業協同組合	代表理事組合長	北町3丁目4番地			重　20,000㍑			500kg	
		銀山2丁目62番地					G　15,000㍑ 軽　5,700㍑	400kg	
JAOC　後志(北後志) 石油広域流通施設	ホクレン農業協同組合連合会代表理事会長	東町8丁目1-5			軽　196,000㍑ 灯　294,000㍑				
㈱坂本輸送サービス	代表取締役	東町8丁目5-1				灯4,300㍑ 灯3,000㍑ 灯3,750㍑			
有限会社塩野商会	代表取締役	北町1丁目55番地					G　9,000㍑ 軽　4,000㍑ 灯　597㍑	500kg	
		北町1丁目14-1				灯3,000㍑			
		南町8丁目41番地43			灯　28,500㍑				
北海道旅客鉄道㈱ 然別駅	倶知安保線室助役	然別　然別駅構内	G　400㍑ 軽　1,800㍑ オイル　400㍑						
倉島乳業㈱	代表取締役	西町3丁目51番地			重　9,500㍑ 重　10,000㍑				
特別養護老人ホーム 仁木長寿園	施設長	北町8丁目40番地4		灯　1,738㍑					
株式会社フカザワ	代表取締役	然別500番地							爆薬 900kg 雷管1,000本

業　者　名	管理者	所在地	貯蔵所				給油取扱所	液化ガス販売店	火薬類
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所			
仁木町	仁木町長	西町1丁目36番地1(役場)			重　10,000リットル				
		西町1丁目52番地1(危険物倉庫)	G　1000リットル 軽　1000リットル						
		北町4丁目52番地(仁木中)			重　6,000リットル				
		西町1丁目52番地(山村センター)			灯　3,000リットル				
		西町1丁目52番地4(仁木小)			重　6,000リットル				
		銀山2丁目113番地1(銀山中)			重　6,000リットル				
		銀山2丁目447番地(銀山小)			重　7,200リットル				
		東町16丁目121番地(フルーツパーク)			重　6,000リットル				
		北町1丁目88番地(いきいき88)			灯　1,900リットル				
北後志消防組合 仁木支署	管理者	西町1丁目5番地			重　5,000リットル				
社会福祉法人 後志報恩会　大江学園	理事長	大江2丁目457番地6			灯　3,000リットル				
北海道芸術高等学校	学校長	東町5丁目4番地			重　6,000リットル				
道南生コン株式会社 仁木工場	代表取締役	南町8丁目62番地		重　3,000リットル					
余市カントリー エーブランドゴルフ 管理棟	代表取締役	東町緑ヶ丘73番地					G　574リットル 軽　574リットル		
社会福祉法人 後志報恩会　銀山学園	理事長	銀山2丁目134番地	移動タンク貯蔵所		重　20,000リットル				
計			G　1,400リットル 軽　2,800リットル オイル　400リットル	重　3,000リットル 灯　1,738リットル	重　111,700リットル 軽　196,000リットル 灯　330,400リットル	灯20,050リットル	G　34,074リットル 軽　19,774リットル 灯　10,097リットル オイル　1,800リットル	1,830kg	爆薬 900kg 雷管1,000本

第９章　　災害復旧・被災者援護計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して策定し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細やかな支援を講じるものとする。

１　実施責任者

町長、その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

２　復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画によるものとする。

（１）　公共土木施設災害復旧事業計画
　ア　河川
　イ　砂防設備
　ウ　林地荒廃防止施設
　エ　地すべり防止施設
　オ　急傾斜地崩壊防止施設
　カ　道路
　キ　公園
（２）　農林水産施設災害復旧事業計画
（３）　簡易水道施設災害復旧事業計画
（４）　住宅災害復旧事業計画
（５）　社会福祉施設災害復旧事業計画
（６）　学校教育施設災害復旧事業計画
（７）　社会教育施設災害復旧事業計画
（８）　その他の災害復旧事業計画

３　災害復旧事業費等

（１）　災害復旧事業、その他災害関係事業に要する費用は、別に法令の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

（２）　著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設等の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

４　融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、町及び関係機関は、法令等により各種金融支援を行うものとする。

5　罹災証明書等の交付

（1）　町

ア　町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書**等**の交付の体制を確立する。

イ　町は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、仁木町罹災証明書交付要綱（平成24年９月４日告示第72号）の規定に基づき、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書**等**を交付しなければならない。

ウ　町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

エ　危機管理班と建設水道対策班において、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

6　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

（1）　被災者台帳の作成

ア　町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

①　氏名
②　生年月日
③　性別
④　住所又は居所
⑤　住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
⑥　援護の実施の状況
⑦　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
⑧　電話番号その他の連絡先
⑨　世帯の構成
⑩　罹災証明書**等**の交付の状況

⑪　町長が台帳情報を本町以外の者に提出することに被災者本人が同意している場合は、その提出先

⑫　⑦の提出先に台帳情報を提供した場合は、その旨及びその日時

⑬　その他被災者の援護に関し町長が必要と認める事項

ウ　町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ　町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（２）　台帳情報の利用及び提供

ア　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

①　本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

②　町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

③　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ　台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

①　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

③　提供を受けようとする台帳情報の範囲

④　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

⑤　その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

ウ　町長は、イの申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を含めないものとする。

第10章　　備蓄計画

災害における流通機能の停止等により、飲食物等の不足に備えた備蓄を行うことの計画は、別に定める「仁木町備蓄計画」によるものとする。